

市川市健康都市プログラム

WHOの健康都市を目指して

2005年 3月

市 川 市



WHO憲章の精神を尊重した 「健康都市いちかわ」宣言

「すべての人々にとって、できる限り高い健康水準を享受することは基本的な権利である」 - 私たちは、このWHO(世界保健機関)憲章の精神を尊重し、誰もが個々の能力を生かしながら健やかに、生き生きと暮らせる「健康都市いちかわ」を目指すことを、ここに宣言します。

HEALTHY CITY ICHIKAWA DECLARATION In Deference to the Constitution of the WHO

“The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being” - We pay due regard to the spirit of this Constitution of the World Health Organization (WHO), and we hereby declare that we will aim for “Healthy City Ichikawa”, a city where all people can be energetic, healthy, and live life to its fullest.

市 川 市

2004年11月3日宣言

はじめに

市川市は2004年(平成16年)11月、WHO憲章の精神を尊重した健康都市いちかわ宣言を行いました。本格的な少子高齢化時代を迎え、また、食や環境など私たちの健康にかかわる色々な問題が深刻になってくる中、本市の宣言にも引用した「すべての人々にとって、できる限り高い健康水準を享受することは基本的な権利である」というWHO憲章前文が、今ほど重みを持って受け取られるときはないのではないのでしょうか。本市はこれまでも総合計画のなかで、市民の健康に関する施策を重点的に取り上げ、積極的に推進してまいりましたが、この健康都市宣言を機に、この取り組みをさらに充実してまいりたいと思います。

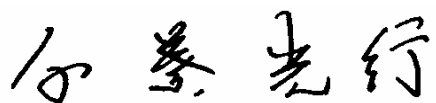
いうまでもなく、健康であること、健康であり続けることは人々の共通の願いです。その願いを実現するため、世界の都市がネットワークを組み、力を合わせて取り組んでいこうというのが、WHO健康都市であります。このWHO健康都市は、世界中の都市で健康を維持し高めていく条件が悪化しているという認識の下、保健・医療の分野だけでなく、福祉や環境、教育、文化、まちづくりなど私たちの健康に深くかかわっている広い分野で、市民の健康の向上を目指し地域を挙げて活動していこうとするものであり、さらに、同じ目的をもった都市が結束することで大きなパワーとなることが期待されています。

1980年代にヨーロッパで始まった取り組みは、いまや世界に広がっています。私たちのアジアにおいても、昨年(2004年)10月、およそ26の都市と機関が集まって健康都市連合が設立されたところです。この連合の設立メンバーである本市は、日本における健康都市の取り組みのリーダー的な役割を果たしていくことも求められています。

このプログラムは、WHO西太平洋地域事務所が示した健康都市ガイドラインに沿ってまとめたもので、これからの本市の健康都市の取り組みの基本となるものであります。このプログラムを着実に実行することで、本市の健康都市宣言に述べている「誰もが個々の能力を生かしながら健やかに、生き生きと暮らせる」まちを築いていきたいと思ひます。

プログラムの策定にあたり、市川市健康都市推進協議会の皆様をはじめ、健康都市市民アンケートなどで貴重なご意見等をいただいた市民の皆様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2005年3月

市川市長 

目 次

・「健康都市プログラム」とは何か

1 . なぜ「健康都市」なのか	1
(1) WHO健康都市とは何か	2
(2) なぜWHOが健康都市に取り組んでいるのか	2
(3) ヨーロッパでの健康都市の取り組み	3
(4) 西太平洋地域での健康都市の取り組み	4
(5) その他の地域での健康都市の取り組み	5
(6) 日本での健康都市の取り組みはどのように広がってきたか	5
2 . 「健康都市プログラム」はどのようなものか	8
(1) 基本的な考え方	8
(2) プログラムの目的	8
(3) プログラムの性格	8
(4) プログラムの対象範囲	9
(5) プログラムを実行するためのステップ	10
(6) プログラムの位置づけ	10
3 . 「健康都市プログラム」の仕組みと期間	15
(1) プログラムの仕組み	15
(2) プログラムの期間	15
4 . 「健康都市プログラム」を進めていくための体制	16
(1) 庁内の推進体制	16
(2) 市民、事業者における推進体制	16
5 . 「健康都市プロジェクト発展のための地域ガイドライン」(WPROガイドライン) とは何か	17
(1) WPROガイドラインの健康都市の特徴	18
(2) ガイドラインを参考にした市川市の健康都市の推進方向	19

・健康水準を高めていくための課題

1 . WHOの健康決定要因とは	22
2 . 市川市の課題	23
(1) 保健・医療	23
(2) 生活基盤・環境・バリアフリー	24
(3) 福祉・地域・労働環境・安全確保	26
(4) 文化・芸術・教育・スポーツ・アメニティ	26

・推進プラン

体と心	1 . 食による健康づくり	28
	2 . 一人ひとりの健康づくり	32
ま ち	3 . 楽しく歩ける道づくり	36

	4 . 水と緑の環境づくり	38
	5 . 身近な環境活動	41
社 会	6 . 暮らしの安全向上	44
	7 . 地域ネットワークの拡大	48
文 化	8 . スポーツの振興	51
その他	9 . I Tを活用した健康支援	53
	10 . 市民活動の支援	54
. 目に見える形で「健康都市」を進めるために（モデル・プロジェクト）		
	1 . ヘルシーセティング（地域住民の健康をサポートする取り組みを推進する）	55
	2 . ヘルシーエクステンジ（都市間交流を推進する）	55
. 「健康都市」を広く理解してもらうために（啓発事業）		
	1 . 健康都市宣言	56
	2 . 健康都市ウィークの開催	56
	3 . 健康に関する講座の開催	56
	4 . ホームページや広報による情報の提供	56
	5 . 啓発用冊子の作成	56
	6 . ニュースレターの発行	56
. プログラムの評価		
. 施策の方向と展開		
	1 . 健康都市施策体系	58
	2 . 健康都市施策の展開	59
	. 誰もが健康なまちを作る（体と心）	59
	. 快適に暮らせるまちをつくる（まち）	72
	. みんなで助け合うまちをつくる（社会）	88
	. 豊かな心を育むまちをつくる（文化）	109
. 資料編		
	1 . 市川市での健康都市への取り組み	122
	2 . 健康都市に関する資料	125
	(1) WHOヘルシーシティの例	125
	(2) 健康都市連合会員一覧	128
	(3) 健康都市連合憲章	129
	(4) WHO西太平洋地域事務所への提出書類（2003年レポート）	143
	(5) 健康に関する市民アンケートの概要	152
	3 . 市川市健康都市推進協議会（設置要綱・委員名簿）	156
	4 . 市川市健康都市市内推進会議・担当者部会（設置要綱・組織名簿）	158
	5 . プログラム策定の経過	160
	6 . 用語解説	162

・「健康都市プログラム」とは何か

1. なぜ「健康都市」なのか

市川市は2004年11月3日、健康都市の宣言を行った。世界保健機関（WHO）の精神を基本に、世界で取り組まれている「健康都市プログラム」に参加し、その下で同じ目的で参加した世界の都市と連携し市民の健康をトータルに高めていくためである。

あえて述べるまでもないが、健康は、全ての市民の共通の願いであり、市民福祉の原点ともいべきものである。従って行政にとって最も力を入れている分野の一つでもある。市川市は、2001年4月に策定した「新総合計画」のなかでも、市民の健康を守り、高める施策を積極的に推進してきた。これら健康施策の取り組みは、市民一人ひとりの健康をどう維持し、増進するかということに主眼を置き、生活習慣を改善し、健康づくりに取り組もうとする市民を、行政が支援するという形で進めてきた。このような施策は、高齢化が進み、また生活習慣病が増加している現代にあって、ますます重要になってきている。

しかし、実際には、わたしたちの健康は個人の努力だけではどうにもならない多くの要素が複雑に関係している。一人ひとりが健康を維持し、増進しやすい条件を社会的に整える必要性を強調し、「ヘルス・プロモーション」の考えをうちだしたのが、WHOオタワ宣言であるが、この考えに基づき、世界の取り組みとして進めているのが、WHOの「健康都市プログラム」である。このプログラムは、健康を個人の責任としてのみ捉えるのではなく、都市環境そのものを健康にしようとする考え方で、従来ならば保健・医療・福祉部門とは無縁であった活動領域の人々にも健康の問題に深く関わってもらい、都市住民の健康を確保するための仕組みを構築し、それに向かって持続した努力をしていくものである。

WHOが「都市」における健康に限ったのには理由がある。都市化は経済的には発展し、都市基盤も整備されるなど生活水準が上がり、都市化が進んでいない地域に比べ、健康を維持する条件が整っていると考えられがちであるが、実際は、食料の供給、住宅問題、居住環境、就労、ライフスタイル、社会経済的環境など、都市生活のいろいろな部面にわたるさまざまな課題が発生している。健康を守ることについては、保健・医療・福祉の分野の仕事が重要なことは言うまでもないが、都市に生活する人々の身体的、精神的、社会的健康水準を高めるためには、都市のいろいろな条件を整備することが必要で、WHOの健康都市の取り組みはこのようなことからできた。

もとより健康都市の取り組みは、WHOのプログラムに参加することなしに、単独の取り組みとしても進めることは可能であるが、以下の理由から、本市はこのプログラムのもとで取り組むことにしたものである。

様々な健康への取り組みの歴史と主にヨーロッパでの先例を踏まえたWHOの健康都市ガイドラインに沿って進めることで、世界的な取り組みの中で位置づけられること

WHOの健康都市は、単なる名称ではなく、実効性が何よりも担保されていることが

求められ、市民に対しても責任を果たしていけること

同様に取り組む国内、国外の都市との情報交換、交流が可能となるとともに、WHOの最新の情報も入手可能であること

(1) WHO健康都市とは何か

上述したように、WHO健康都市は、都市に生活する住民の身体的精神的、社会的健康水準を高めるためには、健康を支える都市の諸条件を整える必要があるという認識のもとに、従来までならば保健・医療・福祉部門とは無縁であったかもしれない活動領域の人々にも、健康の問題に深く関わってもらい、都市住民の健康を確保するための仕組みを構築しようとしているもので、この仕組みの構築が、健康都市プログラムである。

WHOは「健康都市」の定義として、「市民の健康と繁栄を政策決定過程の中心にする都市」としている。これはあるレベルの健康水準を達成した都市ではなく、都市の実情や抱えている課題を踏まえた健康都市のビジョンを作り、それに向かって努力を重ねている都市を指している。そのために大切なことは、Intersectoral Collaboration（多分野間の協力）であり、健康に対する責任を達成するための組織とプロセスを持つことである。

(2) なぜWHOが健康都市に取り組んでいるのか

WHOで健康都市（Healthy City）という考え方が生まれたのは、ヨーロッパを中心とする都市人口の集中する国々で、人口の都市集中によって生活環境が激変し、それが人々の健康に大きく影響するという深刻な影響を抱えるようになったことに遡る。

第二次世界大戦後、1945年のサンフランシスコ会議において、自治権のある新しい国際保健機関の設立が承認され、翌1946年にニューヨークで開かれた国際保健会議では、WHO憲章が採択され、WHOの仮設委員会が作られた後、1948年、WHOは公式な機関として承認された。健康に対しての定義は1946年のWHOによる「健康大憲章」(Magna Carta of the WHO)によって、まず定められているが、この中で健康とは、「単に疾病や虚弱がないことではなく、身体的、精神的、社会的に完全に満足のいく状態を指す。健康は人間の基本的権利であり、到達可能な限りの高度な健康水準を達成することは、全ての人間の基本的権利のひとつである」とされており、精神的・社会的な状況にも注目した点で当時としては画期的であった。

その後、科学の発展により医療技術は飛躍的に進歩し、薬剤の開発によって感染症は激減するとともに、人々の平均寿命は飛躍的に延長した。しかし一方で、先進諸国と開発途上国の健康水準の格差は広がる一方であった。この状況についてWHOは、政治的、社会的、経済的にも容認できないものであるとし、1978年当時のソ連カザフ共和国の首都であるアルマ・アタにて、ユニセフとの共催で「プライマリー・ヘルス・ケアに関する国際会議」を開催し、アルマ・アタ宣言を採択するに至る。これは主として開発途上国を対象としたものであり、ここでの健康概念は身体的健康が中心であった。この宣言は、世界中の

全ての人々の健康を保持し推進するため、政府、保健、開発職員、及び全世界の地域住民による迅速な行動が必要であることを指摘し、先進国と開発途上国の間の健康状態の不平等、それぞれの国内の政治的、社会的不平等に言及し、人々が保健医療ケア計画と実施に対して参加する権利と義務があることを明言した。

一方、ヨーロッパを中心とする都市人口の集中する国々では、人口の都市集中によって生活環境が激変し、それが人々の健康に大きく影響するという深刻な問題を抱えてきた。住居や生活、環境、教育、社会福祉、その他のサービス等の街を作るあらゆる要素が人々の健康に影響を及ぼしている、という認識の下、「ヨーロッパにおけるすべての人々に健康を」の戦略が打ち出された。

こうしてアルマ・アタ宣言から8年後の1986年、WHOは主として先進国を対象としたオタワ宣言を行い、ここでヘルス・プロモーションの考えが打ち出された。ヘルス・プロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールし、改善することを増大させようとするプロセスのことであり、これは開発途上国を対象とした、プライマリー・ヘルス・ケアとともにHealth for Allを実現するための2つの柱で、健康推進が「個人の生活習慣の改善だけでなく、個人の生活習慣や健康等に影響している環境整備を合わせたもの」という理解がされている。

1992年のリオ・デ・ジャネイロで開かれた地球サミット（環境と開発に関する国連会議）では、21世紀に向けた継続可能な発展のための人類の行動計画である「アジェンダ21」が合意された。WHOとは直接関係はないものの、持続可能な発展と市民参加の点で健康都市プロジェクトに影響を与える結果となった。

このように、1980年代後半には、WHOで健康都市(Healthy City)という考え方が生まれ、都市に住む人々の健康を維持するための仕組みづくりの重要性が認識され、ヨーロッパを中心に組み込まれていたものが、世界中の取り組みとして広がっていった。WHOには6つの地域事務所があり、それぞれの地域に応じたアプローチにより健康都市に関するプロジェクトを推進しており、その数は約1,000都市ともいわれている。

このうち「健康都市プロジェクト」の先駆的存在であるWHOヨーロッパ地域事務所では「健康都市」の概念を都市づくりの手法の一つとして活用するため、ヨーロッパ内の参加都市を募り1987年から5ヵ年計画で「健康都市プロジェクト」をスタートさせた。このWHOヨーロッパの「健康都市プロジェクト」の経験は、プロジェクト参加都市を通じてヨーロッパ内の多くの都市に拡大し、現在ではヨーロッパ内にとどまらず、南北アメリカやアジアなど世界の各地域においてもその概念や手法に基づき、多くの都市が健康都市タイプの活動に取り組んでいる。

(3) ヨーロッパでの健康都市の取り組み

世界の中で、もっとも先に健康都市に取り組んだのがWHOヨーロッパ事務所であった。デンマークのコペンハーゲンに本部を置くこの地域事務所は1987年より約30の都市で健

健康都市プロジェクトを開始した。発足当初（第1フェーズ）は35都市が「WHOヘルシーシティ」の指定を受け、様々な課題に取り組んだ。その後、今日まで、ほぼ5年の周期で「フェーズ」を繰り返し、現在、第4フェーズの取り組みが行われている。各フェーズにおいて、プロジェクト指定都市は、WHOの「指定」を受けずに健康都市タイプの活動に取り組んでいる国内の都市とのネットワークを形成し、情報提供を行っている。また、健康都市のヨーロッパネットワークもあり、例えば、タバコ撲滅、食の流通と安全、水と衛生、交通と健康などの健康に関する様々なテーマで、国を超えた相互の交流、プロジェクトの実施のほか、国内の都市間のネットワークも形成されている。近年、世界的規模の流通拡大によりSARSなどの伝染病予防が大きな課題となっているが、ヨーロッパネットワークではこのような課題に取り組むため、国際健康規定の改訂について検討する動きも出ている。

WHOからヘルシーシティの指定を受ける都市の割り当ては人口規模等によって各国の持分（上限）が決められており、また、その申し込みも第3フェーズまでは、その要件がかなり厳しかったが、第4フェーズに至ってこの基準が若干緩和されたようである。

第フェーズ（1987～1992）	35都市
第フェーズ（1993～1998）	39都市
第フェーズ（1998～2002）	43都市
第フェーズ（2003～）	選定中

なお、2003年には、アイルランドのベルファスト市において、健康都市会議が開かれ、これまでの15年の活動の総括と、各都市での取り組みの発表が行われたが、この会議にはヨーロッパ以外からも多数が参加しており、いまや、ヨーロッパのWHO地域事務所の取り組みは、その地域を越えた世界的な取り組みに発展していることを示している。さらに2004年5月にはEU（欧州連合）に新たに10ヶ国が加盟し、EU拡大に伴うヨーロッパのパブリックヘルス事業について初の本格的な研究が行われ、その成果は『EU拡大と健康政策』にまとめられた。

（4）西太平洋地域での健康都市の取り組み

日本はWHO西太平洋地域事務所に属しているが、これはフィリピンのマニラに本部がある。この地域では、発展途上国における学校、職場、市場、病院などの環境改善を目指す「健康都市・健康アイランド」プロジェクト等を展開してきた。また、オーストラリア、日本、ニュージーランドではそれぞれの国ごとに独自の方針に基づき健康都市型プログラムを実施してきた。

2000年にはこの地域事務所の健康都市ガイドラインを公表し、その後、この地域の健康都市の取り組みは、基本的にはこのガイドラインに沿ったものとなっている。事務所では各都市の健康都市の取組みをデータベース化して提供する事業も行ってきたが、2003年10月にマニラで開かれた健康都市の会議において、この地域における健康都市間のネットワ

ークを組むことが議論され、「健康都市連合」として2004年に発足することが決まった。

(5) その他の地域での健康都市の取り組み

上記のほか、WHOには4つの地域事務所がある。

アフリカ地域事務所

アフリカ地域事務所(本部 コンゴ・ブラジリエ)は、ヨーロッパに次ぐ規模の地域ネットワークである。コンゴ、セネガル、ニジェール、象牙海岸といったフランス語圏の健康都市を結ぶネットワークが活動中。人種も人口規模も多様な地域での効果的な健康プログラムを目指した活動が展開されている。

アメリカ地域事務所

アメリカ地域事務所(本部 ワシントンDC)では1988年頃より健康都市アプローチが始まった。「健康自治体および健康コミュニティ」運動の名称で活動を展開中。プロジェクト対象自治体はニカラグア、キューバ、コロンビアなど途上国の都市のみ。メキシコでは「健康自治体」、チリでは「健康都市」、カリブ諸国では「健康アイランド」など表現やアプローチも様々である。またカナダでは健康都市の州ネットワークを中心として活動を展開中である。

東南アジア地域事務所

東南アジア地域事務所(本部 インド・ニューデリー)では「健康的な環境づくり」と称して、内容の異なるコミュニティ開発型の保健プログラムを展開している。参加国はバングラディッシュ、ネパール、インド、タイ、インドネシア、ミャンマー、スリランカなど。

東地中海地域事務所

東地中海地域事務所(本部 エジプト・カイロ)では1988年より健康都市活動を開始。キプロス、イラン、モロッコ、チュニジアではそれぞれの国内ネットワークが形成されている。およそ20国余りが参加しており、伝染病、ポリオ、エイズ対策などのプロジェクトを展開している。

このように健康都市はWHOの世界中の取り組みとなっている。なお、健康都市の取り組みとしていくつかのヨーロッパの都市の事例を別冊に挙げた。

(6) 日本での健康都市の取り組みはどのように広がってきたか

オタワ憲章を契機に、ヨーロッパにおいては健康都市、北米においてはウェルネス運動という、新たな健康観に基づく政策が展開されてきたが、これは端的にいえば「健康の観

点からまちづくりをみなおそう」という政策であった。このような取り組みがされなかったのは先進国では日本だけである。しかし、欧米での取り組みの実績を背景に、日本でも遅ればせながら、従来の保健衛生の施策とは別に、健康を施策の中心においたまちづくりの必要性が認識されてきた。以下、その歴史を概観する。

健康文化と快適なくらしのまち創造プラン（1993年）

厚生省（当時）は、1993年度から「健康文化と快適なくらしのまち創造プラン」という施策を展開した。この施策の背景には、高齢化や疾病構造の変化（感染症から慢性型へ）により、日本の保健医療を取り巻く環境が著しく変化し、国民の健康感が変化してきており、健康というものがこれまでの「単に病気でない」という考え方から、生活を中心とした、心の問題、社会の問題というように広く捉えるようになってきた、さらには質の高い生活QOLを志向する時代になっていることが挙げられる。オタワ憲章を契機に、ヨーロッパにおいては健康都市プロジェクト、北米では「ウェルネス運動」という、新たな健康観にもとづく取り組みが始まってきたことも影響している。

この「健康文化と快適なくらしのまち創造プラン」は、モデル市町村を指定し、事業計画の策定に補助金の交付をするもので、また、策定した事業計画に基づく事業の実施に対しても補助を行った。この補助事業は1997年で打ち切りとなったが、その後、このモデル市町村が中心となって、健康文化都市協議会を組織した。なお、前述のWHO西大西洋地域事務所が健康都市として登録をした際、この協議会の構成自治体の多くが登録を行っている。

健康日本21（2000年）

2000年4月、21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる「健康日本21」がスタートした。日本の高齢化率が2010年には22%になるといわれている中で、生活習慣病に基軸をおき、（1）栄養・食生活、（2）身体活動・運動、（3）休養・こころの健康づくり、（4）たばこ、（5）アルコール、（6）歯の健康、（7）糖尿病、（8）循環器病、（9）がんの9領域、70項目、100指標について2010年までに達成すべき目標を掲げた第3次国民健康づくり運動であり、県計画は必須であるが市町村計画は努力義務にとどまっている。

この趣旨は、元来、健康は個人の健康観に基づき、一人一人が主体的に取り組む課題であるが、個人による健康の実現には、こうした個人の力と併せて、社会全体としても、個人の主体的な健康づくりを支援していこうというものである。健康寿命の延伸等を実現するために、具体的な目標等を提示することにより、健康に関連する全ての関係機関・団体を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものである。運動の目標は、全国レベルのものであるが、地方公共団体等のそれぞれの運動の実施主体においては、運動の目標等を参考に、それぞれの実情に応じて、関係者間で共有

されるべき目標等を設定する。

このように、「健康日本 21」はヘルス・プロモーションの考えを入れながらも、病気のリスクファクターを探し、それをコントロールする、きわめて医学的な発想であるといえる。したがって、手法は、むしろアメリカの「ヘルシー・ピープル」(註1)に基づいた自己責任のライフスタイル・チェンジ中心になっている。

(註1)1979年、ラロンド報告の基本概念に基づいて、米国厚生省のマクギニス技官はヘルシー・ピープル(Healthy People)という新たな国民的健康政策を打ち出した。この新政策の特徴は疫学や健康への危険因子を重視し、特に個人の生活習慣の改善による健康の実現に重点を置いたものであった。Healthy Peopleでは、科学的に立証された数値目標を人生の年代別で設定し、国民運動としてその目標を達成する手法をとっている。目標を設定し、健康の改善を目指すという手法は1980年代には世界中に広がった。

「健康日本 21」の地方計画は「環境」「教育」「福祉」「産業」など「健康」をまちづくりの視点から幅広く携わって捉え「地域特性に応じた地方計画を住民参画の視点から策定することが望まれている。地域の独自性や独創性を盛り込み、人と地域の健康づくりが一体となった計画こそが地方計画の醍醐味であり、最大のメリットであるといえる。その意味で、「健康日本 21」も地方計画のレベルでは、WHOの健康都市の考え方と通ずるものがある。しかし、「健康日本 21」は、上位の国の計画自体が生活習慣病に基軸を置いており我が国における高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大しており、健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が要請されている。

健康増進法(2002年)

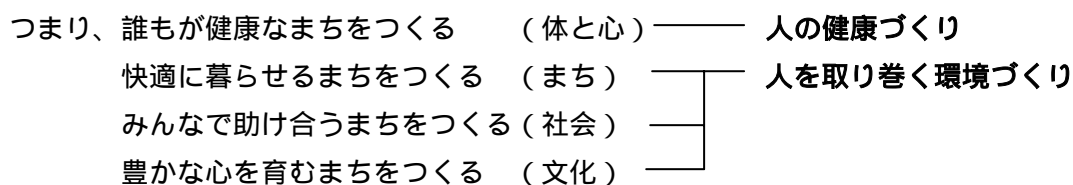
「健康日本 21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、医療制度改革の一環として2002年5月に健康増進法が施行された。

この法律では、個人、学校、事業者、行政等がそれぞれの立場で健康増進に努めることが法的に義務付けられたほか、特に、学校、体育館、病院、飲食店、官公庁施設等の多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙の防止対策を講じるように求めている。

2. 「健康都市プログラム」はどのようなものか

(1) 基本的な考え方

このプログラムは、WHOの大憲章にある「健康を維持することは人類の基本的な権利である」という考えに基づき、本市の基本構想に健康という面からアプローチするため、「心豊かで健やかな市民が住む健康都市」をめざし、以下の施策の柱を設定する。この目標は「健康」が単に身体の健康に直接的に係わるだけでなく、健康決定要因である環境や社会の仕組みや文化など、広い領域をカバーするものとする。



(2) プログラムの目的

このプログラムは、WHO健康都市プログラムに参加するなかで、市民の健康と、健康決定要因の現況を明らかにし、将来に向かってこれらの課題にどのように対応していくか、その政策推進のプログラムである。

具体的には、次の4点を示す。

健康都市推進の基本的な考え方と目標

健康都市推進の基本方針と基本方策の体系

健康都市推進の推進体制

健康都市の推進方策(推進プラン、モデル・プロジェクト)

(3) プログラムの性格

このプログラムは、幅広い視野からの市民の健康増進活動を支援するとともに、健康都市にふさわしいまちづくりを計画的かつ体系的に進めていくために、市川市総合計画の「基本構想」の理念に基づいて、今後の市川市の健康都市施策の基本的な考え方及び施策の方向を示すものである。したがって、市川市総合計画及び各種個別計画における健康都市関連施策を体系的に網羅し、都市計画、保健、福祉施策等と連携を図り、健康都市施策を効果的に展開していくための計画であり、健康都市の具現化を図るものである。

また、WHOの健康都市プログラムに寄与するため、WHO西太平洋地域事務所が2000年3月に作成した「健康都市プロジェクト発展のための地域ガイドライン(「REGIONAL GUIDELINES FOR DEVELOPING A HEALTHY CITIES PROJECT」)をもとに、同地域の実践例等をも参考にしながら、本市の先行する計画や既存の健康事業との整合性も図りつつ、総合的かつ地域特性に応じた健康都市政策を推進するものである。

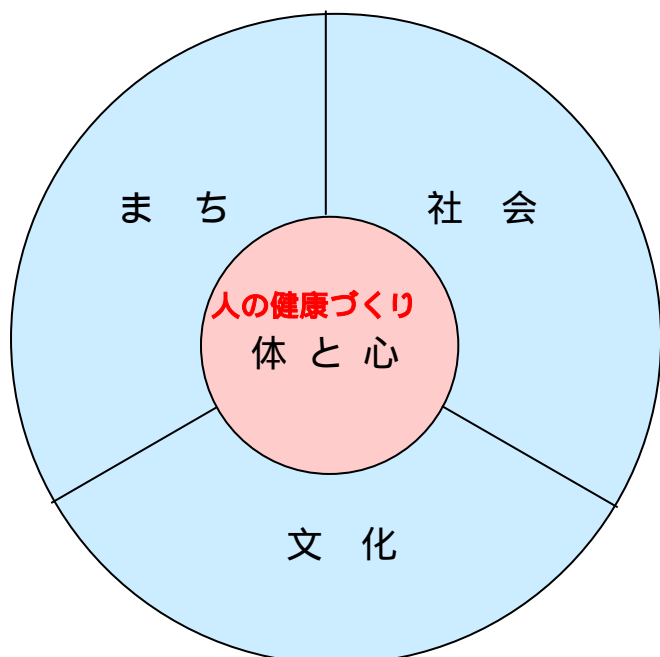
(4) プログラムの対象範囲

このプログラムは、市民の健康にかかる全ての施策を対象とする。それらは、直接的に身体にかかる保健・医療の分野と、健康に直接、間接にかかるハード、ソフトの施策とがある。日常生活において健康状態に著しく影響を与える要因は「健康決定要因」と呼ばれ、高野健人教授（東京医科歯科大学大学院）の研究によると、「教育」、「労働・雇用」、「所得」、「地域経済」、「予防活動」、「保健医療資源」、「都市稠密度」、「住環境」、「都市環境」が挙げられている。この他にも、心を豊かにする「文化」の施策も欠かせない。

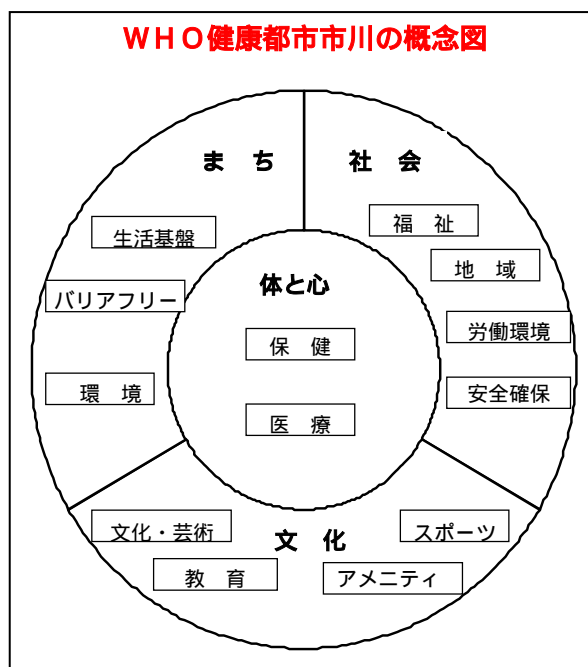
そこで、健康にかかる施策を直接身体にかかる「人の健康」と、健康に直接、間接にかかる「人を取り巻く環境」の2つの分野に分けた。健康に直接、間接に関係する「人を取り巻く環境」は、さらに、社会のインフラ整備を主体とした「まち」、福祉など制度の充実を主体とした「社会」、それに心の豊かさを育む「文化」に分けた。健康都市プログラムは、これらの4本の柱、すなわち「体と心」「まち」「社会」「文化」への取り組みを健康という視点から総合的に行うための中長期的な計画である。

このため、都市における健康問題解決に効果的な行動をとるためには、各種部門の取り組みを連携して推進する必要がある。推進には、行政機関における健康やその他の部署のみならず、NPOや民間企業、更には地域社会との連携も重要な要因になる。このように部門を連携した取り組みを地域社会の参加をもって発展させるのが健康都市の重要な特色である。

健康都市いちかわのイメージ図



人を取り巻く環境づくり



(5) プログラムを実行するためのステップ

このプログラムの実行には次の2つのステップを踏んでいく。

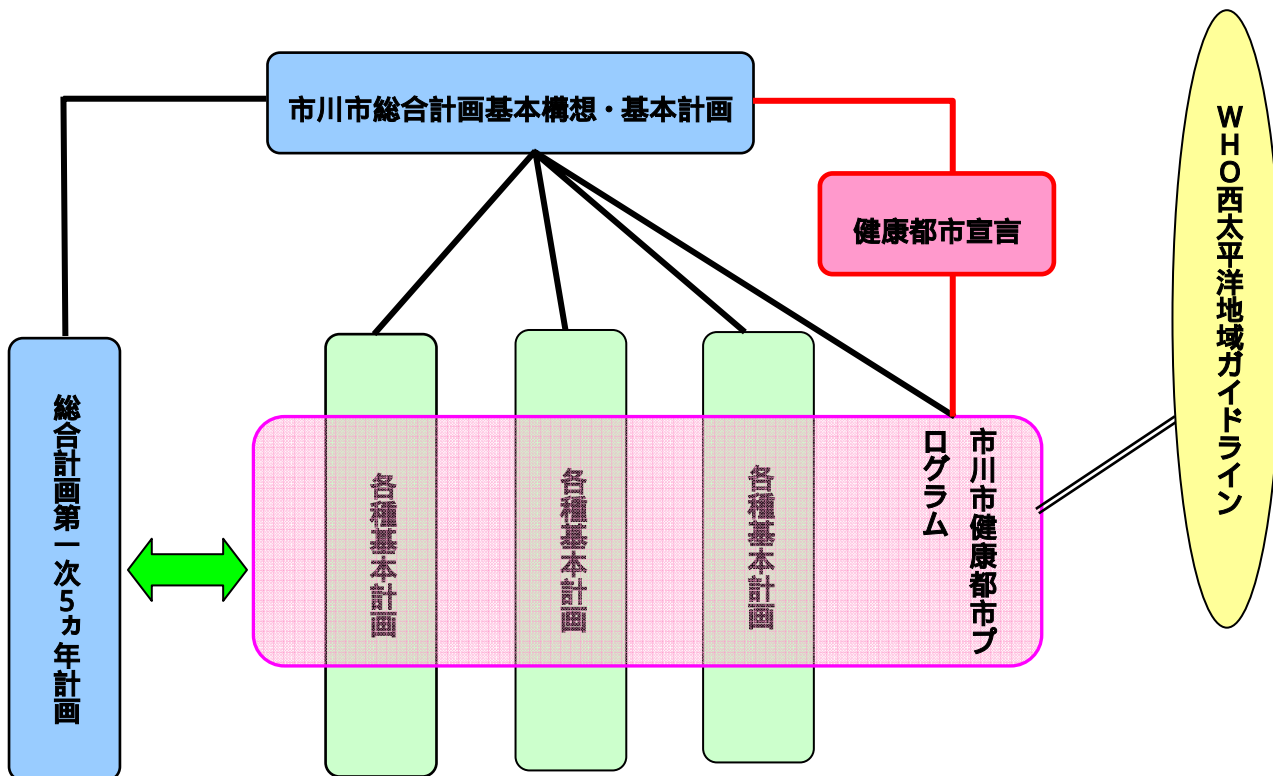
第一段階：

本市は既に総合計画（基本計画・総合5ヵ年計画）や各部門の個別計画の中に、それぞれ健康維持、増進に直接、間接に関係する計画を持っている。そのため、健康都市プログラムを展開する第一段階では、これらの計画や担当部門で日常的に実施している既存事業を、健康都市の視点から整理し、これらの着実な実効性を担保する。また、一部、健康都市モデル・プロジェクト（モデル事業）に着手する。

第二段階：

既存の各種計画や事業を拡大するだけでなく、補足し完全なものにするとともに、モデル事業にも全面的に着手する。これらの過程で広範な、市民との協働が実践されることが何よりも求められる。

(6) プログラムの位置づけ



市の各種計画への健康的な視点の組み込み

本市は従来から、各分野の計画及び、施策に健康の視点を取り入れて推進してきた。

今回、各計画の目的及び目標を市民の健康水準の向上を目的とした健康都市プログラムとの関連により整理した。進行中の計画の再点検は 2 つの意義がある、即ち、施策の重なりを防ぐばかりでなく、健康の視点から整理することで現行の施策で不足している分野を明らかにすることである。

下記の表は現在進行中の計画と健康都市との関連で見直したものである。

	計 画 名	計画期間 (年度)	目 的	健康都市との関連
1	男女共同参画基本計画	2002.9 ~ 2025	男女の人権が尊重され、性別にかかわらず心豊かに生活することができる男女が平等な社会、男女が対等に参画する社会の実現を目指す	・女性の生涯健康支援
2	保健医療計画	1998 ~ 2005	保健医療需要の変化に対応した効果的、効率的な保健医療対策のために、本市の実情に即した具体的施策を定め計画的にその推進を図る	・健康づくりや疾病の予防、検診、治療からリハビリテーションにいたるまでの包括的な保健医療体制の充実
3	地域福祉計画	2003 ~ 2007	誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ると共に自らも参画し安心して暮らすことのできるまちをつくる	・地域の福祉活動の推進とその支援体制の構築
4	障害者施策長期計画	1998 ~ 2007	個性豊かに自分の力を発揮し、社会の中で役割を持ち共に生きる	・障害者の自立支援に対するすべての事業が該当する 4つの重点施策を推進 1.総合相談窓口の設置 2.障害者就労支援センター 3.地域生活支援センター 4.バリアフリー福祉マップの作成
5	老人保健福祉計画	2003 ~ 2007	健康と長寿を喜び、健やかで安心した生涯を過ごすことができる社会の実現を目指す	・生涯にわたる健康づくりの推進 ・生きがいづくりの充実
6	介護保険事業計画(第2期)	2003 ~ 2007	介護が必要な高齢者が地域で暮らし続けられるような仕組みづくり	・高齢者の生活の質の向上にかかわる施策
7	エンゼルプラン	1999 ~ 2009	子どもが育ち、子どもを育てるための支援施策	・子どもの育成にかかる事業

	計 画 名	計画期間 (年度)	目 的	健康都市との関連
8	市川市教育計画	2001.1 ~ (2003.7 改訂)	進んで学習に取り組み、学びの成果を生かす自立心と社会性にあふれた人間を育成する	・生涯を通じた健康な心と体づくりの推進
9	文化振興ビジョン	2003 ~ 2025	芸術文化の振興、新たな文化の創造を通じて個性豊かな地域づくり	・市民一人ひとりが市川に暮らすことに誇りと愛着を感じる市の実現のためのリーディングプログラム
10	環境基本計画	2000 ~ 2010	「自然が息づく文化都市市川を未来に引きついでいくため」の環境に関わる施策や事業の推進	・環境の保全及び創造に関する事業すべて
11	みどりの基本計画	2004 ~ 2025	緑地の保全及び緑化を推進し措置を総合的かつ計画的に実施する	・都市公園整備 ・緑地の確保
12	都市マスタープラン	2004 ~ 2025	「都市の健康とは」という観点で、環境・文化・経済・景観等に配慮しながら、安全で安心して暮らせる都市空間づくりを進めるための基本的な方針	・安全な空間形成（防災・防犯） ・快適な空間形成（景観） ・安心できる環境形成（ユニバーサルデザイン）
13	一般廃棄物処理基本計画	2002 ~ 2011	廃棄物の発生を抑制し、持続可能な資源循環型都市いちかわを目指す	・清潔なまちづくり ・循環型社会の構築
14	交通バリアフリー-基本構想	2003.10 ~ 2010	人にやさしいまちづくりを目指し、主要な駅と駅周辺の公共公益施設等に至る主要な移動経路のバリアフリー化を目標にまちづくりを推進	・公共交通施設を中心としたバリアフリー化 ・人にやさしい道づくり事業
15	商工業振興ビジョン	2001 ~ 2011	商工業の現状と新たな商工業のあり方を示した産業振興策の指針	・地域密着型コミュニティ商店街の形成 ・環境と調和し市民生活と産業が共存するまちづくり
16	総合交通計画	2004 ~	総合的見地から各交通機関を一体的に考え、将来にわたる市川市の交通施策の基本方針	・環境負荷の軽減、利便性、交通手段の選択肢を広げて市民生活支援、官民協働の視点で構築
17	地域防災計画	2000 ~	市民の安全・防災の対策の方針	・地震災害や風水害に対して、市・防災関係機関・市民・事業所が協力することにより、市の地域並びに市民の生命・身体及び財産を守る

	計 画 名	計画期間 (年度)	目 的	健康都市との関連
18	防災まちづくり 計画	2004～	地震災害による人的・環境的・経済 的な打撃を最小限に留めるために、 都市の構造的な安全性を高めるため の計画 ・短期的、長期的な対応策 ・被災後の復興まちづくり計画	・災害に強い都市基盤の整備 ・市民の生命（安全性）を確保 ・安心な生活空間の形成
19	江戸川活用総合 計画	2000～	江戸川の有効な活用を推進する	・サイクリングロード、桜並木、水辺 のイベントなど江戸川を憩いの場と して整備する
20	市川市公共下水 道基本計画	1988～	公共用水域の水質保全及び生活環境 の向上	・計画的な市街地の下水道整備
21	生活排水対策推 進計画	2002～ 2012	みんなの力でふるさとの川・真間川 に清流を取り戻すために生活排水対 策を進める	・河川に流れ込む生活排水の汚れを減 らし、河川水質の改善を図る
22	スポ-ツ振興基本 計画	2004～ 2014	幅広い市民を対象とした、生涯学習 として気軽に実践できるスポーツ活 動の振興	・生涯学習としてのスポーツの推進
23	景観基本計画	2004～	都市の個性（自然・文化都市）を活 かしながら優れた景観のまちづくり を市民との協働で進めるための理念 と基本的な方針	・地域に愛着と誇りを持ち、住み続け られるまちづくりを推進 ・心地良い生活環境、活気ある経済環 境の創出により、快適で生き生きと したまちづくりを推進
24	市川市交通安全 計画（第7次）	2001～ 2005	交通安全に関する施策の総合的な推 進を図る	・歩行者等への安全教育や、交通環境 に関する安全対策を行う ・市民、交通関係機関・団体等との連 携のもとにこれらの施策を推進する
25	市川市住宅マス タープラン	2003～ 2012	今後の少子高齢社会への対応や既存 住宅活用の方向等を踏まえ、住宅施 策の基本的方向を再検討するととも に、新たな住宅施策の基本的方向を 提示	・だれもが不安なく健やかに暮らせる 住宅、住環境づくり ・安全、快適に暮らせる住まいとまち づくり ・環境に配慮した住まいとまちづくり
26	市川市自然環境 保全再生指針	2004	人と自然との共生を実現するための 指針	・地域の特性に応じた自然環境の保 全・再生 ・開発の際の自然環境への配慮

	計 画 名	計画期間 (年度)	目 的	健康都市との関連
27	防犯まちづくり に関する方針	2004	防犯まちづくりに関する基本方針や 具体的な方策等を検討し、方針を作 成する	・安全で安心して暮らせるまちづくり を推進
28	防犯まちづくり 基本計画	2005～	防犯まちづくりに関する施策を総合 的かつ計画的に推進するための基本 計画を策定し、全市的な防犯まちづ くりを推進する	・安全で安心して暮らせるまちづくり を推進

3. 「健康都市プログラム」の仕組みと期間

(1) プログラムの仕組み

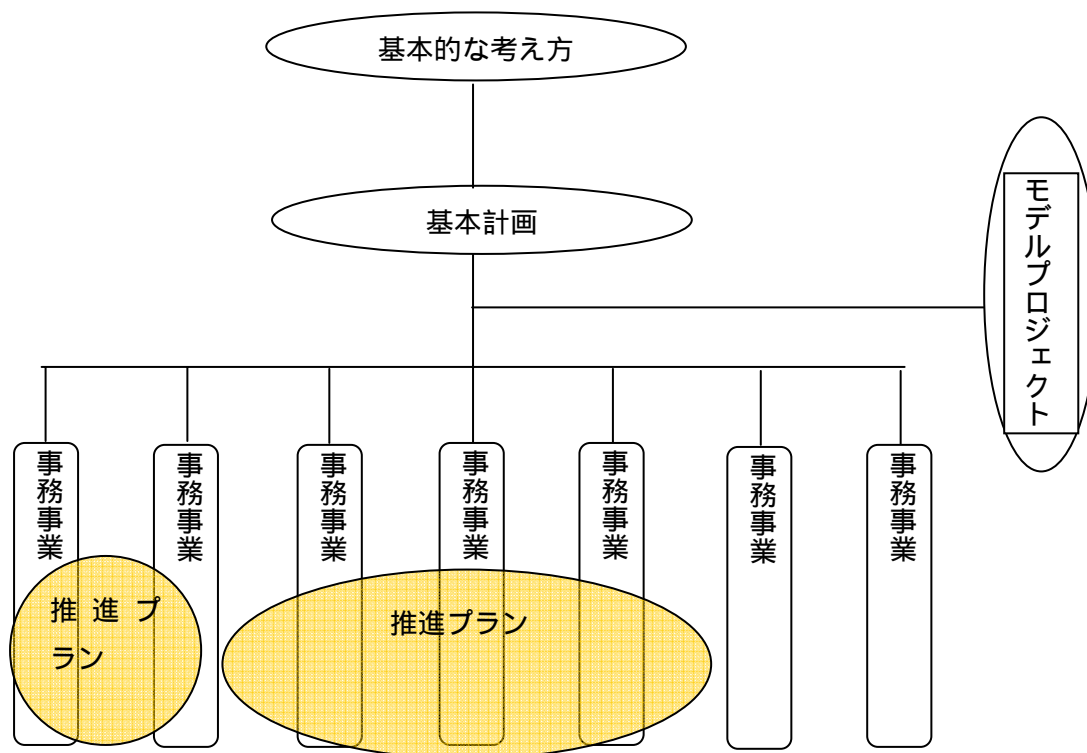
この健康都市プログラムは、「基本的な考え方」、「計画」、「推進プラン」、「モデル・プロジェクト」から構成する。

「基本的な考え方」は、本市の目指すべき健康都市像や基本理念及び施策の基本的な方向を定める。

「計画」は、基本的な考え方に示している健康都市像及び基本理念を実現するため、主要な施策とその方向を体系的に示すものであり、目標年度は、2010年度とする。

「推進プラン」は、プログラムに関わる施策をリードするプロジェクトとして、健康都市という視点から関連事業を総合的・計画的に実施し、地域固有の魅力をまちづくりに生かしていくための健康づくりのプロジェクトであり、基本計画に示された施策を計画的に実施するため、具体的な施策や計画・事業などを定めるものである。計画期間は2010年度とする。

モデルプロジェクトは健康都市の具体的な取組みを進めるための事業を定めるものである。



(2) プログラムの期間

この健康都市プログラムは、2004年度を初年度とし、「市川市総合計画基本計画」「同第二次総合5ヵ年計画」と同じ2010年度を目標年次とする7ヵ年計画とする。(第二次総合

5カ年計画が期間を短縮した場合はそれに合わせる。)

なお、計画期間中においても、社会経済情勢の変化に伴い健康都市政策の変更を必要とする場合には、適宜見直しを行うものとする。

(参考) 市川市総合計画と健康都市プログラムの計画期間の関係

年度		13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	37 (2025)
総合計画	基本構想	[Dark Blue Bar]											
	基本計画	[Blue Bar]											
	第一次5ヵ年計画	[Light Blue Bar]											
	第二次5ヵ年計画						[Green Bar]						
健康都市プログラム	健康都市像	[Red Bar]											
	基本計画	[Magenta Bar]											
	モデル・プロジェクト	[Pink Bar]											
	改定健康都市プログラム						[Yellow Bar]						

総合計画第二次5ヵ年計画は、3ヵ年計画に見直しを検討中。

4. 「健康都市プログラム」を進めていくための体制

健康都市は、市民、事業者及び市の連携により推進する体制をとる。具体的には、市民・事業者で構成される地域の推進組織と行政内部の推進組織を設置し、お互いに連携をすることにより、健康都市プログラムを効果的に進め、また、WHOの健康都市連合など、国際的な交流や、国内の都市とも交流しながら健康都市を推進する。

(1) 庁内の推進体制

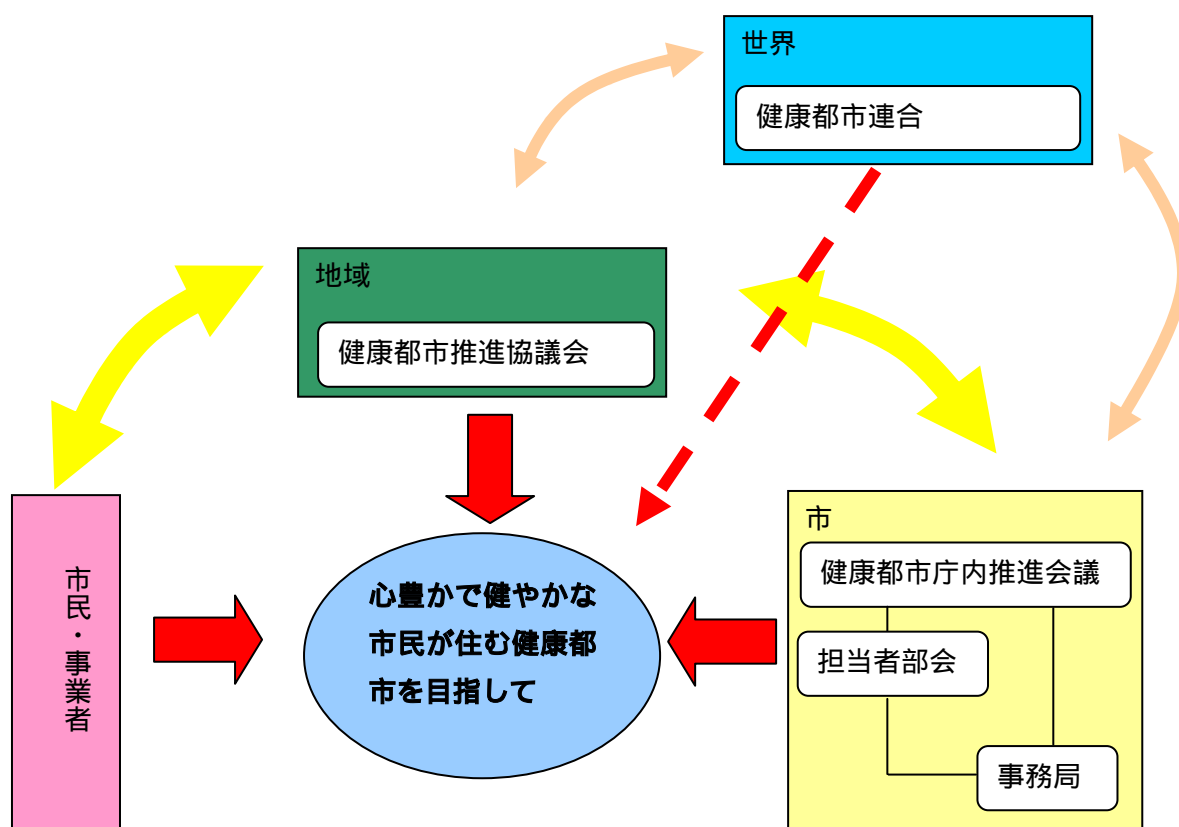
2003年7月、企画部に健康都市推進担当を配置し、健康都市に関する調査・研究を開始した。その成果を踏まえ、2003年12月に、市の施策を横断的に取り組むため、部門の調整及び市としての意思決定を図るため、市長を座長とした「市川市健康都市庁内推進会議」を設置し、2004年6月には次長を構成員とする健康都市推進担当者部会を設置し全庁的な推進体制を整えた。

また、2004年4月に、企画部健康都市推進課を設置し、事務局機能を強化した。

(2) 市民、事業者における推進体制

市川市独自の健康都市を目指すことを目的に、多様な領域の関係組織・団体等で活動している市民・事業者で構成する「市川市健康都市推進協議会」を2003年12月に発足した。

図 市川市の健康都市を目指すための推進体制



5. 「健康都市プロジェクト発展のための地域ガイドライン」(WPROガイドライン)とは何か

「健康都市プロジェクト発展のための地域ガイドライン」(以下、WPROガイドラインとする)は、WHO西太平洋地域内の健康都市活動の発展を支援することを目的として作成された。このWPROガイドラインは、WHOの健康都市活動の基礎となるもので「健康都市プログラムの必要性」、「実践経験からの教訓」、「段階的な展開方法」、「行動計画策定の手引き」、「モニタリングと評価」の5つの柱から構成されている。しかし、各都市の実情は異なることから必ずしも、この段階を経て健康都市プログラムを推進する必要はないとされている。本市は、すでに、健康都市としての施策を実施しているが、さらに、市民の健康の向上を目指し、このWPROガイドラインに沿って施策を推進することとしている。

具体的な推進方向を検討するにあたり、主に、WPROガイドラインの主要課題に留意しながら、段階的な展開方法の手順を参考に、独自の健康都市を進めていく。

(1) WPROガイドラインの健康都市の特徴

健康都市の多様性

健康都市はその地域の歴史・文化、経済、政治により取り組む課題や方法が異なる。既存の仕組みと資源を有効に活用するために、都市の既存の取り組みを基礎とする

健康都市プロジェクトは、関係する既存の取り組みを再検討し、できるだけ統合する。調整と資源の流通に対する強い政治的サポート

政策的な支援は、健康都市プロジェクトの実施に不可欠な各分野間の調整や資源の有効活用を強く促す。

組織の調整と、効果的な事務局の必要性

各分野間の連携を支援し、地域のまちづくりへの参加を促進させるような役割を持つ事務局が必要である。

地域の積極的な参加

健康都市プロジェクトでは、地域団体が、すべての段階において積極的に参加することが重要である。

効果的なリーダーシップ

持続可能で効果的な健康都市プロジェクトの実施には、様々な分野や地域と協働でき、一貫性を持ったリーダーが重要な役割を果たす。

外部支援と相互交流

WHO等の国際的な協力機関による外部支援や他都市との交流は、プロジェクトの発展に貢献する。

長期的目標達成のための短期的な目標の必要性

健康や環境面での目標達成は短期間では困難なものが多いので、長期目標達成のための短期的な目標を定め、その成果を長期的な目標の達成につなげていく。

健康都市の取り組みの継続を保証する

- ・強力な政治的サポート...健康都市の取り組みを支援する環境づくりを政治的にサポートする。
- ・地域における自治権 ...地域での資源を活用し、それらを自ら管理し、外部の資源から独立する。
- ・明確な成果の立証 ...健康都市の活性化のための概念と評価、先見性を保ち続け、明確に成果を立証することで、取り組みの継続が可能となる。

評価、観察、指標の必要性

事業活動の有効性を判断し、将来の活動に向けた計画を展開させていくために、評価が必要である。

(2) ガイドラインを参考にした市川市の健康都市の推進方向

健康都市プロジェクトを展開する手順を次の三段階に分けている。

第一段階：健康都市の概念や取り組み方法に関する認識を高め、多様な分野からなる委員会を設立し、行政の支持を得ることを目指す。

第二段階：組織的な構造、実用的な仕組み、都市の健康プロフィール、プラン、プロジェクトの対象範囲を決定する。

第三段階：プランを実施し、健康都市推進を保証するための持続可能な仕組みを発展させていく。

【第一段階】

WPROガイドライン		市川市の推進方向
1	健康都市の概念と取り組み方法の認識を高める (健康都市とは何か、どう取り組んでいくのかを考える。)	市長の強いリーダーシップのもと、WHOの健康都市を目指し、世界の先進的な健康都市を参考にしながら、調査・研究を行い、独自の健康都市のあり方を検討する。
2	多様な分野からなる委員会を設立する (様々な分野で活動する地域の団体のメンバーによる委員会を設立し、健康都市プロジェクトの準備をする。)	
3	支援体制を確立する (健康都市プロジェクトを推進するうえで重要な役割をもつ行政から支援を得られるよう働きかけをする。)	
4	行政の支持を得る (健康都市プロジェクトが始動するには、行政の支持が必要である。)	

【第二段階】

WPROガイドライン		市川市の推進方向
1	推進委員会を任命する ・推進委員会を支援する事務局を設置する (健康都市プロジェクトを効果的に実施するため、行政、事業者、地域社会など関係する部門で構成される推進委員会を設置する。)	行政内部に多様な部門からなる市川市健康都市市内推進会議、担当者部会を設置し、意思決定や調整を行う。また、地域の様々な分野で活動する団体のメンバーで構成する市川市健康都市推進協議会を設置し、主体的に活動に取り組む。これらの推進委員会を支援する事務局として行政内部に担当課を設置する。

WPROガイドライン	市川市の推進方向
<p>2 都市の健康プロフィールをまとめさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働で都市の健康プロフィールを発展させる <p>(都市化が健康に及ぼす影響を含む都市の健康プロフィールは、都市の現状や環境現況を広い視野から考えさせる。健康プロフィールは、様々な部門と協働で発展させる。)</p>	<p>既存の健康に関する情報を基に、WPROガイドラインの付録2の項目を参考に本市の健康プロフィールを作成する。</p> <p>この健康プロフィールを基礎データとし、前述の市川市健康都市推進協議会を中心として、市民とともに、さらに発展させていく。</p>
<p>3 健康都市プロジェクトのためのアクション・プランを展開する</p> <p>(都市の健康プロフィールにより明確にされた優先課題への対応を考慮したアクション・プランを展開する。このプランは、できるだけ活動の統合を図る。)</p>	<p>健康都市プロフィールなどから優先課題を明らかにし、対応を検討する。</p> <p>既存事業を統合したり、統一性を持たせたりすることにより、健康都市を目指すための推進プランを企画し、実施する。</p>
<p>4 より広く影響を及ぼすため、基本的な場環境での活動を統合する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場環境への取り組み方 <p>(学校、職場、病院などの生活の基本的な場となる環境で行われる活動を健康の視点から統合する。場環境は健康に及ぼす影響が大きく、健康を支援する環境づくりとして具体的に取り組むことができる。)</p>	<p>健康都市プロフィール等を参考に、モデルとする基本的な場環境を選定し、そこでの具体的な健康都市の取り組みを検討する。その際、場環境での活動を統合し、総合的な目標を設定する。実施時はもちろん、計画段階においても地域の参加を重視する。</p> <p>(モデル・プロジェクト)</p>
<p>5 健康都市プロジェクトへの認識を高める</p> <p>(都市の健康プロフィールを公表したり、アクション・プランを実施したりすることにより、健康・環境状況への認識を高め、健康都市の推進は多分野に係わるという認識を普及させる。)</p>	<p>市の意思として健康都市を目指すことを公にするため、健康都市宣言を行う。健康都市について市民へ周知するため、広報・HP等により随時情報を提供する。また、市民に健康都市推進が具体的に見えるようなアクション・プランを策定し、実践する。</p> <p>地域で活動する多分野の団体のメンバーから構成される市川市健康都市推進協議会を設置し、多分野・多機関が協働する事業を実施し、健康都市における健康の概念を広める。</p>
<p>6 健康都市プロジェクトの対象範囲を広げる</p> <p>(様々な機関の参加により、人材・資金・技術等を結集することで、健康都市プロジェクトの可能な範囲を広げる。)</p>	<p>WHO等の国際機関、他都市との交流により、健康都市のノウハウを学び、地域で活動する団体等と協働で健康都市推進を行うことにより、人材の確保や、財政の効率化を図る。</p>

【第三段階】

WPROガイドライン		市川市の推進方向
1	<p>計画した活動を実施する (プランにおける活動を、様々な団体や地域の参加により実施する。環境に関する活動、場環境を対象とする活動、保健予防的な活動などが典型である。)</p>	<p>健康都市の取り組みを、人の健康づくりと人を取り巻く環境づくりの2つの分野にわけ、「体と心」・「まち」・「社会」・「文化」の4つの柱を基本に、活動を計画し、実施する。各柱に關係する推進プランを計画し、実施する。</p>
2	<p>実施状況を監視し、評価する (活動の進行管理を行い、結果を評価する。また、その活動が健康へ及ぼす影響も分析し、活動の見直しの参考とする。)</p>	<p>推進プランの進行管理及び評価を行うための指標を調査研究のうえ設定し、目標を掲げる。 健康へ及ぼす影響については、数値化が比較的容易な直接的な指標を選定するための調査・研究を行う。</p>
3	<p>必要に応じて活動の計画を変更する (プランは、プロジェクトの評価や都市の状況変化に応じて変更する。 最新の都市データ、都市健康プロフィールをもとに活動の計画を変更する。)</p>	<p>推進プランの進行管理に基づき、状況の変化により必要があれば、見直しを図る。 また、推進プランの計画期間終了後は、最新のデータに基づき、プランを再検討する。</p>
4	<p>持続可能な仕組みを開発する ・経験の交流 (健康都市推進の継続性を確かなものとするための仕組みとして、行政の支援、多機関の協働、地域の参加、国内や国際的なネットワークなどを確立する。)</p>	<p>健康都市宣言や施政方針等で健康都市宣言を目指すという意思表示を明確にし、多分野の団体で構成される市川市健康都市推進協議会の設置や、健康都市連合へ参加することにより、将来にわたる健康都市推進を保証する。 また、健康都市連合に参加し、国内や国際的なネットワークを確立する。</p>

健康水準を高めていくための課題

1. WHOの健康決定要因とは

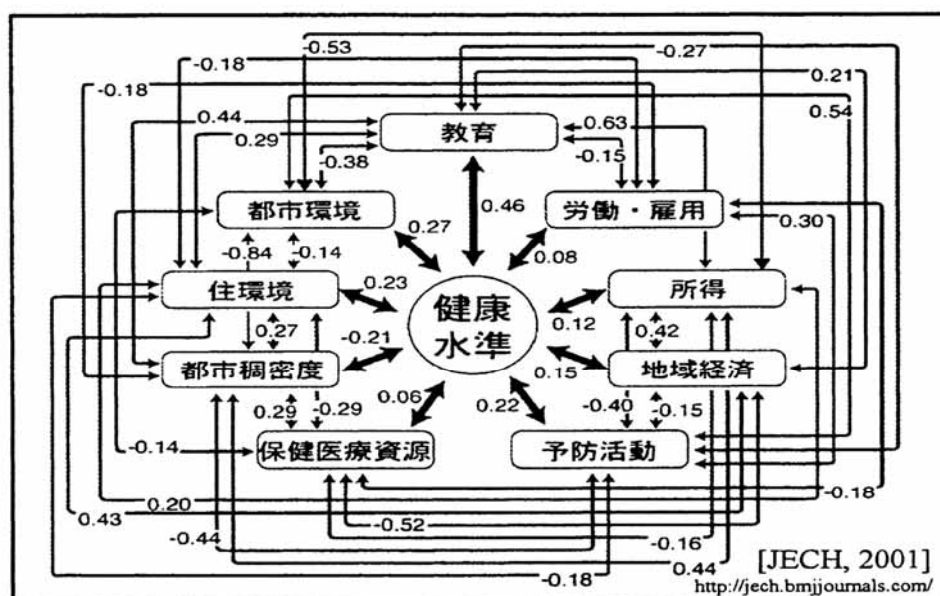
本市はこれまでも、幅広い計画や施策に健康の視点を取り入れて、市民の健康を守り、高めていく施策を積極的に推進してきたが、その健康施策は、健康は個人の問題ということ为前提に、健康づくりに取り組もうとする市民を、行政が支援するという形であった。しかし、現在、都市に住む住民の健康水準の向上には個人の努力では解決できない要因も多いことから、WHOでは健康を個人の問題としてのみ捉えるのではなく、都市環境そのものを健康にしようとする考え方が基本である。

市民の日常生活において、健康状態に著しく影響を与える要因は「健康決定要因」と呼ばれる。健康決定要因は教育、労働・雇用、所得、地域経済、予防活動、保健医療の資源、都市の稠密度、住環境、都市環境など、市民を取り巻く物理的、社会的、経済的環境が含まれる。個人の健康水準に関わる健康決定要因は、下図の健康決定要因の相関図に示したように、中心にある健康水準に対し、教育、都市環境、住環境、予防活動など、人を取り巻くあらゆる要素が大なり小なりプラス・マイナスの影響を及ぼし、この数字が1に近いほど関連が深いことを表した。

[要因等の説明]

健康決定要因指数相関図

健康水準：平均寿命や健康寿命



教育：学校、生涯教育 **都市環境**：生活環境、社会環境 **住環境**：住宅の条件
都市稠密度：都市計画の進み具合 **保健医療資源**：医療施設
予防活動：健康診査、健康教育啓発活動 **地域経済**：産業構造、事業所規模や特性
所得：所得水準 **労働雇用**：失業率、雇用条件

このように、市民の健康水準は、常にこうした多くの要因の変動により変化することから、個人が健康であるためには人を取り巻く生活環境や社会環境など、健康を支える都市の諸条件を整えていく必要がある。

例えば、教育においては、児童・生徒の生涯を通じ心身ともに健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、学校において組織的・体系的な教育活動を行うこと。また、労働・雇用においては、安心して就業できるよう精神面も含めた健康と労働の調和を図ることなどが必要となる。この他にも、安全な食品の供給をはじめ、安全な飲料水の確保、大気汚染の改善、住居環境の向上、保健・医療サービスの質の向上など、市民の日常生活に密接に関係した要因の改善を図る必要がある。

2. 市川市の課題

(1) 保健・医療

これまで日本の保健行政は病気を早期に発見し、治療する二次予防に重点を置き、健康診断や人間ドックなどの普及・確立に努めてきた。その後、日ごろの生活習慣を改善することで病気を予防したり、発症や進行を遅らせるという一次予防の考え方が普及し、この流れを受けて 1996 年 12 月の厚生労働省の公衆衛生審議会意見具申によるように、成人病に代わって生活習慣病という概念を導入した。

本市における保健対策は、1960 年代に胃の集団検診が開始され、さらに子宮ガン検診や高血圧検診、乳ガン検診が開始され、その体制を整えてきた。その後、1982 年の老人保健法の施行に伴い、成人病基本健康診査をはじめ各種のガン検診が内容の充実を図りながら実施され、近隣市と比較しても高い受診率を実現している。

このように、これまでは高血圧・糖尿病・心臓病やガン等の成人病対策は、疾病の早期発見と早期治療によって疾病が進行しないうちに治す「二次予防」の考え方が中心であった。

しかし、生活様式の変化や急速な高齢社会の到来とともに疾病構造が変化し、食生活を始めとする生活習慣と深いかわりのある「がん」「心臓疾患」「脳血管疾患」などの生活習慣病は徐々に増加し、本市においても 2001 年の市川保健所の調査では死因別死亡件数の 60%以上を占めている。

したがって、これからは、いわゆる成人病は生活習慣病（食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群）であるという考え方をもとに、ライフスタイルの改善、すなわち適正な食事や運動不足の解消、禁煙や節酒、ストレスコントロールといった健康的な生活習慣づくりの取り組み（健康教室、保健指導等）、予防接種や環境改善などにより疾病の発生そのものを予防する「一次予防」の考え方を重視した保健対策を進めていく必要があり、社会全体として、「生活習慣病」を予防するための環境を整備することが重要となる。

また、万一、病気になった場合には、市民が身近な地域において、初期医療から高次専門医療まで状態に応じて適切な医療を受け、できる限りの健康を回復できる三次予防対策としての総合的な医療体制の確立も重要である。

救急医療体制については、救急患者を症状に応じて、主治医や休日や夜間における初期段階の救急患者や比較的軽度の症状の救急患者に対応する一次救急医療、休日や夜間における急病診療所で扱えないような病気、入院、手術が必要な救急患者に対応する二次救急医療、二次医療機関で対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等の重篤な救急患者について対応する三次救急医療を行っている。

このように救急医療は、各医療機関が機能や役割分担をしながら、一次医療から三次医療までの救急患者の診療にあたっており、救急医療体制は日常生活圏において完結することを主眼としている。

本市では、一次医療機関として夜間、休日については「市川市急病診療所」において内科、外科、小児科の診療日時を定め 365 日体制で行っている。二次医療機関としては、7 医療機関が交替制で内科・外科各 1 機関が時間外における救急患者の診療にあたり、また、9 告示病院も診療にあっている。さらに、当番病院や救急告示病院で対応が困難な場合は、4 総合病院で準三次的救急医療を実施し、三次医療機関は第三次救命救急センターに指定された船橋市立医療センターが担当している。

この第三次救命救急センターは概ね人口 100 万人に 1 ヶ所整備することになっているが、本市の属する「東葛南部保健医療圏域」(市川市、浦安市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市)は人口過密地域で、150 万人に 1 ヶ所となっている。また、阪神・淡路大震災を契機に災害時の危機管理体制、特に医療救急体制のあり方が大きな課題となっている。

(2) 生活基盤・環境・バリアフリー

保健・医療のほかにも、健康水準を高める要因の一つとして都市環境が挙げられる。都市環境とは都市公園の整備状況、緑地の保全、空気、水、騒音、ゴミの問題、道路の整備率や交通問題、上下水道の普及率など広い意味での都市の環境をいう。

市川市が市民ニーズの把握のため、2003 年 10 月にインターネットを使って行った健康都市市民アンケートでは、充実してほしい施設について大人は「公園」が最も多く 56.2%、次いで「遊歩道」が 39.5%、「総合スポーツ施設」が 39.1%であった。(複数回答可)

また、子どもでは「運動公園」が最も多く 51.6%が最も多く、次いで「サイクリングロード」が 42.4%、「安全な歩道」が 39.8% (複数回答可)であり、大人も子どもも「公園施設」の充実の要望が最も多くなっている。

本市の施設緑地の現状は、都市公園、公共施設、民間施設を含めて 693 箇所、総面積は 382ha となっている。このうち都市公園は 345 箇所、総面積は 124.2ha あり、市民一

人当りの公園面積は2.70㎡であり、都市公園法施行令に定められた標準面積（市民一人当たり10㎡以上）の1/4程度となっている。また、全国、千葉県、近隣市の都市公園の整備状況の比較においても、本市は低い値となっており、効果的な緑化の推進が望まれている。

このことから、平成16年3月に「市川市みどりの基本計画」を策定し今後の市における緑地の保全・創出、開発に伴う緑地の創出などについての方向を示し、緑地の創出につとめていくこととしている。また、市内の貴重な自然環境が開発に伴い減少している。

自然環境の保護、保全、再生のための指針として自然環境保全再生指針を策定しているが、今後とも、市民が主役となった自然環境の保全、再生に市と協働で取り組む必要がある。

循環型社会の構築を目指す廃棄物への取り組みも、ごみの12分別収集の市民への定着化とともに資源物のリサイクルも進んでいるが、最終処分場を持たない本市においては、さらに、ごみ減量に向けた取り組みを推進する必要がある。

その他の主な都市環境として、道路や下水道の整備状況などがあげられる。現在、本市では国道4路線、県道11路線、市道2,997路線の合計3,012路線で総距離（実延長）約778kmとなっている。そのうち、都市計画道路は40路線で117.54kmが都市計画決定されているが、現在の整備率は約42%（49km）という低い状況である。交通面では、南北を結ぶ幹線道路が少なく、国道14号とT字交差しているため渋滞が発生する。

江戸川や旧江戸川においても交通渋滞が生じ、さらに京成線の踏み切り遮断が円滑な交通の障害となっている。この他、渋滞回避のために、住宅地の生活道路に車が進入するなど、住環境への影響も課題となっている。また、自動車排出ガスによる大気汚染も依然として続いており、個別の自動車排出ガス規制とともに総合的な交通計画による対策が求められている。

高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）の施行に伴い、市内の主要駅及びその周辺の公共施設までの主要経路等のバリアフリー化整備の基本計画である「市川市交通バリアフリー基本構想」を策定し、歩道面の平坦性や段差の解消などを進めているが、今後もバリアフリーの推進については継続的に進めていく必要がある。

下水道は、生活環境の改善と公共水域の水質保全を図るために整備を進めているが、平成15年度末の整備面積は2,022ha、処理人口は287,000人となり、下水道普及率は62.0%となっている。今後は、市川幹線と松戸幹線の整備とあわせて北部の面整備を進めていくが、下水道の整備による水量の増大に伴い、流域下水道江戸川第一終末処理場の早期整備が急がれている。

(3) 福祉・地域・労働環境・安全確保

日本の将来推計人口（2002年1月中位推計）は、2006年に1億2,774万人でピークに達し、その後は出生率の低下による少子化の影響で長期の人口減少時代に入るとともに、国民の4人に1人が高齢者という状況が確実に続くものと予測されている。

本市の合計特殊出生率は、平成15年で国が1.29に対し、それより低い1.18となるなど、少子化が早い速度で進行している。また高齢化率においても、国よりもやや緩やかではあるが、平成15年末で12.7%、平成19年には14.9%と予測されており、少子高齢化社会の到来が現実を帯びてきた。

このような社会情勢の変化に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加するなど、核家族化が着実に進行している。核家族化の進行は、人間関係の希薄化にもつながり、一人ひとりが抱えている悩みや問題などを誰にも相談できないまま不安な生活を強いられたり、また、隣近所との意思の疎通のなさは、地域との隔絶や閉じこもり高齢者や子育て中の母親の不安感を生み出す要因にもなっている。

そこで、本市では、住民相互が連帯意識を持ち、支え合いや助け合いなどの地域福祉活動が充実した福祉コミュニティへと変えていくことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「温もりのある社会」を実現するため地域で「市川地域ケアシステム」の活動が始まった。

このシステムは、社会福祉協議会の支部を推進基盤として、地域住民を中心に市や社会福祉協議会などの関係機関とともに、安心して暮らし続けられるような地域社会をつくるための仕組みづくりで、各支部の地域福祉に対する住民の意識の高まりを踏まえて順次全市域への展開を予定しているが、今後は、活動の組織化、地域の福祉資源の発掘、地域情報のネットワーク化の取り組みにより、総合的な「地域ケアシステム」の構築、確立を目指していくことが求められている。

(4) 文化・芸術・教育・スポーツ・アメニティ

都市化が進み、社会が成熟していく中で、経済的な豊かさだけでなく、これまで以上に心の豊かさに価値を見出す傾向が高まっている。

2002年6月に調査した「国民生活に関する世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室)では、物の豊かさ(まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい)と心の豊かさ(物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい)のどちらに重きをおきたいかという問いに対し、物の豊かさだと答えた人は全体の27.4%、心の豊かさだと答えた人は60.7%、どちらもいえないと答えた人は10.1%であり、心の豊かさやゆとりのある生活に重きをおく割合が年々高くなっている。

このような意識の変化は、平均寿命の延長や労働時間の短縮等による自由時間の増大

や、精神的な生活の質の向上への欲求によるもので、生活にうるおいや充実感をもたらす文化、スポーツ、生涯学習活動などへの関心が一層高まってきている。

本市では、これまでも市民の意欲的な文化・スポーツ・生涯学習活動などを支援するため、それらの活動に接する機会の拡充と施設の整備等を図ってきた。

出典	市川市統計年鑑	市川市保健医療計画	市川市健康都市市民アンケート
	市川市みどりの基本計画	市川市都市計画マスタープラン	市川市の環境
	市川市建設局の概要	市川市老人福祉計画	市川市地域福祉計画
	日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計：国立社会保障・人口問題研究所）		
	国民生活に関する世論調査（2002 年 6 月調査：内閣府大臣官房政府広報室）		

推進プラン

本市においては、これらの課題の解決について、先に述べたように、総合計画、5カ年事業、各種基本計画に基づく事業により、それぞれの目的を持って施策を推進している。

しかし、都市における健康決定要因は、一つひとつが市民の健康に直接影響を与えると同時に、個々の要因が複雑に干渉し合い、その影響の度合いに変化が生じる。このため、市民の健康水準の向上を目的とし、個々の要因の水準を上げるために、互いに関連する市の施策を総合的に進めることが求められている。

そこで、健康都市を推進するための施策として10の目標を掲げ、それぞれの目標に向かう事業を推進プランとして位置付けた。

また、健康都市は、様々な領域の活動により推進される。同じ目標に向かって進む市民団体や組織等の取り組みも、協働による推進としてこのプログラムに位置づけることとした。

体と心

1. 食による健康づくり

生命を維持する上で最も基本的な食生活の乱れが大きな課題となっている。健康増進のために正しい食習慣を普及し健康づくりを推進する。

- (1)「楽しい食を推進する」は、食を「楽しむ」ことを基本に、食に対する知識を普及し、心も体も健康的な生活を目指す。
- (2)「食の安全を推進する」は、農家・卸業者・小売・地域・家庭などが一体となり、食の流通の仕組みを知り、地域における身近な食と安全性についての理解を深める。
- (3)「正しい食習慣を普及する」は、生活習慣病・糖尿病・肥満・貧血・骨粗鬆症などを防ぐために、一人ひとりが正しい食習慣を身に付け食の自己管理能力を身に付ける。

施策 1	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(1) 楽 し い 食 を 推 進 す る	身近な食に親しむ事業 ・市川産業まつり（商工振興課） 産業まつりを開催し、市川の名産品、特産品、工業製品、美術工芸品などを紹介する。 ・魚食文化フォーラム実行委員会（農水産課） 生産者・消費者・小売業者・行政からなる魚食文化フォーラム実行委員会を組織し、市内鮮魚店での生海苔販売、各小学校での海苔漉き体験学習、魚のさばき方教室等のイベント等を開催し市民の参加を得ながら、市内水産業の振興と水産物の消費拡大を図る。	・市川産業まつり（商工会議所） ・魚食文化フォーラム実行委員会 （生産者、消費者、小売業者、行政）

施策 1	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<p>食文化体験事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際交流協会支援事業（国際交流課） 国際交流協会主催の国際交流のイベントである「インターナショナル・ディ」の中で、各国の料理を調理し味わうコーナーを設け、食文化を体験してもらっているが、このイベント全体に対して市川市（国際交流課）が支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「インターナショナル・ディ」の開催 （国際交流協会） 国際交流協会の自主事業を市が支援する。 各国の料理を楽しむ会等 （国際交流協会、国際交流団体） 国際交流協会の各委員会において、定期的に各国の料理を楽しむ会を催している。また、他の国際交流団体においても、定期的に外国人会員の母国の料理を囲んで会食を行っている。
<p>(2) 食 の 安 全 を 推 進 す る</p>	<p>安全な生産物の提供促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 減農薬栽培推進事業（農水産課） 環境にやさしい農業の推進事業として、梨栽培及びトマト等の施設園芸栽培における農薬散布回数を削減し、環境負荷や生産者の肉体的負担を軽減するとともに、消費者が求める安心・安全な農産物を生産するための事業の支援をする。 トレーサビリティの推進（農水産課） 食品の生産履歴の推進を行う。 <p>消費者への情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民情報提供・消費者啓発事業 （総合市民相談課消費生活センター） 市民が、安全で安心な消費生活の実現を図るため、JAS法や食品衛生法に基づく食品表示等についての情報提供をはじめとして、食生活にかかわる様々な情報提供及び啓発を行っている。 食品衛生啓発事業の充実（保健管理課） 食品衛生に関する啓発、食品関係事業所に対する監視・指導などを実施している市川保健所管内食品衛生協会の活動を支援し、飲食によって発生する食中毒などの危害発生防止を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 生産者履歴揭示促進（農協、小売店等） 食品衛生指導員による巡回指導 食品営業者の自主管理の推進 （食品衛生協会）

施策 1	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(3) 正 し い 食 習 慣 を 普 及 す る	<p>生活習慣病予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善事業（保健センター） 生活習慣病の最大の原因である食生活についての正しい知識を身につけ実践することにより、健康保持増進を図る。 ・食生活改善推進員活動事業（保健センター） 地域住民の健康づくりを推進するために、食生活改善推進員を委嘱し、栄養士と協働で地域の公民館や保健センターで料理講習会や食生活相談窓口を開催し、食生活改善の実践活動を行う。 ・食を通したネットワーク形成（保健センター） 保健や教育等の分野が連携し、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の場や情報提供を行う。 <p>学校給食事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本型食生活の推進（保健体育課） 学校給食において、できる限り手作りを取り入れ、旬の素材を活かした季節感あふれる献立を考える。また、一汁二菜の栄養バランスの取れた日本型食生活のよさを見直し、その導入を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員活動（食生活改善推進員） 料理一日講習会・・・家族みんなの健康づくりについての話と調理実習を実施。16年度「コレステロールのとり方アドバイス」。 親子料理教室・・・児童、保護者を対象に食生活の大切さを学び、自分の食事を管理できる力を育てるため、話と調理実習を実施。 保健センター事業の運営協力・・・妊婦さんの離乳食クッキング、中期離乳食教室、栄養運動フィットネス教室、栄養講演会、栄養教育（依頼事業）介護食教室、食生活改善講座。 ・ヘルスサポーター21育成講習会 （食生活改善推進員） 健康日本21啓発活動。 自分の健康は自分で守るという健康づくりの意識をもった実践者を養成するために講話、調理実習、運動実技を実施。 ・市川市ヘルスサポーターの会 （食生活改善推進員） ヘルスサポーター21登録者を対象に、同じ目標をもった仲間と交流しながら健康づくりを継続する。研修会、調理実習、運動実技など。 ・「健康ちば協力店」推進事業 （市川健康福祉センター(保健所)） 栄養成分表示等を実施する飲食店等を登録することにより、食を取り巻く環境整備を行う。 ・若年者の健康づくり推進事業「若者のための食と健康教室」 （市川健康福祉センター(保健所)）

施策 1	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食展の充実（保健体育課） 子どもたちとその保護者を中心に、地域の方々が一緒に参加し、市民一人ひとりが食を通して健康について興味関心を深めてもらうことを目的とした「学校給食展」の充実を図る。 <p>市民公開講座の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活市民講座の充実（保健センター） 市内の教育機関と連携し、正しい食事と運動等を組み合わせた取り組みを市民講座として開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学における市民公開講座 （和洋女子大、昭和学院短大） 市民に向けた健康と食に関する講演や実習の実施。

体と心

2. 一人ひとりの健康づくり

市民一人ひとりの日常生活の様々な場面での健康づくりを支援していく。

- (1)「身近な運動習慣の推進」は、子どもから高齢者まで各年代で気軽にできる運動や身体活動を通して、生活習慣病等の予防や肥満解消などの健康づくりを推進する。
- (2)「心の健康づくりの推進」は、市民の不安を取り除き、こころの健康を支援するため、気軽に相談できる環境の整備や健康教育の啓発に努めていく。
- (3)「健康管理・疾病予防の推進」は、予防医療としての各種検診はもとより、自分の健康は自分で守るという、健康に対する自己管理意識の推進など、個別に対応できる健康づくりの仕組みをつくっていく。

施策 2	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(1) 身 近 な 運 動 習 慣 の 推 進	<p>市民の運動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進事業（保健センター健康増進センター） 各自の健康状態、体力にあった実践指導を、保健・栄養・運動から総合的に行い、トレーニングを主体とした体力維持・増進を図る。 ・サタデースポーツクラブ振興事業 （スポーツ振興課） サタデージュニアスポーツ教室を発展的に見直し、小中学生はもとより地域の誰もが参加できるクラブを支援する。将来的展望として、総合型地域スポーツクラブを視野に置く。 <p>高齢者の運動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者ミニデイセンター（高齢者支援課） 地域の公衆浴場を活用して、健康体操やゲーム、入浴サービスなどを行い、健康づくり・仲間づくりを支援する。 ・いきいき健康教室（高齢者支援課） 筋力アップ体操や踊り・ダンスなどを通して、高齢者の心身機能の維持増進を図る。 ・エンジョイはつらつシニア教室（高齢者支援課） 介護予防・転倒予防の効果上げるため、有酸素運動による筋力アップづくりを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民へのスポーツ指導「市民スポーツ教室」 （体育協会） ・市民へのスポーツ指導「サタデースポーツ教室」(体育協会、体育指導委員) ・地域でのスポーツ指導・協力 （体育指導委員） ・スポーツに親しむ機会の提供 （体育協会、体育指導委員） ・公衆浴場組合の協力 ・会場の借用（一部民間事業所等の協力を得て実施） ・会場の借用（一部学校の協力を得て実施）

施策 2	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者パワーリハビリテーション (高齢者支援課) 要介護状態になっても自立した生活が営めるよう専門スタッフ(医師、理学療法士等)の指導により、日常生活動作の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防マネジメント(介護老人保健施設)
(2) 心の健康づくりの推進	<p>各種相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人いこいの家健康相談事業(高齢者支援課) 市内11箇所の老人いこいの家等では、毎月1回、利用者の健康相談を実施。 ・こども総合相談事業(子育て支援課) 家庭児童相談機能と併せ、児童虐待などの通報も含め、育児不安など子育てに関する相談を受ける。 ・すこやか応援隊事業(保育課) 妊娠期、0歳～就学前までの、子育てに関する悩みごとを電話や相談者の希望により、自宅、近隣の保育園などに出向き、相談を受ける。 ・健康相談事業(保健センター) 健康及び食生活に関する不安や心配事について、個別面接や電話による指導・助言を行う。 ・女性のための相談事業(男女共同参画課) 女性が抱える広範な悩みについて、相談に応じる。(一般相談、法律相談) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康問題に関する各種相談(医師会) ・「子育て応援します」事業 (民生委員児童委員協議会) ・各種子育てサークル ・親育ちNPO法人 ・精神保健福祉相談、高齢者精神保健福祉相談(市川健康福祉センター(保健所)) ・保健センター主催「4ヶ月あかちゃん講座」への参画及び保育ボランティア(保健推進員) ・身近な食生活相談事業(食生活改善推進員) 地域の身近な食生活相談窓口として活動。 ・女性相談員による一般相談(NPO法人市川女性相談「ミズの会」) 女性弁護士による法律相談。
(3) 健康管理・疾病予防	<p>歯の健康づくりの推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科健康教育・相談事業(保健センター) 乳幼児から高齢者まで歯に関する相談を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・8020運動「生涯を通じての歯科保健医療の充実・市民啓発」(歯科医師会) ・むし歯予防大会(歯科医師会) ・難病及び障害者等歯科保健サービス事業(歯科医師会、市川健康福祉センター(保健所)) ・訪問歯科保健医療サービス推進研修会(市川健康福祉センター(保健所))

施策 2	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
の 推 進	<p>児童・生徒への取り組み推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児生活習慣病予防検診事業（保健体育課） こどもをめぐる健康問題が提起され、この中でも肥満・高血圧・高脂血症などの増加が問題となっている。これらの生活習慣病は、その症状の発症が幼児期に始まることから、早期対応が必要であり生活習慣病予防検診を実施する。 <p>受動喫煙防止事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民マナー条例啓発、推進事業（防犯対策課） 受動喫煙対策の一環として、健康被害に関する情報を広く提供するとともに、市民等の健康と安全で清潔な生活環境を保持していく。 <p>健康教育・疾病予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室（地域福祉支援課） 地域の高齢者ができる限り要援護状態にならないように、健康でいきいきとした生活を送れるよう、高齢者の健康の保持・増進に関する教室や、高齢者が寝たきり状態にならないための様々なテーマを設けて、在宅介護支援センターの職員を中心に開催する。 ・保健推進員活動事業（保健センター） 地域住民の健康づくりを推進するために、保健推進員を委嘱している。主な活動は3か月児の家庭訪問、連絡会への参加、保健センター事業などへの協力である。 ・個別健康教育（保健センター） 高コレステロール血症予防のため、生活習慣の改善方法を個別で学ぶ健康教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小児生活習慣病検診（医師会） ・薬物乱用防止街頭キャンペーン （薬物乱用防止指導員市川健康福祉センター-地区協議会） ・若年者の健康づくり推進事業「骨スカ防止キャンペーン」 （市川健康福祉センター-（保健所）） ・介護予防教室（在宅介護支援センター） 市では、在宅介護支援センターに「介護予防教室」の実施を委託し、高齢者や介護者・地域住民などを対象に介護予防、認知症に関する予防などを行っている。 ・高齢者閉じこもり防止、寝たきり防止のためのサロン（自治会、市民団体） 自治会・市民団体などでは、高齢者閉じこもり防止、寝たきり防止のためのサロン、健康教室などを行なっている。 ・保健センター主催「セミナー等」への保育ボランティア（保健推進員） ・個別健康教育（医師会） ・エイズ対策委員会（医師会） ・ぜん息予防講演会（医師会） ・在宅医療支援事業（医師会） ・予防接種・学校保健（医師会） ・ホームレス結核検診（医師会、保健所） ・救急医療体制整備 （医師会、市内各病院、消防局）

施策 2	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査事業（保健センター） 生活習慣病などを早期に発見し、健康教育・保健指導等を行うことにより、重大な疾患の予防を図る。 ・健康教育振興事業（保健体育課） 市川市学校保健会の7つの専門部会において“統一テーマ”の下に専門的立場から健康に関する各種イベント・講習会等を実施し、啓発に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者医療体制の整備 （医師会、障害者をもつ親の会） ・急病診療所の運営（医師会） ・成人病健康診査・各種がん検診（医師会） ・健康市川市民の集い「健康教育のためのイベント」（医師会） ・医療に関する苦情・相談窓口（医師会） ・病診連携推進事業（医師会、各病院） ・産業保健活動（医師会） ・各種市民公開講座（医師会・製薬会社など） ・ケーブルテレビ・FMを通じての健康教育活動（医師会、市川ケーブルテレビ、市川FM） ・健康アドバイス「小冊子」の発行（医師会） ・在宅高齢者訪問歯科診療（歯科医師会） ・訪問歯科保健医療サービス推進研修会 （歯科医師会） ・成人歯科健康診査・口腔がん検診 （歯科医師会） ・休日急病等歯科診療所の運営（歯科医師会） ・献血推進街頭活動（薬剤師会） ・高齢者服薬指導（薬剤師会） ・エイズ抗体検査 （市川健康福祉センター(保健所)） ・女性のための健康相談。遺伝相談、発達・療育相談、住居衛生相談 （市川健康福祉センター(保健所)） ・会員事業所成人病健康診断（商工会議所） ・健康教育講演会（学校保健会）

まち

3. 楽しく歩ける道づくり

楽しみながら緑の中や、水辺、街中をゆっくり歩ける道を整備し、歩きやすい環境を整備し健康づくりを支援する。

- (1)「安全に歩ける道は」、誰もが安全に歩ける道づくりを進めるために、防犯灯や道路照明灯等の整備を進める。
- (2)「人にやさしい道」は、誰もが歩きやすい、バリアフリーの人にやさしい道づくりを進めるために、歩きやすく環境にやさしい歩道を造る。
- (3)「楽しい道」は、誰もが日常生活の中で楽しく歩くことを進めるため、道順施設案内などのサイン表示の整備や遊歩道、周回路の整備、参加しやすいイベントを開催し歩きやすい環境を整える。

施策 3	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(1) 安全に歩ける道	明るい道づくり <ul style="list-style-type: none"> ・道路照明灯整備事業（道路安全課） 夜間における交通環境の整備を図り、交通事故の防止を推進する。 ・防犯灯整備促進事業（地域振興課） 犯罪のない安全な街づくりの一環として、防犯灯の整備を促進する。また、多発する犯罪を未然に防止するために、より明るい防犯灯への切り替えを推進し照度アップを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会による防犯灯の設置・維持管理 (自治会)
(2) 人にやさしい道	バリアフリーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしい道づくり整備（道路建設課） 歩道整備に際しては、1998年に策定した「人にやさしい歩道整備指針」に基づき、高齢者や障害者、子供たち等の目線にたって、歩道の平坦性の確保及び段差の解消を進める。また、交通バリアフリー法に基づく主要駅周辺の歩道整備については、2003年10月に策定した「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき進める。 ・歩道、施設のバリアフリーの情報の提供 (障害者支援課) 市川市福祉まちづくり紹介マップの提供。 	

施策 3	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(3) 楽 し い 道	<p>楽しく歩く道の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行徳ふれあい周回路整備 (地域街づくり推進課) 歩きやすい歩道の整備、ルート上の公園の歩道と一体化したオープンスペース整備を行うほか、周回路を案内するサイン整備と周回路マップの作成を行う。 ・ 徳願寺周辺地区景観整備(都市計画課、地域街づくり推進課、道路建設課、地域整備課) 徳願寺周辺地区は、市民との協働による景観まちづくりのモデルケースとして先行的に取り組んでいる地区であり、モデル事業として地元住民検討会とともに景観づくりのための検討を行い、地域のシンボリックな寺町通りを中心に道路・公園・サインなどの修景整備を進めていく。 ・ 街かどミュージアム都市づくり事業 (まちかどミュージアム推進課) 歴史・文化資産や文化施設を生かした街づくりを行なう。芳澤ガーデンギャラリー及び木内ギャラリーを整備した市川・真間地区をモデル地区として、サイン・案内板の整備、散策マップの作成等を行っている。 ・ 街回遊展の推進(文化振興課) 日ごろ埋もれている地域の文化財や名所・旧跡を広く知ってもらい、多くの人々が訪れることで街の活性化につなげようという趣旨で始まった。街を歩くことでその地域の文化を知ってもらい、地域の魅力を再発見してもらうことが目的である。 ・ サイン表示整備事業 (企画政策課・まちかどミュージアム推進課) サインマニュアルを改訂し歩くことを誘導する情報を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のまちづくり活動 (行徳まちづくりの会) 行徳地域のまちづくりについて各種提案を行っている市民団体であり、市が組織した「行徳臨海部まちづくり懇談会」の委員としても選任され意見を頂いている。ふれあい周回路構想は、この会から提案があったものであり、事業段階においても細かな整備要望を提示している。 ・ 地域のまちづくり活動 (行徳寺町景観まちづくり推進会) 地元住民検討会から「行徳寺町景観まちづくり推進会」という活動団体となり活動中。 ・ 街かどミュージアム都市づくり (街かどミュージアム都市づくり懇談会) ・ 文化施設の案内(まち案内人の会) ・ 街回遊展への参加(街回遊展実行委員会)

まち

4. 水と緑の環境づくり

心の安らぎと体の健康増進のために、水辺や緑の中で憩い、休息することができる豊かな環境を整備する。

- (1)「水辺空間の整備」は、江戸川を中心とする水辺環境を保全し、憩いの場としての水辺空間の整備に努める。
- (2)「緑地保全と緑化の推進」は、快適な生活環境を形成するため、良好な緑地を保全し、緑豊かなまちづくりを推進していく。
- (3)「自然環境の保全及び再生」は、都市にやすらぎと潤いを与えてくれる自然環境の保全及び再生に取り組み、身近に自然とふれあえる環境づくりを進めていく。

施策 4	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(1) 水 辺 空 間 の 整 備	<p>河川の水辺空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常夜灯周辺地区整備事業 (地域街づくり推進課) 本行徳地区(常夜灯周辺)において千葉県が実施する旧江戸川スーパー堤防モデル事業等に合わせ、市川市がその上部を歴史的資源の活用を図りながら、水辺にふさわしい空間整備を行う。 ・江戸川活用総合計画(水と緑の計画課) サイクリングロード、休憩施設、植栽などを整備する。 ・水辺プラザ整備事業(緑の推進課) 大柏川第一調節池を治水施設に加え、自然環境創造型の水辺空間施設として整備する。 ・緑化護岸事業(河川・下水道整備課) 真間川流域の河川沿いの緑化を推進し、河川の景観環境整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行徳地域のまちづくり (常夜灯周辺地区市民懇談会) 常夜灯周辺地区を対象に歴史的資源の活用と水辺にふさわしい空間整備を図るため、自治会代表、市民などで構成する市民懇談会を組織し、整備構想の検討を行い、地域にとって必要であり、かつ安全で誰もが利用しやすい施設整備の提案を頂いた。 ・汽水域のまちづくり(エコ常夜灯プロジェクト) ・根本排水機場及び周辺整備(地元自治会及び利用団体と意見交換を実施) ・市民との協働による施設計画、運営、管理について検討中。

施策 4	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<p>海辺の水辺空間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市川海岸環境整備事業（行徳臨海対策課） 海岸保全区域の指定変更に伴い、管理者の千葉県による護岸改修と併せたプロムナード（遊歩道）整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> （仮）市川海岸塩浜地区護岸改修検討委員会 千葉県が塩浜2丁目から3丁目にかけて延長1,700mの護岸改修を進めるため、専門の検討委員会を設置し、護岸改修とプロムナードが一体となった事業計画を策定する。
<p>(2) 緑地 保全 と 緑化 の 推 進</p>	<p>緑の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民緑地制度の活用（緑の推進課） 市民が気楽に憩える樹林地を、山林所有者と借地契約を締結して管理する制度を活用し保全する。 国府台緑地取得事業（緑の推進課） 国府台4丁目に広がる緑地は、市街地に残された良好な樹林地であり、また、市北西部地域の江戸川～里見公園～じゅん菜池緑地～小塚山公園などの「水と緑の回廊」上に位置し、緑の核となっていることから、この緑地の保全・活用を図る。 <p>緑化の推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有地の緑化推進事業（緑の推進課） 緑あふれるまちづくりを推進するため、民有地の生垣化及び屋上や壁面への緑化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働による整備計画の策定
<p>(3) 自然 環境 の 保 全 及</p>	<p>身近な自然環境に親しむ</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然観察ガイドマップ作成（自然環境課） 市民に市内の自然を理解し、興味を持って身近な自然に親しめるようガイドマップを市内6地域に分けて作成している。 自然観察案内人養成講座（自然環境課） 行徳近郊緑地をフィールドとし、自然を感じる感性を醸成し、それを人に伝えられる市民を養成することを目的とした講座を開講する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各講座修了者と行徳鳥獣保護区の管理作業を協働

施策 4	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
び 再 生	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥観察舎管理事業（自然環境課） 行徳鳥獣保護区を、野鳥の楽園として適切に維持保全するとともに、市民（県民）が手軽に野鳥を観察できる場の提供を行う。 ・近郊緑地観察路管理事業（自然環境課） 市民が自然に親しめるフィールドを提供するため、行徳近郊緑地観察路の一般開放を行う。 <p>水辺環境の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小川再生環境整備事業（小川再生事業チーム） 市川北高北側地域に市民が親しめる小川を再生すると共に周辺休耕地の土地利用を図るための環境整備を行い、市内に残された貴重な田園風景を将来にわたって保全し、環境学習や市民の憩いの場とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO 法人行徳野鳥観察舎友の会の夕暮れ観察会 日本野鳥の会及び千葉県野鳥の会による新浜観察会。 <ul style="list-style-type: none"> ・小川再生環境整備計画を協働で策定 （市川米っ人くらぶ） （いちかわ大野・れんげプロジェクト） ・休耕農地を活用し、子供たちを対象とした稲作体験事業等を実施（市川米っ人くらぶ） ・休耕農地をれんげ畑に活用し、市民の環境学習や憩いの場としている。 （いちかわ大野・れんげプロジェクト）

まち

5. 身近な環境活動

地球環境の保全を目指し、日常生活における環境の負荷を低減するための市民レベルでの取り組みを推進する。

- (1)「快適な生活環境の保全」は、市民の地域における省資源・省エネルギー資源循環・排ガス低減等の環境活動に対し、必要な支援を行うことにより快適な生活環境の保全を図るとともに、地球環境の保全・改善への取り組みに発展させる。
- (2)「環境学習を推進する」は、一人ひとりが環境との関わりを理解し、環境に配慮した行動ができるよう、環境学習を推進するとともに活動に対する支援を図る。
- (3)「地域環境美化の促進」は、ごみ投棄の防止や清掃活動を推進し、市民のマナーの向上により、地域環境の美化を促進する。

施策 5	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(1) 快 適 な 生 活 環 境 の 保 全	<p>身近な環境活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域からの地球環境問題への取り組みの一つとして、市民との協働による身近な環境活動を推進するための制度をつくり活動の支援をする。(環境政策課、リサイクル推進課) <ol style="list-style-type: none"> 1 エコライフ推進員(環境政策課) 2 みずアドバイザー(環境政策課) 3 じゅんかんパートナー(リサイクル推進課) 4 じゅんかんプロジェクト(リサイクル推進課) 5 環境市民会議(環境政策課) ・新エネルギー活用の促進(環境政策課) 住宅用太陽光発電システムの設置費の一部を補助し、環境の負荷の低減に資するエネルギーの有効利用を促進する。 ・グリーン購入の推進 (総合市民相談課消費生活センター・環境政策課) 環境配慮型の商品やサービスを購入することでグリーン市場の拡大を図るとともに、市民や事業者が取り組むための基盤整備につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や学校での省エネ、省資源活動を推進する。また、推進活動の具体的な手法として環境家計簿を普及させる。 (エコライフ推進員) ・家庭できる生活排水対策の普及 (みずアドバイザー) ・自治会や婦人会、公民館活動などで、家庭でできる水質浄化対策を学んだり実践する。(みずアドバイザー) ・家庭や地域でごみの減量、分別及びリサイクル活動の推進、不法投棄の状況把握などに取り組む。(じゅんかんパートナー) ・市との協働による施策の策定及び推進 (じゅんかんプロジェクト・環境市民会議)

施策 5	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<p>自動車排出ガス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アイドリングストップ運動の推進 (環境保全課) 自動車排出ガスによる大気汚染防止のため、市民・事業者に対しアイドリングストップ運動等の啓発を行う。 ・ 水曜ノーカーデーの推進(環境保全課) 大気汚染防止のため、自動車の使用自粛や使用燃料の削減などを推進する。 ・ レンタサイクル事業(自転車対策課) 環境にやさしい自転車利用の促進を図るため、主要な駅でのレンタサイクルを進める。 <p>ごみの減量化、資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルの推進(リサイクル推進課) リサイクルプラザを活用して、不用品をごみとしないリサイクル活動を推進する。 ・ 生ごみ減容・資源化(リサイクル推進課) 生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費の一部を助成し、家庭から排出される生ごみの減容化及び堆肥化を推進する ・ 分別収集の推進(清掃事業課) 12分別の収集により、プラ類や紙等の資源物の再資源化を推進して、ごみ減量化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なるべく公共交通機関を使う。近くへは自転車や徒歩にする。(エコライフ推進員) ・ レンタサイクル推進事業 ・ リサイクルプラザの運営 ・ 3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する。(じゅんかんパートナー) ・ マイバッグ運動の全市的な推進 (マイバッグ運動推進会)
(2) 環 境 学 習 を 推 進 す る	<p>環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習の推進(環境政策課・リサイクル推進課) 自ら環境に配慮した行動ができるように環境学習を推進する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 環境関連冊子等の作成 2 小・中学校の副読本の作成 3 ホームページの充実 4 環境フェア等の開催 5 環境市民会議 6 環境学習プログラムの作成 等さまざまな機会環境学習を推進し、環境にかかる意識の醸成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境フェアへの出展及び環境活動への参加 (環境ボランティア、いちかわこども環境クラブ、環境活動団体) ・ 学校や地域で環境教育や環境学習を展開する。(環境ボランティア) ・ 環境学習及び支援活動 (いちかわ地球市民会議) ・ 身近な環境活動の展開 (いちかわ地球市民会議、エコ常夜燈プロジェクト) ・ 環境啓発(エコ常夜燈プロジェクト)

施策 5	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<p>環境活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境活動支援事業（環境政策課） 市民や民間団体の環境活動に関する支援を行うとともに、環境活動団体のネットワーク化を図る。 いちかわ環境ボランティア登録制度（環境政策課） 環境にかかわる知識や情報を持った市民を登録し、環境活動の指導や環境学習の講師として活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども達の環境活動の支援（いちかわ子ども環境クラブ） 環境活動団体の情報交換及び支援（環境活動推進連絡協議会） 市民や学校での環境学習への支援（環境ボランティア）
(3) 地域環境美化の促進	<p>市民マナーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民マナー条例啓発、推進事業（防犯対策課） 市民マナー条例推進指導員が防犯を兼ねた巡回指導を行うなど、市民マナー条例推進により、ポイ捨て等を防止し、地域環境美化に努める。 <p>清掃活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域清掃活動支援（清掃事業課） 自治会等の自主的な清掃活動をサポートするため、ごみ袋の配布や集めたごみの収集などで、地域清掃を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民マナー条例の推進（健康・安全・清潔な地域づくり協議会） 市川三番瀬クリーンアップ大作戦（市川三番瀬クリーンアップ大作戦実行委員会）（青年会議所、NPO いちかわライフネットワーククラブ、市民、市民団体、事業者等） 江戸川クリーン大作戦の実施（江戸川クリーン大作戦実行委員会、市民、市民団体、事業者等） 自治会や地域で清掃活動を展開「市は道具の貸与、収集を担当」（市民、市民団体、事業者等）

社会

6.暮らしの安全向上

健康で安全な生活の基礎となる防犯対策、防災対策を推進し、市民の健康と安全を守る生活環境を整備する。

- (1)「災害に強い防災まちづくり」は、災害に強い都市基盤整備の推進をするとともに、市民協力体制の充実など、災害対応力の充実強化を図る。
- (2)「水害のないまちづくり」は、江戸川、旧江戸川治水対策を促進し、河川改修事業及び雨水排水対策を推進する。
- (3)「安全で安心な生活環境づくり」は、交通安全対策や防犯対策を推進する。身近な危険に関して啓発活動を行うとともに、特に子どもに関する安全確保に取り組む。

施策 6	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(1) 災 害 に 強 い 防 災 ま ち づ く り	<p>耐震改修の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設耐震改修事業（設計監理課） 公共施設を利用する市民の安全性の確保と、防災拠点や避難場所施設となる公共建築物の耐震化を進める。 ・耐震診断助成制度（建築指導課） 1981年5月以前に建設された建築物で市民が所有し、かつ居住する木造住宅、マンションの耐震診断を行った時、その一部を助成する。 <p>地域消防活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人消防クラブ充実強化事業（予防課） 会員数の増加を図りながら、活動支援を通し、地域の女性防災リーダーを育成し婦人消防クラブを充実強化する。 ・消防団活動推進事業（施設装備課） 地域に密着した消防団が、防火・防犯パトロール等を通じ地域安全活動を展開し、市民生活の安全を幅広く守るための消防団活動を推進する。 ・自主防災組織育成事業（災害対策課） 「自分たちの街は自分たちで守る」をモットーに自治会を中心に自主防災組織づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断士の登録及び耐震相談 （社・千葉県建築士会市川支部） （社・千葉県建築士事務所協会 市川・浦安支部）

施策 6	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災メールシステムの運用 (災害対策課、地域情報推進課) 災害等が発生した場合の情報伝達手段として、携帯電話やパソコンのメールを活用するシステムを運用する。 <p>市民対象に応急手当普及啓発事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急手当普及啓発事業の推進(救急課) 災害時に救命効果の向上を図る上でバイスタンダー(その場に居合わせた人)の適切な応急処置、救命処置が不可欠なことから、各種事業所、学校、消防団、婦人消防クラブ及び一般市民を対象とした応急手当の普及啓発事業を推進する。 <p>関係機関・都市との連携を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災協定の推進(災害対策課) 医師会、建設業協力会など市内関係団体との協力協定、また、県及び県内の市町村や他県都市と相互防災応援協定の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時備蓄薬品管理点検(薬剤師会) ・災害時医療対策(医師会、近隣医師会、市内各病院、消防局) ・市川市災害ボランティアネットワークとの協働
(2) 水 害 の な い ま ち づ く り	<p>治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸川スーパー堤防整備促進事業 (水と緑の計画課) 大規模水害から市民を守り、併せて市民が水と親しめる広い堤防部を持つスーパー堤防の整備を促進する。 ・都市基盤河川改修事業(河川・下水道整備課) 大柏川の河川改修事業を推進し、河川の整備を進める。 <p>雨水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水排水施設整備事業(河川・下水道整備課) 雨水幹線排水路の整備、排水機場の整備、雨水貯留浸透施設の設置等、総合的な治水対策を通して内水排水対策を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・真間川改修促進期成会 ・真間川流域総合治水対策協議会

施策 6	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(3) 安 全 で 安 心 な 生 活 環 境 づ く り	<p>交通安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故防止対策事業（交通計画課） 交通安全啓発活動の一環として、トワイライト・オン運動及びリフレクター運動を関係機関、団体と連携・推進し、交通事故を防止する。 ・自転車の交通ルール遵守・マナーアップ運動の推進（交通計画課、自転車対策課） 自転車の交通ルール違反やマナーの低さによる交通事故及び危険を防止するため、正しい乗り方の普及啓発活動を行う。 <p>防犯対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール推進事業（防犯対策課） 既存の公用車を模擬パトロールカーに改造し、市内を巡回パトロールすることにより、犯罪の抑止を図る。 ・街の安全パトロール事業（防犯対策課） 警察、公共機関、企業、自治会、市が一体となって、防犯やライフラインの点検をはじめとした総合的な相互パトロールを実施し「安全・安心まちづくり」の実現を図る。 ・ボランティアパトロール事業（防犯対策課） 市民によるボランティアパトロールを実施することにより、自主防犯意識の向上や地域コミュニケーションの醸成を図る。 ・自主防犯活動支援事業（防犯対策課） 自治会等自主防犯活動を行っている団体に活動物資を支援し、活性化を図る。 ・防犯カメラ設置事業（防犯対策課） 市内3箇所に防犯カメラを設置し、設置の効果や運用の問題点を検証し、今後の施策に活用する。 ・防犯協会補助事業（防犯対策課） 防犯協会の活動を支援することにより自主防犯活動の推進、防犯思想の普及・徹底、青少年の非行防止及び健全育成などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動 （商工会議所・運輸通信業部会） ・街の安全パトロール事業（警察、公共機関、企業、自治会、防犯協会等） ・ボランティアパトロール事業（市民） ・自主防犯活動（自治会、防犯関係団体等） ・各種防犯活動（防犯協会）

施策 6	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯研修会の開催（防犯対策課） 防犯対策や防犯まちづくりについて各種の講習会や研修会を行う。 ・ 防犯灯整備促進事業（地域振興課） 犯罪のない安全な街づくりの一環として、防犯灯の整備を促進する。また、多発する犯罪を未然に防止するために、より明るい防犯灯への切り替えを推進し照度アップを図る。 ・ いちかわ安心e・ネット「地域安心安全情報共有システム」（地域情報推進課） インターネットや携帯電話等を活用して、住民が地域の犯罪に係わる情報や、危険を知らせるための情報等の地域の安心安全情報を共有できる「地域安心安全情報共有システム」を利用したサービスを提供する。 <p>児童・生徒の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校安全全体計画（学校教育部） 学校・家庭・地域が一体となり、安全と安心を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯講習会の開催 （警察、自治会、防犯協会） 地区ごとに防犯教室を開催し、防犯意識の向上を図る。 ・ 自治会による防犯灯の設置・維持管理 （自治会）

社会

7. 地域ネットワークの拡大

健康で快適な生活を地域で支えあう仕組みを市民との協働で確立し、地域住民の活動により推進する。

- (1)「地域で支える福祉の充実」は、地域住民の主体的な参画と交流により、共に支え合い助け合う地域づくりを進める。
- (2)「地域で支える子育て環境づくり」は、保護者が子育てに関して悩みを抱え孤立化しないよう、また、子ども達が、心身ともに健やかに成長できるよう、行政・学校・地域社会が連携する。

施策 7	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(1) 地 域 で 支 え る 福 祉 の 充 実	<p>地域福祉ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステム推進事業（地域福祉支援課） 地域ケアシステムの拠点を整備し、相談や情報提供を行う。地域住民・社会福祉協議会・行政及び関係機関などとの協働・連携により地域福祉の充実したまちづくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケアシステムの取り組み（自治会、民生委員・児童委員、地域ケアシステム相談員、高齢者クラブ、ボランティア、社会福祉協議会、行政など） 地域福祉を担っている関係者が一堂に会する会議体（地域ケア推進連絡会）を定期的開催することで情報の共有化を図るとともに、地域の問題や課題について検討を行い地域活動の推進及び充実を図る。 ・市民の自主的活動 （市民・地域ケア推進連絡会） 相談活動、サロン活動、あんしん支え合いネットの配付。 ・市川市心配ごと相談（民生委員・児童委員） ・地区協議会の開催（民生委員・児童委員） ・在宅医療支援事業（医師会） ・老人ホームへの慰問（商工会議所・女性会） ・ひとり暮らし高齢者に対する友愛訪問 （民生委員・児童委員）

施策 7	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<p>地域で支える高齢者ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター事業（地域福祉支援課） 要援護高齢者やその家族などに対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、そのニーズに対応した各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関と連絡調整を行う。 ・緊急通報システム（地域福祉支援課） ひとり暮らし高齢者や高齢者、障害者世帯などの方が急に体の具合が悪くなった時、緊急ボタンを押すだけで相談や緊急対応を行う。 ・高齢者虐待防止ネットワーク（地域福祉支援課） 認知症高齢者や介護を受けている高齢者等が介護者や家族からの虐待を受ける、または虐待の加害者になっていることに気がつかない家族も多いことから、関係機関と連携を図り、早期発見、防止に向け連絡体制を強化していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康や福祉に関する相談 （在宅介護支援センター） 要援護高齢者やその家族などに対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ関係機関と連絡調整を行うとともに、緊急通報装置設置世帯に定期的に電話や訪問をし、健康上やその他の相談を行う。 ・高齢者虐待防止ネットワーク （在宅介護支援センター） 警察、医師会、市川健康福祉センター、居宅介護専門員、民生委員・児童委員などの関係機関とのネットワークを強化し、高齢者虐待防止を図る。
(2) 地 域 で 支 え る 子 育 て 環 境 づ く り	<p>地域で支える子育てネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティサポートシステム （企画調整課・地域教育課） 子どもたちを中心において、地域諸団体や学校が、情報交換・意見交換を通して支援し合い、子どもたちの健全育成等を目指していくとするもので、各地域には小中学校区ごとにコミュニティサポート委員会が設置されている。 ・コミュニティクラブ事業（地域教育課） 地域の教育力を高め子ども達の自主性・社会性・創造性を育て、指導的人材が循環していく、遊びを中心とした体験型の地域生涯学習社会を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域の枠を越えた情報交換及び意見交換(コミュニティサポート委員会) ・地域と学校が子どもたちの生きる力を育む （コミュニティクラブ）

施策 7	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンター事業 （子育て支援課） 子育ての手助けを「したい人」「欲しい人」・ 両方できる人を組織化し、相互援助活動を通 して地域のつながりを深める。 ・地域子育て支援センター事業（子育て支援課） 地域での家庭が孤立化し、育児不安が広がる 中で、保育園の施設、専門スタッフを生かして、 子育ての広場として保育園を解放し、地 域の子ども全体を保育者、保護者、地域住民 が一体となって、ともに考え、ともに育み合 う場を形成する。 ・子どもの居場所づくり事業（青少年育成課） 小学校の余裕教室を利用し、放課後の子ども の居場所を作り、異年齢間の交流による子 ども達の健全育成を図る。 ・子ども人権ネットワーク(子育て支援課) 地域の中の子どもとその家族への支援、さら には子どもの人権や生命を守るという観点 から、福祉、保健、医療、教育、警察、司法 など関係21機関が連携し、子どもの人権を 擁護する活動を総合的かつ効果的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・援助活動の調整、研修会等の開催 （アドバイザー、地域リーダー） ・子育ての援助活動（協力会員、両方会員） ・子育て応援メッセ in いちかわ （子育て応援メッセ実行委員会） ・子育て支援（主任児童委員） こども館（児童館）で種々催し物、事 業等が行われる際、親が行事に参加する 間、こども・幼児の面倒をみる。 ・青少年相談員活動 （青少年相談員連絡協議会） 青少年からの相談に応じ助言・指導を行 うとともに、青少年団体の育成と組織化 のために活動する。 ・子ども人権ネットワーク （人権擁護委員協議会、医師会、民生委員 児童委員協議会、青少年相談員連絡協議 会） ・児童虐待防止ネットワーク（市川児童相談 所地区児童健全育成連絡協議会） 児童相談所をはじめ、保健、福祉、医療、 教育などの各関係機関とのネットワーク を強化し、児童虐待防止を図る。 ・虐待児、不登校児に対する見守り （民生委員児童委員、主任児童委員） 日頃の活動により虐待児、不登校児を発 見した場合、あるいは子育て支援課、児 童相談所その他からの要請により見守り 活動をしている。

文化

8. スポーツの振興

日常生活の中で誰もが気軽に参加できる広範なスポーツの振興、及び活動拠点を整備し、仲間作りを通して市民の健康づくりを支援する。

- (1)「スポーツ環境の整備」は、運動施設を充実させるとともに地域における指導者を養成する。
- (2)「スポーツに親しむ機会の提供」は、いつでも誰でも見る、参加できる市民スポーツ活動の推進、市民講座の充実、学校教育でのこどもの体力作りの充実を図る等、生涯を通しスポーツに親しむ環境を整備する。
- (3)「総合的推進体制の整備」は、スポーツ振興推進体制を整備し、総合型地域スポーツクラブの育成を目指す。

施策 8	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(1) ス ポ ー ツ 環 境 の 整 備	<p>スポーツ・学校施設、環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設(プールを除く)の開放(地域教育課) 夜間休日の体育館・校庭等の地域への開放。 ・スポーツ施設整備計画の推進 (スポーツ振興課) スポーツセンター施設、国府台市民体育館 - 耐震工事、陸上競技場3種公認更新 - フ ィールド内人工芝化、テニスコートクレ ーコートの人工芝化等、スポーツ施設の整備を 計画的に行い充実を図るとともに、各課所 有のスポーツ施設管理の一元化を図る。 ・スポーツ指導者養成講習会(スポーツ振興課) 市内でスポーツ指導者を対象に、時事に対 応できる内容の講習会を開催する。 ・地域スポーツクラブの育成支援 (スポーツ振興課) サタデースポーツクラブは、スポーツ振興 課から市川市体育協会、市川市体育指導委 員連絡協議会に委託した事業。総合型地域 スポーツクラブは、国府台地区にモデルを つくり、将来的にはサタデースポーツクラ ブを核にした全市的総合型地域スポーツク ラブを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校ごとに利用団体との利用調整 (学校施設開放委員会)

施策 8	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動等地域指導者協力事業(保健体育課) 小中学校部活動及び部活動に準じるクラブに専門的な指導力を備えた地域指導者の協力を仰ぐ。 ・余熱利用施設整備(リクーンセンター) クリーンセンターから供給される高温水を利用した温水プール等の健康増進施設の整備。 	
(2) ス ポ ー ツ に 親 し む 機 会 の 提 供	<p>スポーツをする機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民のスポーツ団体の支援(スポーツ振興課) 市川市体育協会とその加盟団体への補助 - 市民体育大会、県民体育大会の開催、出場。市川市体育指導委員連絡協議会の活動支援。その他これに類する市民スポーツ団体の支援を行う。 ・スポーツ大会の誘致(スポーツ振興課) 平成17年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール女子競技。平成22年度国民体育大会ハンドボール成年・少年女子競技を開催する。 ・広報・ホームページによる情報提供の充実 (スポーツ振興課) スポーツ振興課のHPを充実し、情報の提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会開催の運営、指導 市川市元旦マラソン (体育協会、体育指導委員) 市民体育大会(体育協会) ・軽スポーツ大会の開催 「体育の日」記念行事、スポーツレクリエーション祭(体育指導委員) ・市主催行事への協力・指導 ウォーキングいちかわ、ファミリーデイキャンプ、親子体操教室(体育指導委員) ・加盟団体主催の大会及び講習会へ支援、県民体育大会の選手強化及び支援(体育協会) ・工場対抗野球大会の開催 (商工会議所・工業部会)
(3) 総 合 的 推 進 体 制 の 整 備	<p>スポーツの総合推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブのモデル事業 (スポーツ振興課) 国府台地区にモデルクラブの推進を行っている。将来的には、サタデースポーツクラブを核に全市的に、総合型地域スポーツクラブを展開する。この事業に、市民協働企画事業の推進を図る。 ・スポーツ振興活動拠点整備(スポーツ振興課) 市東北部及び南部地区におけるスポーツ振興活動拠点の整備を行う。 	

その他

9. ITを活用した健康支援

誰でも活用できるITによる健康づくりの支援を行い市民全体の健康増進を図る。

- (1)「健康づくりの推進」は、情報技術を活用して、市内外の救急医療関係施設・消防本部・関係団体との連携をより密接にし救急医療や災害時医療、夜間・休日診療の体制を確立する。
- (2)「市民のIT活用の推進」は、市民を対象に、パソコン、携帯電話等の講座を開催し、インターネットを通じた情報収集能力の向上を図る。

施策 9	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(1) 健康 づく りの 推 進	<p>医療体制支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急活動支援事業（救急課） 救急医療を受ける場合に、住基カードに登録した本人情報により、救急車内で連絡先やかかりつけ医療機関等を確認することで迅速な処置を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> モバイルを用いた食生活の調査 (NPO いちかわネットワーククラブ) ホームページによる医療情報の提供 (医師会)
(2) 市 民 の I T 活 用 の 推 進	<p>市民IT技術取得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> いちかわIT講習会（地域情報推進課） 市民のIT能力の向上を目的に市民ボランティアが講師となって講座を開催する。 公民館主催講座活動事業「IT講習会」 (公民館センター) 市川市生涯学習推進計画、市川市教育計画（夢・豊かな心と生きる力を）等に基づき、諸課題に対応する講座の一つとして、情報化への対応「情報活用能力の向上、IT技能の向上」を目的に各公民館で開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民のIT講習会の補助（IT市民クラブ） (NPO いちかわネットワーククラブ) エコマネー推進「生ごみリサイクル」、各自治会活動支援「ホームページ紹介」 (NPO いちかわネットワーククラブ) 会員事業所IT講習会（商工会議所）

その他

10. 市民活動の支援

ボランティアやNPOなどの市民活動を支援することにより、それらの活動する人の健康で快適な生活づくりに寄与するとともに、地域住民主体の市民活動の推進を図る。

(1)「活動のための支援環境づくり」は、ボランティア活動や市民活動を行う団体に対しより活動しやすい環境を整えるため、資金や活動場所などの支援、団体間の相互交流を推進する。また、ボランティア活動を体験できるための環境を整えるなど、市民にとってより身近なボランティア活動の普及を目指す。

施策 10	市の主な取り組み	市民・団体・事業者との 協働の取り組み
(1) 活動 の た め の 支 援 環 境 づ く り	<p>資金的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民（納税者）が選ぶ市民活動団体支援制度（ボランティア・NPO活動推進課） 市民の自主的な活動を支援するため、納税者が支援したい1団体を選び、個人市民税額の1%相当額を支援する。 <p>活動場所の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア・NPO活動センターの運営～まちの縁側構想（ボランティア・NPO活動推進課） ボランティアや市民活動団体が打ち合わせや他団体との交流、印刷等の作業ができる場をアクス本八幡ビルの2階に開設し、活動を支援している。行徳支所2階にも印刷作業や相談が受けられる場を開設している。 <p>市民活動の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動体験事業（ボランティア・NPO活動推進課） 各種のボランティア活動を体験しボランティア活動への理解を深めてもらうことにより、身近なボランティア活動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉、環境、まちづくり、子どもの健全育成など、様々な分野における市民活動 ボランティア・アドバイザー（市民ボランティア）による活動に関する相談 市川市災害ボランティアネットワークとの協働

・目に見える形で「健康都市」を進めるために（モデル・プロジェクト）

WPROガイドラインでは、セティングアプローチという手法で、実際に目に見える形で健康都市に取り組むことが求められている。

人々の健康は、個人が行う健康活動とともに、日常生活の中で作られていく。このため、個人を取り巻く環境を健康的なものに変えていくことは健康づくりにとって非常に重要であり、地域での様々な領域の人々との協働による市民の健康を支援する環境を整備することは健康都市の推進に有効な方法である。

このため、様々な生活シーンが展開される学校、職場、病院などの日常生活の基本的な場所を健康増進の活動を推進するモデルとなる場所として定め、そこでの活動を健康の視点から見直し、健康増進に繋がる活動を地域との協働で推進する。

今後、学校、商業施設、公共施設を含むエリアを健康都市モデル地区として指定し、様々な取り組みを展開して行く。

また、健康都市の取り組みを推進する都市との交流を深め情報の交換をはかり、本市の健康都市推進に役立てるほか、情報を発信することにより、世界的な社会貢献をする。

1．ヘルシーセティング（地域住民の健康をサポートする取り組みを推進する）

セティングとは、人々が日々の活動に携わる場、社会的な環境のことで、健康や wellbeing に作用し、相互に影響し合う環境、組織、個人的要因が含まれる。

具体的には、学校・職場・商店街・街区などの場所のことであるが、それを単に物理的な場所として捉えるのではなくて、人々の毎日の営みの場として、健康に関わる施策を具体的に展開することである。

具体的な場を設定することにより、住民の参加も得やすく、関係機関や団体、広範な関係者の連携や役割分担も明確になり、個別の行政対応の統合化も図りやすくなる。結果として、人や物、予算などの限られた資源を有効に活用できる仕組みが生まれやすくなる。

（1）学校（健康に関する教育を推進する）

上述のヘルシーセティングを導入したモデル的な学校のことを言う。

授業の時間だけでなく、学校の生活の中で、子ども達が健康について自分で考え、行動することを目標に、健康に関するテーマに基づき、学校が一体となって取り組む。

（2）商店街・自治会等

2．ヘルシーエクステンジ（都市間交流を推進する）

WHOの健康都市推進のために都市の枠を越えた幅広いネットワークを作り、国内外の先進健康都市との情報の交換を通して社会貢献を果たす。

（1）国内の健康都市連合加盟市との交流

（2）健康都市連合参加各都市との交流による共同事業、及び健康都市連合会議への参加

・「健康都市」を広く理解してもらうために（啓発事業）

健康都市の推進は、保健・医療・福祉の分野にとどまらず、環境・都市計画・産業の振興など健康とは無関係であった分野の取り組みも市民の健康を支える重要な取り組みである。市民の健康の向上を目的の一つとしたこれら取り組みは、市や市民団体、事業者等、様々な領域での活動を中心に進めることはもちろんであるが、その活動に参加し支えるのもまた市民である。

このことから健康都市の目的を市民が理解し、自ら健康都市プログラムへ参加することが健康都市を推進する上で重要なことになる。市民の理解は、行動(行事への参加・日常的に行う自主的な健康活動)にかかわることで生まれる。このため、健康都市に関する行事や取り組みの情報を、様々なメディアを通じて発信するなど広報活動を行い、市民への参加を呼びかけるとともに健康都市について広く理解を求めることとする。

1．健康都市宣言

市民の健康を支える施策を行政の中心に据えた健康都市を目指すことを広く知らせるために健康都市宣言を行う。

2．健康都市ウィークの開催

市民を対象に健康に関する行事を行う。シンポジウム・講演会・絵画ポスター展・市民団体等の活動発表、ウォーキング大会などを行う。

3．健康に関する講座の開催

市内の大学等の教育機関と連携を図り、健康都市に関する事柄をテーマとした連続講座を開催する。

4．ホームページや広報による情報の提供

市川市のホームページで健康都市について様々な情報を提供する。健康都市連合のホームページから市川市の健康都市情報を世界に向けて発信する。

インターネットを利用した健康市都市アンケート等を実施し、健康都市についての市民の意見を徴集する。

5．啓発用冊子の作成

健康都市プログラム等の内容をまとめた冊子を作成し、講座等で配布する。

6．ニュースレターの発行

健康都市の取り組みをまとめたニュースレター「ヘルシーシティ」を発行し、ホームページ等で公開する。

・プログラムの評価

WPROガイドラインでは、評価を計画の妥当性・適当性・進行状況・効率性及び効果の統計的な計画と定義し、評価は周到に計画され最初から健康都市計画過程に組み込まなければならないものであるとしている。

1987年のヨーロッパの健康都市プロジェクト以来、評価は健康都市計画の重要な部分であったが、発表された評価は、世界的活動の規模から考えると非常に少ない。その原因としては、計画が長期的視野にわたったものであり短期で結果が出づらいためである。また、評価のほとんどが内部資料であり、広く公表されなかったためであると考えられている。

WPROガイドラインでは、この評価が重要な理由としては、

計画の進行を監査する

健康都市計画の効率性を費用効率性を含めて証明する

計画に参加している各個人へのフィードバックとなる

正しい運営への参加責任を確かなものにする

計画がいかに運営されているかを理解する

将来の利用や参照のための実行力が向上する

計画により達成された結果を判断する

等を挙げている。

健康都市という理念は複雑で多くの活動を含んでおり、異なったレベルの複合的な活動の要素からなっている。したがって、その評価も同じように複合的なものになる。

評価は3段階で行われ、短期の経過評価とともに長期的な健康の成果に繋がる中間的な施策の実施、それらの取り組みによる最終的な結果評価も必要となる。

短期評価は健康都市をどのように進めたかを評価する。WPROガイドラインに沿ってプロジェクトが進行しているかどうかの短期的な影響で、例えば、このガイドラインを使うことによって様々な領域での活動が盛んになり、市民参加が促されているかどうかなどを評価する。中間的な評価は、健康都市の目的である健康と環境の成果に繋がる具体的な目標を定めた取り組みが実施されているかどうかの評価である。主に行政の施策が評価の対象となる。長期的評価は、中間的成果で特定していた取り組みが個人やまちの健康にどのように貢献したか、死亡率や河川水質の改善等、個人的、公共的な成果を評価するもので、ある程度の期間を置かなければその成果は見えない。

この評価に当たっては、それを図る指標の設定が重要である。指標はその地域や健康都市の活動の優先順位によって選択し、過去からの蓄積された既存のデータや将来収集したいデータ等から目的に添って、市民の認識や感情を考慮した指標の選定が必要になる。

今後、評価を行うための指標を調査研究のうえ設定し、市川市健康都市庁内推進会議で評価したものを公表していく。

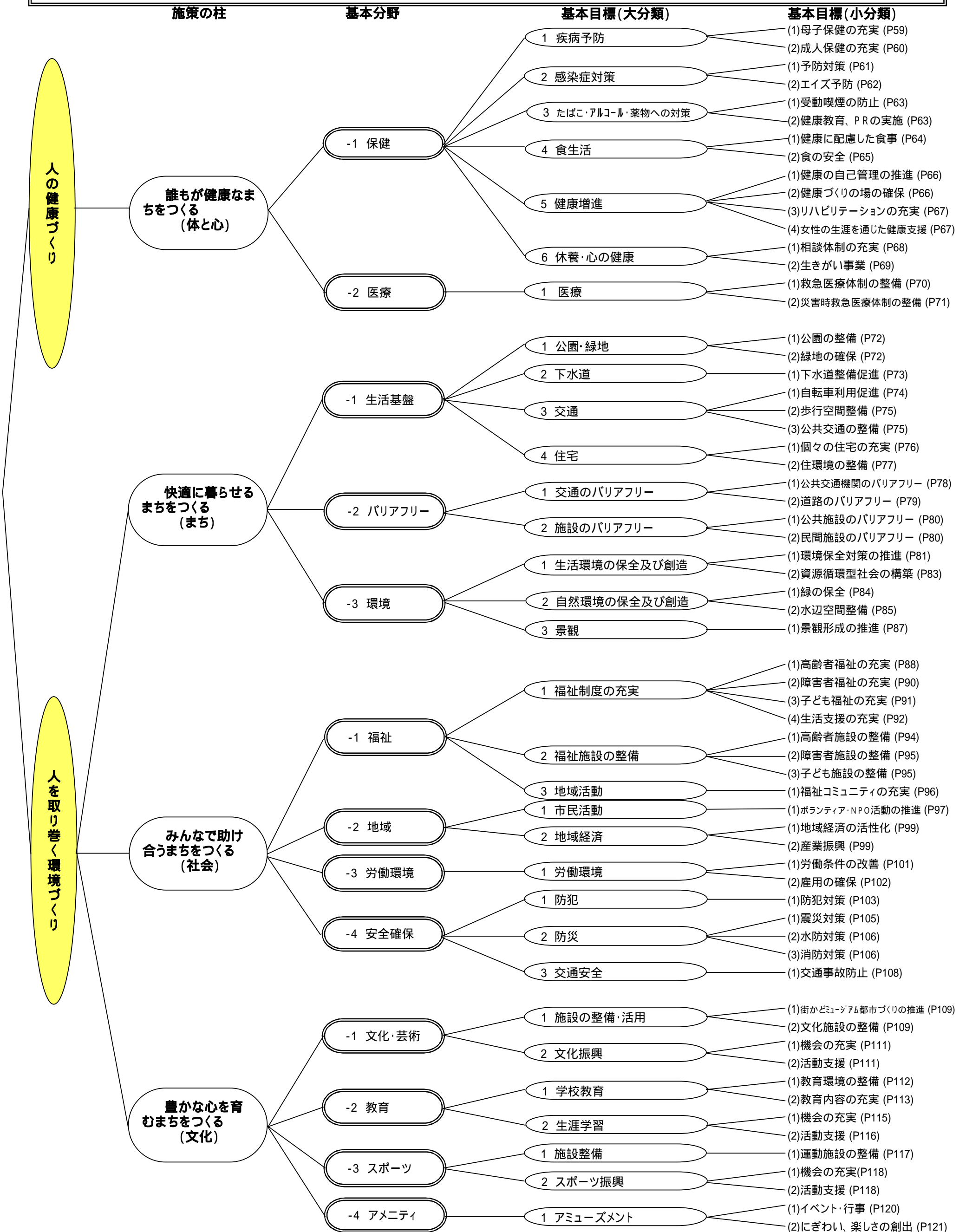
健康都市施策の方向と展開

1. 健康都市施策体系

基本理念:ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ

目的:心豊かで健やかな市民が住む健康都市を目指して

目標:市民が安心して健やかに、自分自身の能力を生かしながら生き生きと暮らせる街を目指し、市民・行政・企業それぞれが主役として健康活動に取り組む。



2. 健康都市施策の展開

誰もが健康なまちをつくる（体と心）

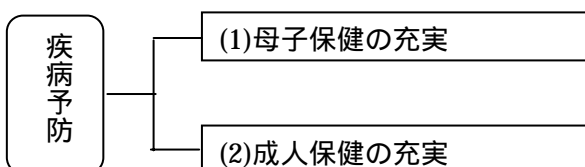
- 1 保健

1. 疾病予防

乳幼児から青少年、成人、高齢者まで、年齢や健康度に応じた各種相談、健康診査、保健指導などの保健サービスを充実し、疾病の早期発見、早期治療に努め、一人ひとりの健康づくりができる環境を整備し疾病の予防を図る。

また、生活習慣病予防や生活習慣改善の実践を学ぶ健康教育を推進し、市民が自身の健康を振り返る機会を提供し健康的な生活習慣の普及・定着を図る。

（施策体系）



（関連する各種基本計画）

- ・市川市子どもウェルビーイング 21「次世代育成支援行動計画」(子育て支援課)
- ・市川市地域福祉計画(保健福祉政策室)
- ・市川市老人保健福祉計画(高齢者支援課)

（主な事業内容）

(1) 母子保健の充実

保健推進員活動事業(保健センター)

地域住民の健康づくりを推進するために、保健推進員を委嘱している。主な活動は3か月児の家庭訪問、連絡会への参加、保健センター事業などへの協力である。

健診事業(保健センター)

1歳6か月児健康診査事業・3歳児健康診査事業・妊婦乳児健康診査事業が主な事業で身体発育、精神発達、基本的習慣、歯科衛生等について健診を行い、健康状態の確認、疾病の早期発見に努め、妊婦及び乳幼児の健康保持・増進を図る。

母子健康教育事業・母子健康相談事業・母子訪問事業(保健センター)

妊産婦や乳幼児に健康に関する相談、教育、訪問指導等を行い、不安の解消を図り、知識の普及を図ることにより、健康な生活が送れるように支援する。

(2)成人保健の充実

健康教育事業・健康相談事業・訪問指導事業（保健センター）

生活習慣病予防や健康管理に必要な正しい知識を得、自分の健康に対する認識と自覚を高めるために、保健・栄養・歯科に関する事業を実施し、健康の保持増進を図る。

健康診査事業（保健センター）

がん・脳卒中・心臓病などの生活習慣病予防対策の一環として、老人保健法、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、基本健康診査及び各種がん検診等を行い、これら疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、単に医療を要する者の発見だけではなく、健康診査の結果、必要な者に対し、栄養や運動などの保健指導・健康管理に関する正しい知識の普及を行うことによって、壮年期からの健康についての知識と自覚の高揚を図る。

機能訓練事業（保健センター）

身体に障害をもつ者に対し、集団による機能訓練を行うことにより、身体機能の低下を防止し、回復を図り、日常生活動作の自立を促し、社会参加の機会を与える。

趣旨普及事業（短期人間ドック助成事業）（国民健康保険課）

疾病予防と健康の保持増進を図ることを目的として、国民健康保険の加入者が短期人間ドックを受診する際の費用の一部を助成する。

2. 感染症対策

市民が自ら、感染症の発生及び、蔓延を防いでいけるよう、正しい知識の普及啓発に努める。

予防接種は、保育園・幼稚園・小学校や医療機関との連携を図り、積極的に接種するよう勧奨する。

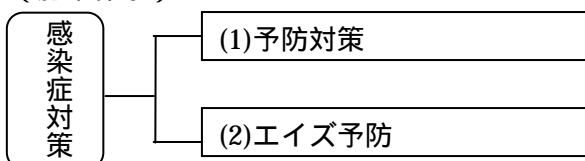
結核は、胸部のレントゲン検診を施行し、早期発見を目指す。

新たに発生する感染症に対しては、県（健康福祉センター）や関係機関と連携をとりながら、対応していく。

エイズについては、学校においても啓発し青少年に対し正しい知識の普及に努める。

狂犬病に関しては、犬の所有者（管理者）と所在地、狂犬病予防注射の接種履歴を把握し、情報を適正に管理していく。

（施策体系）



（関連する各種基本計画）

- ・市川市保健医療計画（保健管理課）

（事業内容）

(1) 予防対策

予防接種事業（保健センター）

予防接種法に基づいた定期の予防接種と乳幼児に対する流行性耳下腺炎（任意の予防接種）を勧奨している。ポリオと二種混合については、市内の学校などを会場とし、集団接種を行っており、それ以外の予防接種は契約医療機関で個別に予防接種を受けられるようにしている。

結核予防事業（保健センター）

結核予防法に基づき、乳児のBCG接種と一般住民を対象とした胸部レントゲン検査を実施している。

感染症対策事業（保健センター）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康福祉センターの指示により、病原菌などに汚染された場所や物の消毒を行う。

狂犬病予防事業（保健センター）

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主（管理者）と所在地を把握し、狂犬病予防注射の接種履歴の情報を管理する。また、犬の飼い主（管理者）には、犬の登録と狂犬病予防注射を犬に受けさせ、市に届ける義務があることを啓発している。

(2)エイズ予防

エイズ予防（保健センター）

「市川エイズ対策推進協議会」を中心として、エイズ予防啓発講演会やエイズ予防啓発パネル展を開催し、広く市民にエイズの正しい知識の普及と予防意識の啓発に努める。

学校保健会(保健体育課)

市川市学校保健会が中心となり、学校エイズ教育を展開しており、学校関係者を対象とした各種研修会や講演会等を開催。また、各中学校においても、著名な講師を招き講演会を開催するなど、独自のエイズ教育に取り組んでいる。

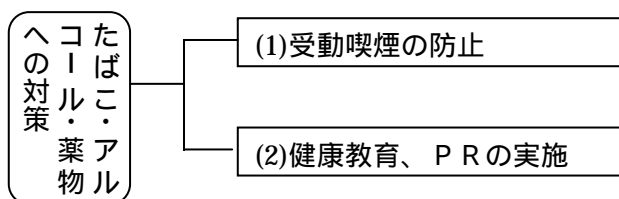
3. たばこ・アルコール・薬物への対策

2003年4月施行の健康増進法により、受動喫煙防止の措置が求められている。喫煙は、喫煙者本人のみならず、周囲の人にも受動喫煙により健康へ悪影響を及ぼす。未成年者の喫煙防止の徹底、非喫煙者に対する受動喫煙の影響を減少させるためのマナー条例の推進などの環境づくりとともに、公共施設での分煙を推進する。

また、禁煙希望者に対する支援として健康講座等において禁煙教育を行うなど個人の喫煙防止対策の推進を図る。

飲酒については、関係機関との連携を図りアルコールによる健康への影響の正しい知識の普及・啓発に努める。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

・市川市老人保健福祉計画(高齢者支援課)

(事業の内容)

(1)受動喫煙の防止

分煙推進事業(管財課・保健管理課)

健康増進法の施行に伴い、公共施設等における完全分煙の徹底を図り、喫煙者のマナー向上と共に受動喫煙を防止する。

市民マナー条例の推進(防犯対策課)

地元協議会の協力により路上禁煙地区(市内主要5駅)を設定し、条例の周知や違反者への過料の徴収、指導・勧告、措置命令、違反事実の公表を行うなど条例の推進を図る。

(2)健康教育、PRの実施

学校保健会(保健体育課)

望ましいライフスタイルの確立に向けた自己の健康管理が実践できるような健康教育を推進するため、学校保健講習会、健康教育講演会、エイズ教育講演会など各種研修会の開催を通し、健康教育の推進とPRに努め、市川市学校保健会が主体となり、その向上に取り組んでいる。

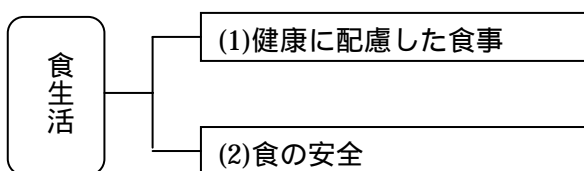
4. 食生活

健康づくり・生活習慣病予防のために食生活の改善を目的とした、栄養指導・健康教育を実施し、学校においても食育を推進する。

また、食中毒、牛海綿状脳症や偽装表示などの突発的に起こる食に関する健康危機に対応するよう、食品取扱い施設の監視や流通食品の検査を強化し発生時には迅速に対応する。

今後は、食生活を通じた健康増進が外食を通じても対応できるよう、また、安全な農水産物の提供を推進するよう、飲食店や公共施設、関係団体へ食環境の整備を図るよう働きかける。また、食の情報提供を充実し食に対する不安や不信の解消を図る。

(施策体系)



(関連する各種基本計画等)

- ・市川市子どもウェルビーイング 21「次世代育成支援行動計画」(子育て支援課)
- ・市川市老人保健福祉計画(高齢者支援課)
- ・市川市教育計画(企画調整課)

(事業の内容)

(1)健康に配慮した食事

食生活改善推進員活動事業(保健センター)

地域住民の健康づくりを推進するために、食生活改善推進員を委嘱し、実践活動を行う。主な活動は、料理講習会の開催、食生活の相談窓口、市保健事業への協力である。

母子健康教育事業(保健センター)

正しい食生活をすることの重要性を認識させ、実践により健康増進を図るため各種講座・講演会及び相談を実施する。

健康教育事業・健康相談事業・訪問指導事業(保健センター)

生活習慣病予防や健康管理のための食生活について、正しい知識を身につけ、効果的に実践するため各種講座の開催及び相談・訪問栄養指導を実施する。

魚食文化フォーラム実行委員会（農水産課）

市内鮮魚店での生海苔販売、各小学校での海苔漉き体験学習、魚のさばき方教室等のイベント等を開催し市民の参加を得ながら、市内水産業の振興と水産物の消費拡大を図る。

学校給食運営事業（保健体育課）

安全で良質な食材の安定的供給による学校給食の充実と地域の食材の活用及び食文化の伝承を行う。そして、地域や保護者への啓発活動を行う。また、食に関する正しい知識を普及し、食事の自己管理ができる児童・生徒の育成を目指し、食に関する指導を充実する。

「食」の自立支援事業（地域福祉支援課）

健康で自立した在宅生活を送れるように、65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者世帯またはひとり暮らしの障害者の方で、食事の支度が困難な方にアセスメントを実施し、必要に応じて配食サービスや、保健師・栄養士による健康相談・栄養指導等を行い、「食」の自立を支援する。

(2)食の安全

消費者啓発事業（総合市民相談課消費生活センター）

市民が、安全で安心な消費生活の実現を図るため、JAS法や食品衛生法に基づく食品表示等についての情報提供をはじめとして、食生活にかかわる様々な情報提供及び啓発を行っている。

減農薬栽培推進事業（農水産課）

環境にやさしい農業の推進事業として、梨栽培及びトマト等の施設園芸栽培における農薬散布回数を削減し、環境負荷や生産者の肉体的負担を軽減するとともに、消費者が求める安心・安全な農産物を生産するための事業の支援をする。

食品衛生啓発事業（保健管理課）

食品衛生に関する啓発、食品関係事業所に対する監視・指導などを実施している市川保健所管内食品衛生協会の活動を支援し、飲食によって発生する食中毒などの危害発生防止を図る。

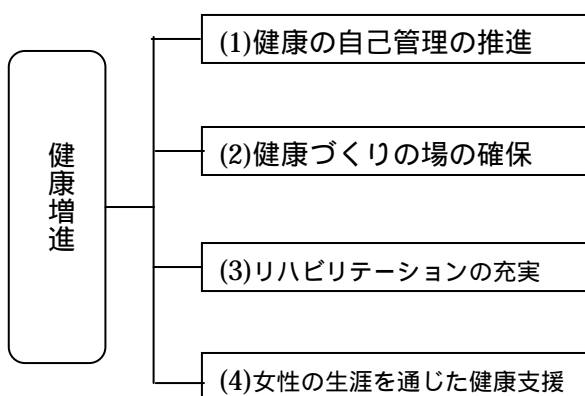
5. 健康増進

市民一人ひとりが健康を自己管理できる健康づくりの場を提供する。

また、病気等により心身の機能が低下した市民に対し、包括的なリハビリテーション医療を提供することにより、機能の維持・向上を目指し早期の社会復帰を促す。

また、女性が自己の健康を管理し、生涯を通じて生きがいのある生活を送るため、年代に応じた健康相談と健康教育を実施する。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市老人保健福祉計画（高齢者支援課）
- ・市川市一般廃棄物処理基本計画「いちかわじゅんかんプラン 21」（リサイクル推進課）
- ・市川市男女共同参画基本計画（男女共同参画課）

(事業の内容)

(1)健康の自己管理の推進

健康増進指導事業（保健センター健康増進センター）

市民の健康の維持、増進を図るため、運動・栄養・休養の 3 つの要素を柱として、個人の健康度測定（問診、健康、栄養調査・身体計測・体力測定）を行い、これに基づく生活指導の提案及び健康の自己管理を推進し、トレーニングの実践の場を通しながら、一次予防対策を支援している。

(2)健康づくりの場の確保

余熱利用施設建設事業（クリーンセンター）

クリーンセンターから発生する余熱を有効利用し、室内プール、温泉等を併設した、

地域の活性化にもつなげる健康施設を整備し、多くの市民が年間を通じ利用できる健康増進のための場を確保する。施設の整備は、1999 年度に制度化された P F I 法に基づいて実施している。建設期間は、2004 年 1 月から 2005 年 10 月で、2005 年 11 月のオープンを予定している。

(3)リハビリテーションの充実

リハビリテーション病院事業（リハビリテーション病院）

病気や怪我により心身の機能が低下した患者に対し、包括的なリハビリテーション医療を提供する。

(4)女性の生涯を通じた健康支援

女性の生涯を通じた健康支援事業（男女共同参画課）

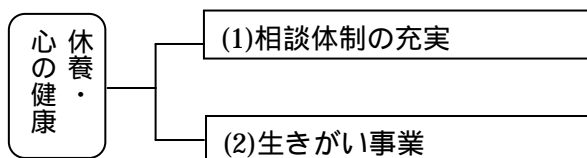
男女共同参画基本計画により、女性の健康を含む一般相談等を行う。

6. 休養・心の健康

日常生活を送る上でストレスは避けてとおれない現代病とも言える。ストレスが原因の病気を予防するために、ストレスに上手に対応する方法の普及啓発、健康相談を必要な時に気軽にできる体制の整備を進める。また、自主（助）グループの支援、関係機関との地域の連携の仕組みづくりを推進する。

また、子育ての不安や、児童・高齢者虐待、家庭内・配偶者間暴力だけでなく、ひきこもりや思春期のケースにも対応できるよう、内容の充実、改善に取り組む。

（施策体系）



（関連する各種基本計画）

・市川市男女共同参画基本計画（男女共同参画課）

（事業の内容）

(1) 相談体制の充実

老人いこいの家健康相談事業（高齢者支援課）

市内 11 箇所の老人いこいの家等では、毎月 1 回、利用者の健康相談を実施している。
こども総合相談事業（子育て支援課）

家庭児童相談機能と併せ、児童虐待などの通報も含め育児不安など様々な子育てに関する相談を受ける。

すこやか応援隊事業（保育課）

妊娠期、0 歳～就学前までの、子育てに関する悩み事を電話や相談者の希望により、自宅、近隣の保育園などに出向き相談を受ける。

子育てなんでも相談事業（子育て支援課・保育課）

就学前までの子どもに関する相談を市内のこども館や保育園で受ける。

女性の健康相談（保健センター）

健診や健康相談など、心と体の両面から、幅広い世代の女性の健康を支援する。
保健センターの健康相談事業（保健センター）

健診や健康相談など、心と体の両面から老若男女幅広い世代の健康を支援する。

女性のための一般相談（男女共同参画課）

女性が抱える様々な悩みに女性の相談員が相談を受ける。

身近な場所での相談（地域福祉支援課）

地域ケアシステムの拠点では、地域から選ばれた相談員が日常的な困り事、心配事などを聞き、地域で解決できないものは行政や関係機関に連絡し解決していく。

高齢者総合相談（地域福祉支援課）

要介護高齢者やその家族などに対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、そのニーズに対応した各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関と連絡調整を行う。

(2)生きがい事業

生涯学習推進計画の推進（生涯学習振興課）

「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指す。

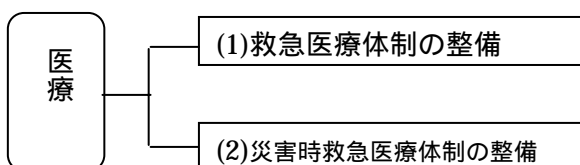
- 2 医療

1. 医療

市内医療関係団体や近隣市との連携により、救急医療や災害時医療、夜間・休日診療の体制を確立する。特に、救急医療体制については、市内総合病院の協力とともに2.5次救急医療機関の連携システムの充実を図る。

今後、地域の医療機関と病院がそれぞれの機能分担と連携を図り、市民に適切な医療が提供できるよう初期医療を担う、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着を図る。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市地域福祉計画（保健福祉政策室）
- ・市川市保健医療計画（保健管理課）
- ・市川市地域防災計画（災害対策課）

(事業の内容)

(1)救急医療体制の整備

急病対策事業（保健管理課・保健センター）

市川市の救急医療体制は、1次医療機関として市内の各医療機関が、また、平日の夜間及び休日は市川市急病診療所が患者の急病診療にあっている。しかし、これらの医療機関で対応ができない場合には、2次医療機関として市内の7医療機関が当番病院として当番制で診療にあっている。

2次医療機関で対応困難な重篤な患者について、準3次的な医療機関として国立精神・神経センター国府台病院、東京歯科大学市川総合病院、浦安市川市民病院、順天堂浦安病院の4総合病院が2.5次救急医療体制として輪番制で時間外の患者を受け入れている。

救急活動支援サービス（救急課）

事故及び急病等で救急医療を受ける場合に、住民基本台帳カードにあらかじめ登録した情報により、救急車内などで本人の身元や緊急連絡先等を確認することが可能となるサービスである。

将来は、医療機関と連携して、既往症、アレルギー情報、健康診断結果等の情報を任意に登録することにより、さらに高度な医療支援が可能となる等、地域保健医療の充実を図ることができる。

(2)災害時救急医療体制の整備

急病診療所及び休日急病等歯科診療所の充実（保健センター）

大洲防災公園隣接地の急病診療所及び休日急病等歯科診療所は、災害発生時における傷病者の救護の拠点としての役割を担うため、救護施設の機能の充実を図っていく。

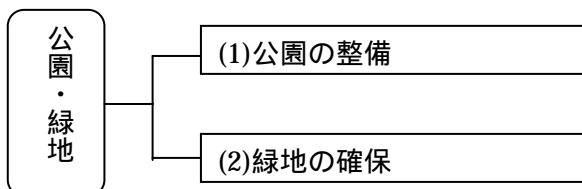
快適に暮らせるまちをつくる（まち）

1 生活基盤

1. 公園・緑地

緑に接する憩いの場や交流の場となる身近な場所として、地域住民との協働による公園整備を進める。また、公園の再整備計画の策定や維持管理にも市民参加を促し、地域の特色を活かしながら、社会情勢の変化などにも対応した公園の整備を進める。更に、市内でも貴重となった緑地の保全・活用に務める。

（施策体系）



（関連する各種基本計画）

・市川市みどりの基本計画（水と緑の計画課）

（事業の内容）

(1)公園の整備

公園緑地の適正配置計画（水と緑の計画課）

身近な街区公園から市民全体を利用対象とする総合公園まで適正な配置計画に基づき公園を整備する。

小塚山公園整備拡充事業（緑の推進課）

市北西部の水と緑のネットワーク基本方針（みどりの基本計画）に基づき、隣接する堀之内貝塚公園との連携強化を図るとともに、多種多様な利用（広場、池、流れ等）に供することを目的として「どうめき谷津」部分を整備拡充する。

(2)緑地の確保

市民緑地制度の活用（緑の推進課）

市民が気楽に憩える樹林地を、山林所有者と借地契約を締結して管理する制度を活用し保全する。

国府台緑地整備事業（緑の推進課）

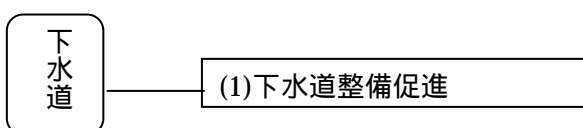
国府台4丁目に広がる緑地は、市街地に残された良好な樹林地であり、また、市北西部地域の江戸川～里見公園～じゅん菜池緑地～小塚山公園などの「水と緑の回廊」上に位置し、緑の核となっていることから、この緑地の保全・活用を図る。

2. 下水道

都市基盤整備の一環として下水道を整備する。

特に下水道が果たす河川の水質浄化機能、防災機能に着目し、土地利用計画や基盤整備との整合を図りながら、公共下水道の整備として流域関連公共下水道事業及び西浦処理区公共下水道事業などを進め、下水道処理区域の拡大や水洗化を促進する。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市公共下水道基本計画（河川・下水道整備課）

(事業の内容)

(1)下水道整備促進

流域関連公共下水道計画策定事業（河川・下水道整備課）

事業認可取得に向け、松戸幹線区域等の下水道計画策定を推進する。

市川南排水区雨水計画策定・雨水排水整備事業（河川・下水道整備課）

外かん道路による流域分断を踏まえた排水区の再分割をする。また、都市化の進展に伴う、雨水流出量の増大に対応する新規ポンプ場計画を策定し、新設ポンプ場（2カ所）の整備と雨水渠を整備し、浸水被害の解消を図る。

公共下水道整備事業（河川・下水道整備課）

江戸川左岸流域関連公共下水道及び西浦処理区の面整備事業を進める。

合流式下水道改善事業（河川・下水道整備課）

菅野処理区（合流式）の合流式下水道の改善計画を策定し、改善対策を実施する。

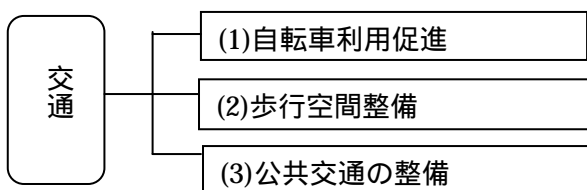
3. 交通

歩行者、自動車、自転車、公共交通等の安全確保や機能の向上に向けて、都市の円滑な活動を支える幹線道路・生活道路の整備、歩きやすい歩行者空間の整備、利用しやすい公共交通の充実を、総合的、体系的に進める。

道路沿道の緑化、電線の埋設、道路占用の適正化、違法な屋外広告物の規制などによる沿道の環境の向上をはかり、さらに、道路排水施設の充実、改修を進め、道路の適切な維持、管理を図る。

また、自転車道の整備、駐輪場の整備及び維持管理の向上、放置自転車対策の推進、リサイクル自転車の活用、サイクルアンドバスライド、自転車マップの作成などを通じて、環境にやさしい自転車交通の活用を図る。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市総合交通計画（交通計画課）
- ・市川市交通バリアフリー基本構想（交通計画課）

(事業の内容)

(1)自転車利用促進

公用車集中管理事業（管財課）

公用車のシェアリングを管理し、効率運用と経費削減を図る。その中で短距離利用は自転車によることとしており、また、更新による新車導入にあたっては、低排出ガス車／低燃費車によることとしている。

総合交通計画策定事業（交通計画課）

近年の自動車交通の増大により、交通渋滞、事故、公害、公共交通の衰退など様々な問題が生じており、個別の交通機関に対する施策ではなく、総合的な見地から各交通機関を一体的に考え、長期にわたる計画を基礎とした交通施策を進める。また、自転車道の整備、駐輪場の整備及び維持管理の向上、放置自転車対策の推進、またこの中でリサイクル自転車の活用、サイクルアンドバスライド、自転車マップの作成などを

通じて、環境にやさしい自転車交通の活用を図る。

自転車駐輪施設整備事業(自転車対策課)

歩道上を利用した機械式ラック式自転車置き場の設置。

(2)歩行空間整備

行徳ふれあい周回路整備事業(地域街づくり推進課)

行徳近郊緑地から旧江戸川沿川地域にかけて、周辺環境への配慮やくつろぎのある空間の確保を図るため、水路上部の既存歩道を安全で歩きやすく整備改修するものであり、2001年度～2005年度の5ヵ年計画で事業を進めている。

全体計画は、全延長が約7kmで、このうち約3,150mについて歩道の整備を行い、また周回路に接する3ヵ所の公園について、歩道と一体的なオープンスペースを確保・改修するものである。

また、市民の健康意識の高まりのなかで、市民の歩くニーズに十分応えるとともに、健康活動を側面から支援し、ゆとりとうるおいのある生活空間を確保する。

総合交通計画策定事業(交通計画課)

近年の自動車交通の増大により、交通渋滞、事故、公害、公共交通の衰退など様々な問題が生じており、個別の交通機関に対する施策ではなく、総合的な見地から各交通機関を一体的に考え、長期にわたる計画を基礎とした交通施策を進める。

(3)公共交通の整備

幹線道路の整備事業(道路建設課、外かん道路対策課)

外環道路や都市計画道路3・4・18号等の事業化により、交通渋滞の緩和、移動時間の短縮、利便性の向上などに努める。

市川駅南口地区第一種市街地再開発事業(市川駅南口再開発事務所)

都市機能の更新及び土地の有効かつ高度利用と公共施設の整備等を目的として再開発事業を進める。

総合交通計画策定事業(交通計画課)

近年の自動車交通の増大により、交通渋滞、事故、公害、公共交通の衰退など様々な問題が生じており、個別の交通機関に対する施策ではなく、総合的な見地から各交通機関を一体的に考え、長期にわたる計画を基礎とした交通施策を進める。

コミュニティバス運行事業(交通計画課)

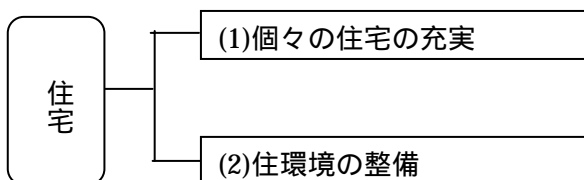
誰でも利用しやすいコミュニティバス等にすることを目標として、平成17年度中の運行に向け検討を進めている。

4. 住宅

民間住宅の活用を含め、既存の市営住宅を整備し、有効活用を図る。また、定住化促進のための住宅取得補助、高齢者や障害者（児）の利用しやすい住宅への改造・改修等の整備や、住宅の耐震化への支援等を推進し、ゆとりある住まいの実現を図る。

住宅の室内環境調査等を実施し、調査結果に基づき助言・指導を行うとともに、住宅・建築部門と連携した相談体制の整備を図る。

（施策体系）



（関連する各種基本計画）

- ・市川市老人保健福祉計画（高齢者支援課）
- ・市川市住宅マスタープラン（地域街づくり推進課）
- ・市川市子どもウェルビーイング 21「次世代育成支援行動計画」（子育て支援課）

（事業の内容）

(1)個々の住宅の充実

住宅リフォーム相談（地域街づくり推進課）

市川住宅リフォーム相談協議会との連携を図り、市民からの住宅の増改築や修理等に係る相談に応え、住みよい住宅への改善を進める。

リフォームヘルプサービス事業（地域福祉支援課）

高齢者及び重度障害者の方が住宅を増築、改築するなど住宅整備を行う場合、相談を受け専門スタッフ（理学療法士、保健師、建築士など）が家庭を訪問し、利用者の身体状況にあった住宅改修の助言を行う。

住まいづくり支援制度（「住宅資金利子補給事業」）（地域街づくり推進課）

市内に自ら居住する住宅を建築又は購入、増改築、修繕、模様替えをするため、金融機関から融資を受ける者に対して、当該融資に係る利子の一部を補給する。

市営住宅の整備（市営住宅課）

建物の適切な維持管理等を行い市営住宅の有効利用をはかる。

住宅改造展示ルーム（地域福祉支援課）

高齢者等の要介護者が、自身の身体機能に応じ住宅改造を行う際の参考にしていた

だくため、保健医療福祉センター内にモデルルームを設置している。

(2)住環境の整備

市川駅南口地区第一種市街地再開発事業（市川駅南口再開発事務所）

良好な都市型住宅の供給を図るとともに、都市機能の更新及び土地の有効かつ高度利用と公共施設の整備等を目的として再開発事業を進める。

- 2 バリアフリー

1. 交通のバリアフリー

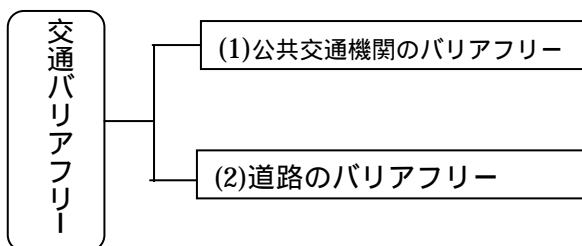
子どもから高齢者まで誰もが快適で安心して移動できる環境をつくるために、歩道を設置したり歩道や駅周辺のバリアフリー化、防犯灯、道路照明の設置などを進める。

主要な駅の周辺を中心に、歩道面の平坦性の確保と段差の解消などのバリアフリー対策を行い、高齢者や障害者を含む全ての市民が安心して利用できる歩行空間の整備を進める。

公共交通機関と協働で駅舎、車両のバリアフリー化を進め、ノンステップバスの導入などを推進する。

また、これら整備を図った施設を効果的に機能させるためには、心のバリアフリーが不可欠であり、交通バリアフリーに対する市民意識を高めるための広報・啓発活動、学校等におけるバリアフリーに関する生涯学習などを推進する。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市地域福祉計画（保健福祉政策室）
- ・市川市老人保健福祉計画（高齢者支援課）
- ・市川市障害者施策長期計画（障害者支援課）
- ・市川市子どもウェルビーイング 21「次世代育成支援行動計画」(子育て支援課)
- ・市川市交通バリアフリー基本構想（交通計画課）

(事業の内容)

(1)公共交通機関のバリアフリー

駅施設バリアフリー化整備事業（交通計画課）

駅施設のバリアフリー化を進めるため、エレベーター、エスカレーター、身体障害者用トイレ等の整備工事を行う鉄道事業者に対して、国と協調して補助をする。

「市川市福祉まちづくり紹介マップ」事業（障害者支援課）

インターネット、キオスク端末で、地図情報として表示している市内の公共施設や商業施設、駅、道路のバリアフリー情報について、適時、各種市民団体との協働により、更新、追加する。

ノンステップバスの導入（交通計画課）

交通のバリアフリー化を目指し、ノンステップバスを導入する。

(2)道路のバリアフリー

人にやさしい道づくり重点地区整備事業（道路建設課）

主要駅周辺を重点地区として、歩道面の平坦性の確保と段差の解消などのバリアフリー化を進め、高齢者や身体障害者を含むすべての市民が安心して利用できる歩行空間整備を図る。

人にやさしい道づくり重点地区道路照明灯整備事業（道路安全課）

主要駅周辺を重点地区として、交通安全環境の確保のため道路照明灯の新設や照度の向上を図る。

電線共同溝整備事業（道路建設課）

人にやさしい道づくりの一環として、駅周辺の無電柱化を推進するもので、高齢者や障害者を含むすべての市民が安心して利用できる歩行空間整備を図る。

「市川市福祉まちづくり紹介マップ」事業（障害者支援課）

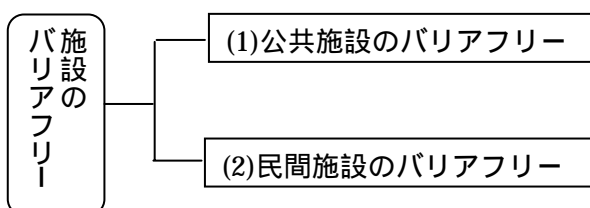
インターネット、キオスク端末で、地図情報として表示している市内の公共施設や商業施設、駅、道路のバリアフリー情報について、適時、各種市民団体との協働により、更新、追加する。

2. 施設のバリアフリー

高齢者や障害者などが安心して様々な活動ができるよう、バリアフリーを進めるとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインなどに配慮したまちづくりを進める。

公園、公民館、集会場などの公共施設をはじめ、民間の劇場、映画館など、多くの人々が利用する施設のバリアフリーの状況を市川市福祉まちづくり紹介マップなどで情報を提供する。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市地域福祉計画（保健福祉政策室）
- ・市川市老人保健福祉計画（高齢者支援課）
- ・市川市障害者施策長期計画（障害者支援課）
- ・市川市子どもウェルビーイング 21「次世代育成支援行動計画」(子育て支援課)
- ・市川市住宅マスタープラン（地域街づくり推進課）

(事業の内容)

(1)公共施設のバリアフリー

庁舎営繕事業（管財課）

庁舎営繕の一環として本庁舎及び分庁舎においてバリアフリー化を進めている。

「市川市福祉まちづくり紹介マップ」事業（障害者支援課）

インターネット、キオスク端末で、地図情報として表示している市内の公共施設や商業施設、駅、道路のバリアフリー情報について、適時、各種市民団体との協働により、更新、追加する。

(2)民間施設のバリアフリー

「市川市福祉まちづくり紹介マップ」事業（障害者支援課）

インターネット、キオスク端末で、地図情報として表示している市内の公共施設や商業施設、駅、道路のバリアフリー情報について、適時、各種市民団体との協働により、更新、追加する。

- 3 環境

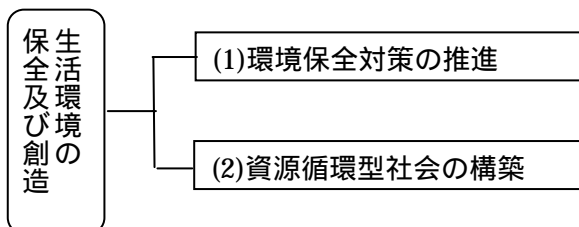
1. 生活環境の保全及び創造

人が将来にわたって健康で暮らしてつづけるため、持続可能な社会の構築をめざし、一人ひとりが日常生活や地域社会における環境との関わりを理解し、環境への負荷の低減に自主的に取り組むことを通して、地球環境に配慮したライフスタイルを確立していく。そのため、様々な場で環境について学ぶ機会を設け、知識の普及や環境に対する意識の啓発を図る。また、市民や事業者及び民間団体・ボランティア等の環境活動を促進するため、情報提供・指導・助言等の支援を積極的に行い、さらに活動団体相互の情報交換や広域的な活動を活発化するためネットワーク化を図る。

一方、環境への負荷の低減対策として、事業活動からの環境汚染物質の排出抑制や環境監視、発生源に対する指導体制の充実を図り市民の良好な生活環境の維持に努める。

また、市民生活に密着した、ごみの対策については、市民・事業者・行政が一体となって、減量化を図るとともに、廃棄物の再資源化を効率的に行うための資源化センターなどを整備して、資源の有効利用、再利用を積極的に進める。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・ 市川市環境基本計画（環境政策課）
- ・ 生活排水対策推進計画（環境政策課）
- ・ 市川市一般廃棄物処理基本計画「いちかわじゅんかんプラン 21」（リサイクル推進課）

(事業の内容)

(1) 環境保全対策の推進

環境基本計画事業（環境政策課）

市の環境の保全及び創造に関する基本目標、基本理念、長期的目標や施策の方向などを定めた市川市環境基本計画に基づき環境施策を総合的かつ計画的に実施していく。

市川市環境市民会議運営事業（環境政策課）

市の環境施策に市民の意見を反映させるために設置する会議である。これまで環境基本計画の策定、地球温暖化防止のための市民行動計画の策定、環境家計簿の普及とマイバッグ運動の推進方策を市に提案している。

環境ISO推進事業（環境政策課）

市役所の事業活動により発生する環境への負荷の低減を目的として、環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を取得した。システムの継続的改善を通じ職員の意識改革を図り良質な市民サービスの向上を目指す。

地球温暖化対策推進事業（環境政策課）

地球温暖化対策の普及啓発や環境に配慮した生活設計の助言を市民に対し行う人材を育成するエコライフ推進員制度の運営を中心に、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制等を市民とのパートナーシップのもとで推進していく。

環境学習推進事業（環境政策課）

市民の自主的な環境学習を推進するため、環境講座の開催、講師派遣、教材提供などの活動支援を、子どもから大人まで幅広く行うとともに、人材育成や人材発掘に努める。

大気汚染対策事業（環境保全課）

環境基準等の達成維持に向け、工場・事業場や移動発生源に対する排出抑制対策の推進を行う。また、大気監視体制の整備拡充、市民や事業者への情報提供などを行う。

水質汚濁防止対策事業（環境保全課）

公共用水域の汚濁を防止し、環境基準を維持達成するため、工場・事業場等の汚濁源の規制・監視・指導等を行う。

生活排水対策推進事業（環境政策課）

河川に流れ込む生活排水の汚れを減らすために、推進計画の3つの柱（実践的な取り組み、啓発活動を進める取り組み、川に親しむ取り組み）のもと、具体的な施策や事業を推進する。

騒音・振動防止対策事業（環境保全課）

市内の騒音・振動状況を把握するとともに、工場・事業場に対し環境法令に基づく規制、指導を行う。建設工事等は事前協議による騒音等の未然防止対策を要請する。

化学物質等対策事業（環境保全課）

ダイオキシン類及び環境ホルモンなどの人体に対する影響等が懸念されている化学物質の排出抑制、適正管理などを事業者に指導する。また、環境中の化学物質の実態を把握し汚染拡大防止のための監視体制を強化する。

土壌汚染防止対策事業（環境保全課）

法・条例に基づく25種類の有害物質（重金属、揮発性有機化合物、農薬等）を製造、使用、保管、処理している事業所に対し、適正な管理を指導し土壌汚染の未然防止を

図る。更に、土壌調査により汚染が判明した際には、汚染土壌の浄化対策を指導することにより、新たな地下水汚染の防止に努める。

地域清掃活動支援（清掃事業課）

自治会等の自主的な清掃活動をサポートするため、ゴミ袋の配布や集めたごみの収集などで、地域清掃を支援する。

公用車集中管理事業（管財課）

公用車のシェアリングを管理し、効率運用と経費節減を図る。その中で短距離利用は自転車によることとしており、また、更新による新車導入に当たっては、低排出ガス車／低燃費車によることとしている。

保水・遊水対策助成事業等（河川・下水道管理課）

地下水の涵養による良好な水循環の保全、雨水の河川への流出抑制を図るため、宅地開発条例及び市民あま水条例により建築時に雨水浸透施設（浸透柵、浸透トレンチ等）の設置を指導する。また、既存建築物への雨水浸透施設の設置に対し費用の全部を助成する。

さらに雨水の有効利用を図るため、雨水小型貯留施設（タンク型、浄化槽転用型）の設置に対し、費用の一部を助成する。

(2)資源循環型社会の構築

資源化センター建設事業（クリーンセンター）

ビンカン等の資源化率の向上を目指し再生処理施設と位置づけた資源化センターを建設する。

分別収集促進事業（清掃事業課）

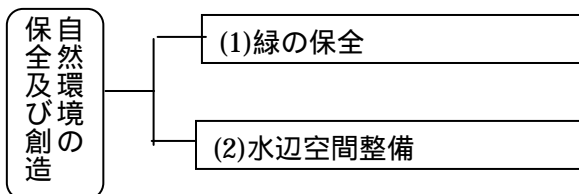
資源循環型社会の構築に向け、2002年10月から実施した、家庭ごみの12分別収集も定着し、今後は更なるごみ減量化や資源化物回収の増大を促進するため、分別排出の徹底を図るとともに、収集運搬の効率性と安全性を考慮した見直しを行い、確実に迅速な収集体制を確保する。

2. 自然環境の保全及び創造

自然は、人々に安らぎや潤いだけでなく、限りない恩恵を与えてくれる。そこで、市民共有の財産として、次世代へ継承するため、貴重な緑の保全、再生に努めるとともに、河川や海辺の水辺空間を整備して、親水空間としての活用を進める。

また、都市における生物の多様性を確保するため、動植物の生息生育状況を的確に把握し、その生息生育環境の保全に努める。市民が身近に自然とふれあい、大切に育てる心を育てる環境づくりを進める。また、都市の中での農地は、貴重な緑地として、保水機能、生態系保護に寄与することから、都市農業を継続させていく。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・ 自然環境保全再生指針 (自然環境課)
- ・ 江戸川活用総合計画 (水と緑の計画課)
- ・ 市川市環境基本計画 (環境政策課)
- ・ 市川市みどりの基本計画 (水と緑の計画課)

(事業の内容)

(1) 緑の保全

市民緑地制度の活用 (緑の推進課)

市民が気楽に憩える樹林地を、山林所有者と借地契約を締結して管理する制度を活用し保全する。

自然環境保全再生指針策定 (自然環境課)

「人と自然が共生するまちづくり」を推進するため、公共事業等の事業遂行に際する自然環境への配慮指針として策定。

農地の確保 (農水産課)

遊休農地解消事業を推進し、市民の農業体験の場、総合学習の場として農地を活用する。

幹線道路の整備事業 (道路建設課、外かん道路対策課)

外環道路や都市計画道路 3・4・18 号等の事業化に当たっては、植樹帯など、沿道の緑

の確保に努める。

(2)水辺空間整備

小川再生環境整備事業（小川再生事業チーム）

市川北高等学校北側の 2.3ha の貴重な水田地域に大町自然公園より流れる良好な湧水を活用して、小川のせせらぎを再生すると共に、事業地内で既に実施している稲作体験事業等と連携を図りながら、周辺休耕地を含めた一体的な土地利用を図ることによって、昔ながらの田園風景を将来にわたって保全し、体験的環境学習や市民が自然に親しみ憩えるような空間を創出する。

常夜灯周辺地区整備事業（地域街づくり推進課）

本行徳地区（常夜灯周辺）において千葉県が実施する旧江戸川スーパー堤防モデル事業等に合わせ、市川市がその上部を歴史的資源の活用を図りながら、水辺にふさわしい空間整備を行う。

市川海岸環境整備事業（行徳臨海対策課）

海岸保全区域の指定変更に伴い、管理者の千葉県による護岸改修と併せたプロムナード（遊歩道）整備を推進する。

江戸川活用総合計画事業（水と緑の計画課）

江戸川は治水や利水機能を果しているとともに、その広大な水辺空間は都市における貴重なオープンスペースであり、市民の憩いの場として多くの人々に親しまれ、利用されている。

市では河川機能を維持しながら、江戸川がさらに市民に潤いや安らぎを与えられる場となるよう、河川管理者である国（国土交通省）の協力を得て、様々な整備を行っている。

これまで、大震災等の災害時に活用が期待される緊急用船着場を市川南地区に整備したのを始め、桜並木、サイクリングロード、ピオトープ、スポーツ施設、トイレ、休憩施設、花壇など様々な施設整備やイベント等を行い、江戸川を活用することで市民の健康増進を図るとともに、江戸川が市民にとって「ふるさといちかわ」のひとつの要素となるよう事業を進めている。

水辺プラザ整備事業（緑の推進課）

大柏川第一調節池を治水施設に加え、自然環境創造型の水辺空間施設として整備する。

自然環境保全再生指針策定事業（自然環境課）

市民観察員と協働の自然環境調査をもとに、広く市民に身近な自然環境に親しんでもらうために自然環境マップを策定する。

都市基盤河川改修事業（河川・下水道整備課）

一級河川大柏川改修事業として浜道橋～鎌ヶ谷市境まで延長 1,621mについては、護

岸を多自然型の構造で整備し、容易に水辺に近づけるようにするとともに淵と瀬を創造し、多様な流れの多自然型の川づくりを目指し、河川整備を進める。

緑化護岸事業（河川・下水道整備課）

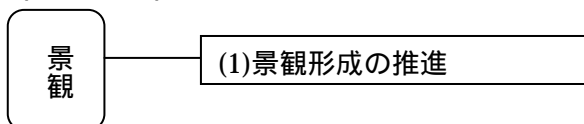
真間川流域の河川沿いの緑化を推進し、河川の景観環境整備を進める。

3. 景観

快適で安全な都市を目指し、沿道景観の美化や駅周辺・商店街等の街並みの整備、都市緑化の推進などにより、地域の特性を活かした都市空間の景観形成を推進する。併せて、自然景観や歴史的文化的な建造物、歴史的街並みの保全、再生とその活用を図り、景観を活かしたまちづくりを推進する。

また、地域における人と人、人とまちの関わりを通し、生き生きとした景観の創出を図る。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市環境基本計画（環境政策課）
- ・市川市景観基本計画（都市計画課）

(事業の内容)

(1) 景観形成の推進

都市景観形成事業（都市計画課）

説明会・講演会の開催など市民に対する意識啓発を行ない、あわせて街区レベルや自治会レベルなど地域における活動やテーマごとの市民団体による多様な活動の推進・支援を行なう。

徳願寺周辺地区景観整備(都市計画課、地域街づくり推進課、道路建設課、地域整備課)

徳願寺周辺地区は、市民との協働による景観まちづくりのモデルケースとして先行的に取り組んでいる地区であり、モデル事業として地元住民検討会とともに景観づくりのための検討を行い、地域のシンボリックな寺町通りを中心に道路・公園・サインなどの修景整備を進めていく。

みんなで助け合うまちをつくる（社会）

- 1 福祉

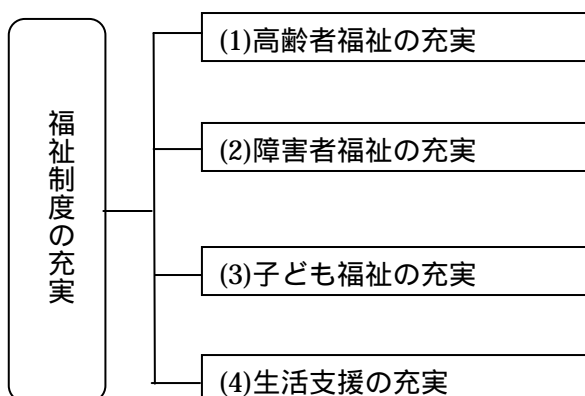
1. 福祉制度の充実

市民一人ひとりの知識や能力、経験などを生かした社会参加や就業支援、学習への支援を行い、生き生きと生涯現役生活が送れる環境づくりを推進する。

また、高齢者や障害を持つ人たちが住みなれた地域や家庭で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、サービスの充実に努め、教育や就労、社会参加活動の場の整備充実に努めるとともに、福祉活動を支える人材の育成などを進め、地域の自立と参加を促進する。

また、すべての子どもが必要なサービスが受けられ、安心して子どもを産み育てることができるように家庭、地域、学校の連携のもと、より良い子育て環境を整備する。

（施策体系）



（関連する各種基本計画）

- ・市川市老人保健福祉計画（高齢者支援課）
- ・市川市介護保険事業計画（介護保険課）
- ・市川市障害者施策長期計画（障害者支援課）
- ・市川市子どもウェルビーイング 21「次世代育成支援行動計画」(子育て支援課)
- ・市川市地域福祉計画（保健福祉政策室）

（事業の内容）

(1)高齢者福祉の充実

介護・転倒予防事業（高齢者支援課）

高齢者ミニデイセンター（60歳以上の高齢者を対象に、地域の公衆浴場を活用して

気軽にできる健康体操やゲーム、入浴サービス等を取り入れて実施する。

いきいき健康教室（60歳以上の高齢者を対象に、心身機能の維持増進を図り、要介護者にならないようにするため、筋力トレーニング、踊り・ダンス、ゲーム等を実施する）。

エンジョイはつらつシニア教室（60歳から75歳までの高齢者を対象に、筋力アップを図ることを目的に実施する）。

高齢者パワーリハビリテーション（高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう医師、理学療法士、運動指導員等の指導により、パワーリハビリテーションを実施し、日常生活動作の改善を図る）。

生きがい、健康づくり事業（高齢者支援課）

長寿ふれあいフェスティバル in いちかわ（高齢者クラブの会員が日頃練習した踊り、ダンス、体操などの成果を披露する発表会の開催）。

明青展（概ね60歳以上の高齢者を対象にした作品展（絵画、書、工芸、手芸、写真）の開催）。

ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会・囲碁将棋大会（ゲートボール等を通じ高齢者相互の親睦及び健康維持、増進等生きがい対策を目的として実施する）。

老人いこいの家シニアカレッジ（市内12箇所の老人いこいの家等では、地域の高齢者に対し、教養の向上、健康の増進、レクリエーション事業として各種講座の開催や健康相談などを実施し、生きがいづくりや仲間づくりを支援する）。

はり、きゅう、マッサージ施術費助成（65歳以上の高齢者及び18歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、健康の保持に資するため、はり、きゅう、マッサージの施術を利用した方に対し、費用の一部を助成するもの。助成券1枚につき800円、年間24枚交付）。

健康入浴券の交付（自宅に入浴施設（風呂）のない65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯の方に浴場が利用できる健康入浴券を交付し、健康の保持を図る。年間72枚交付）。

介護保険給付事業（介護保険課）

介護が必要であっても安心して、介護サービスを受けながら生活が継続できるよう支援する。

各種福祉サービスの提供（地域福祉支援課）

高齢者やその家族が在宅でより健康的な生活が送れるよう、在宅生活に関する各種福祉サービスを提供している。

紙おむつの配付（在宅でおむつを使用している方に紙おむつを配布し、在宅での生活を支援する）。

家族介護慰労金（在宅で、介護保険のサービスを受けていない家族に対し介護慰労金を支給している）。

寝具乾燥サービス(在宅のねたきり高齢者等に対し、寝具乾燥消毒サービスを行い、健康の増進を図る)。

訪問理髪サービス(在宅のねたきり高齢者に対し、訪問により理髪サービスを行い、高齢者の福祉の増進を図る)。

差額ベット料の助成(介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に入所し、差額ベットを利用した場合、利用料の一部を助成する)。

徘徊高齢者探索サービス(認知症の高齢者が徘徊した時に、位置情報端末機により早期に居場所を発見し高齢者の安全確保に努める)。

ホームヘルプサービス(介護保険認定で自立となった高齢者等で、日常生活を営むのに支障がある世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し、日常生活上の支援を行う)。

「食」の自立支援事業(ひとり暮らしの方または高齢者世帯等で食事の支度が困難な方に対して、アセスメントを行い、必要に応じて配食サービス等の提供を行い、「食」の自立を支援する)。

緊急通報装置の設置(高齢者、身体障害者のみの世帯で、急に体の具合が悪くなった時、緊急ボタンを押すだけであんしん電話受信センターに連絡できる緊急通報装置を設置する)。

各種警報装置の設置(高齢者、身体障害者のみの世帯で、火元などの確認の判断が乏しい方の火災等の不安に対し、安心して日常生活が過ごせるようガス事故や火災予防対策として火災報知機、ガス警報機、電磁調理器などを設置する)。

歩行支援車購入費の助成(在宅で、歩行に不安のある高齢者に、歩行支援車を購入する費用の一部を助成する)。

権利擁護に関する事業(地域福祉支援課)

成年後見制度利用支援事業(認知症(痴呆)高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な人が、財産の取引などの手続きや契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ばないように法律面や生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度で、親族がいない場合、市長申立による支援を行う)。

地域福祉権利擁護事業(判断能力が不十分な人に対して本人との契約により、福祉サービス利用の援助、日常金銭管理サービス、書類等預かりサービスを援助する。市川市社会福祉協議会が事業主体となり、松戸市社会福祉協議会「まつど広域後見支援センター」へつなぎ、必要なサービスを提供する)。

(2)障害者福祉の充実

ことばの相談室事業(発達支援課)

聴こえやことばに心配のある子どもに対して、その問題を改善、軽減するために相談指導を行う。

療育指導事業(みどり学園)(発達支援課)

心身の発達に心配のある幼児が、その家族と通い、親子一緒に楽しい遊びやいろいろな活動を通して、一人ひとりの子どもの成長と育児を支援する。

また、外来で、0歳から18歳未満で心身の発達に心配のある子どもを対象に、作業療法・理学療法・相談・指導を行う。

療育指導事業（松の実学園）（発達支援課）

就学前の在宅知的障害児を日々保護者のもとから通わせ、日常生活の自立、社会生活への適用を図るため個別及び集団指導を行う。

障害者診療の充実（障害者支援課）

知的障害や精神障害について、医師会などとの連携を図り、理解を深めるための啓発活動を行う。

地域生活支援事業の推進（障害者支援課）

障害者の豊かな地域生活の実現に向けて、さらにホームヘルプサービスや短期入所、デイサービスなどの居宅支援事業の提供体制の整備を図る。

相談機能の強化（障害者支援課）

身体障害者地域生活支援センターや南八幡メンタルサポートセンターでの福祉サービスの利用に係わる相談事業を充実し、障害者の地域生活を支援する。

居住の場の整備（障害者支援課）

知的障害者生活ホームなどの整備に対し必要な支援を行い、障害者が安心して居住できる場を確保する。

介護負担の軽減（障害者支援課）

障害者の介護負担を軽減するため、一時介護料助成やレスパイト施設運営費助成など必要な支援を引き続き実施する。

社会参加等の促進（障害者支援課）

失われた身体部位や損なわれた身体機能を補完するための補装具や日常生活を営むのに著しく支障のある重度障害者等に、特殊寝台等の日常生活用具を交付することにより、障害者の自立を支援する。

就労支援の充実（障害者支援課）

就労支援センターの機能強化と小規模作業所等の整備による就労支援を充実させ、障害者の経済的自立を促進する。

(3) 子ども福祉の充実

こども総合相談事業（子育て支援課）

家庭児童相談室機能と併せ、虐待などの通報も含め、育児不安など様々な子育てに関わる相談を受ける。また、相談者に対し、市が提供している様々なサービスを適切に受けられるよう総合的にアドバイスし、必要に応じて専門機関を案内する。

子ども人権ネットワーク事業（子育て支援課）

子どもたちが明るく伸び伸びと生活できる空間を確保していくために、子どもと子育て家庭を支えるまちづくりを進めるとともに、子どもの人権の擁護や生命を守るために各関係機関が連携を強化し、総合的かつ効果的に事業を行う。

こども館運営事業（子育て支援課）

0歳から18歳未満の児童に健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かにするための場を提供し、遊びを指導することにより健全育成につなげる。また、子育てに関する様々な悩みに対応するため、子育てなんでも相談を行っている。

乳幼児医療対策事業（こども福祉課）

乳幼児の健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、保険診療に係わる自己負担額を対象として助成する。2003年4月より、現物給付へ移行している。

ひとり親家庭等医療費助成事業（こども福祉課）

母子父子家庭の福祉の向上を図ることを目的とし、18歳になった以後最初の3月31日までの児童を監護・扶養している母子父子家庭に対し、保険診療に係わる自己負担金額を対象として助成する。

保育園（保育課）

昼間、保護者等が仕事や病気のため児童の保育ができない場合、保護者に代わって児童を保育する。

すこやか応援隊事業（保育課）

妊娠期、0歳～就学前までの、子育てに関する悩み事を電話や相談者の希望により、自宅、近隣の保育園などに出向き相談を受ける。

(4)生活支援の充実

ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援課）

子育ての手助けをしたい人（協力会員）、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、両方できる人（両方会員）を地域で組織化し、人と人との支え合う相互援助活動を行い、地域のつながりを深め、子どもも大人も心豊かに暮らしていけるまちづくりを目指している。

地域子育て支援センター事業（子育て支援課）

地域での家庭が孤立化し、育児不安が広がる中で、保育園の施設、専門スタッフを生かして、子育ての広場として保育園を解放、地域の子ども全体を保育者、保護者、地域住民が一体となって、ともに考え、ともに育み合う場を形成する。

子育てサポートシステム（子育て支援課）

インターネットやコンビニエンスストアの情報端末で見ることのできる「360+5情報サポート」システムを提供している。その中の「こども」分野では、子どもに関わる施設の案内、子ども対象の行事を紹介している。

遺児手当支給事業（こども福祉課）

遺児の健全な育成を図り、福祉の増進に寄与することを目的とし、父母の一方または両方が死亡、災害による1年以上の生死不明または身体障害者福祉法に定める1級または2級程度の障害となった場合、その養育を受けていた義務教育終了前の児童（遺児）を現に養育している保護者に対し、手当を支給する。

母子生活支援施設運営委託事業（こども福祉課）

児童福祉法等に定められた母子生活支援施設（曽谷寮）は、配偶者のいない女性と、その養育すべき18歳未満の子どもを保護し、母子の自立支援を目的とするものであり、入所者への生活支援をサポートすると共に、入所者の早期自立を目指し、施設の運営を委託し、専門的な知識、経験を活かした運営を行う。

助産施設措置委託事業（こども福祉課）

経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、安全に出産できるよう助産施設を利用させる。

地域交流事業（保育課）

保育園が地域に開かれた児童福祉施設として、日常の保育を通じて蓄積された子育ての知識、経験、技術、保育園の場を活用して子どもの健全育成及び子育て家庭の支援を図る。

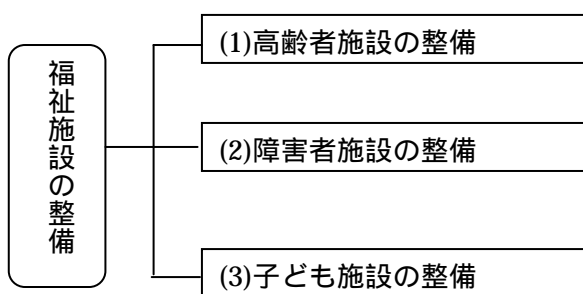
2. 福祉施設の整備

介護が必要な高齢者の施設サービス利用者に対して、特別養護老人ホームだけではなく、ケアハウスや認知症高齢者グループホームなど多様なニーズに対応した施設の整備を行い、利用者の選択肢を広げ、介護サービス基盤の整備を推進する。

障害者の活動の場の整備や、障害者が地域の中で生活できる施設の整備を進める。

子どもが心身ともにのびのびと成長できるよう、安全な遊び場の整備を進めるとともに、公共施設などを活用した様々な活動を推進し、子どもの交流のための場の確保を図る。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・ 市川市老人保健福祉計画（高齢者支援課）
- ・ 市川市障害者施策長期基本計画（障害者支援課）
- ・ 市川市子どもウェルビーイング 21「次世代育成支援行動計画」(子育て支援課)

(事業の内容)

(1) 高齢者施設の整備

介護老人福祉施設整備事業（高齢者支援課）

市川市老人保健福祉計画に定める整備目標量を達成するため、市内に特別養護老人ホーム等を建設する社会福祉法人が負担する建設事業費に対し、施設整備費及び設備整備費補助金を交付し、特別養護老人ホームの建設促進を図る。

介護老人保健施設整備事業（高齢者支援課）

市川市老人保健福祉計画に定める整備目標量を達成するため、市内に介護老人保健施設を建設する医療法人等が負担する建設事業費に対し、施設整備費及び設備整備費補助金を交付し、介護老人保健施設の建設促進を図る。

(2) 障害者施設の整備

こども発達センター設置事業（発達支援課）

総合福祉センターにある肢体不自由児通園施設「みどり学園」、「ことばの相談室」に知的障害児通園施設「松の実学園」を移転させ、子どもの発達支援と育児支援を推進するために市川市の児童福祉施設の拠点として「こども発達センター」を設置する。

知的障害者通所更生施設（分場）整備事業（障害者施設課）

2005年度に知的障害者通所更生施設（分場）を、旧曾谷青少年ルーム用地に整備する。

松香園整備事業（障害者施設課）

松香園園舎の老朽化が著しいことから、2006年度～2007年度に園舎の建替え整備を行うことにより、安全面・衛生面及びアメニティの確保を図る。

障害者地域作業所運営費補助事業（障害者施設課）

障害者の自立を図るため地域社会の連帯の下、障害者に対して生活指導及び作業訓練等を行う地域作業所を運営する団体に対し、当該作業所の施設整備及び運営管理に要する経費について補助金を交付する。

(3) 子ども施設の整備

子どもの居場所づくり事業（青少年育成課）

放課後における子どもの遊び場不足をはじめ、人との係わり、接する場が少ないことなどを解消するため、小学校の余裕教室を活用したスペースの創出、拡大を図り、子ども達が心からくつろげる居場所を提供する。

スポーツ広場設置事業（青少年育成課）

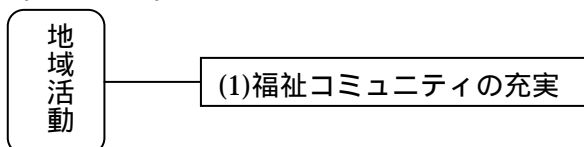
スポーツを通して子どもたちの健康増進を図り、また、今の子どもに欠けている協調性や主体性を養うことによって、人間形成と体力増進に資する場を確保する。

3. 地域活動

福祉団体やボランティア団体、保健・医療機関、民生委員児童委員など、地域における組織や人材、施設等の資源を総合的にネットワーク化し、身近な地域に必要な保健・医療・福祉サービスを受けることのできる体制づくりを進める。

地域の問題はできるだけ地域で解決できるよう、主体的な市民活動で結ばれる福祉コミュニティの創出を図るとともに、その活動を活性化する。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市地域福祉計画（保健福祉政策室）

(事業の内容)

(1)福祉コミュニティの充実

地域ケアシステム推進事業（地域福祉支援課）

「誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせる地域社会の実現」という将来目標を実現するために、社会福祉協議会の地区（14支部）を単位とし、地域住民や社会福祉協議会などとの協働・連携により地域福祉の充実を図っていく。

地域情報ネットワーク化推進事業（地域振興課・地域情報推進課）

市からの福祉情報や健康事業等の情報を瞬時に提供するとともに、地域住民相互の情報交換や他の自治会との連携、情報交換等のために、自治会におけるホームページの作成から更新等の運用面の支援、電子掲示板の活用促進等、ITを活用することにより、自治会活動の活性化、効率化を図る。

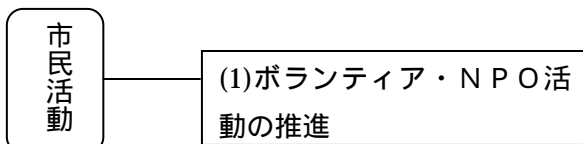
- 2 地域

1. 市民活動

ボランティアやNPO活動は、今後ますます複雑・多様化する市民ニーズや地域の問題、社会的課題に対し、自発性・柔軟性・専門性などの特性を生かしながら、行政、企業では担えない社会サービスを、市民自らの手で提供していく主体として期待される。

地域の課題は地域で解決できるよう、市民が主体的に地域と関わり、豊かな地域社会づくりの主役として活動の一層の推進が図れるよう、あくまで側面的な支援を中心に取り組んでいる。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市地域福祉計画（保健福祉政策室）
- ・市川市老人保健福祉計画（高齢者支援課）

(事業の内容)

(1) ボランティア・NPO活動の推進

市川市国際交流協会支援事業（国際交流課）

市川市国際交流協会は、ガーデナ委員会、楽山委員会、メダン委員会、ローゼンハイム委員会、通訳・翻訳委員会、異文化交流委員会、日本語教室委員会、ホームステイ・ホームビジット委員会、外国人委員会により組織され、海外姉妹友好都市との親善を推進するとともに、在住外国人のために地域に根ざした国際交流活動を展開するために、様々なボランティア活動を行っている。

ふれあい保険事業（地域振興課）

市内に活動の拠点をおく市民団体等が市民活動中に、不測の事故により当該活動の参加者又は第三者の生命・身体もしくは財物に損害を与え、指導者等が法律上の賠償責任を負った場合及び指導者等又は参加者が急激かつ偶然な事故により死亡あるいは障害を負った場合に保障することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

「ボランティア・NPO活動センター」の運営（ボランティア・NPO活動推進課）
2001年4月、アクス本八幡2階（ボランティア・NPO活動推進課隣）に開設。

ボランティアや市民活動団体が、会議や打ち合わせ、他団体との交流等に予約なしで利用でき、印刷機やコピー機、紙折機等を揃えており、作業の場としても活用できる。また、活動分野別の団体情報、ボランティア募集など各種情報も豊富に取り揃えている他、活動に関する相談にも応ずるなど、市民の地域での活動推進をサポートしている。

ボランティア・市民活動「普及啓発」事業（ボランティア・NPO活動推進課）

ボランティア活動やNPOへの理解を図り、活動への参加を推進するため、「ボランティア体験事業」や各種の「講座」「研修会」を開催。また、団体間の交流推進を図るイベントを開催するなど、市民活動の普及啓発を図っている。

「情報提供」事業（ボランティア・NPO活動推進課）

地域で活動する団体、NPO法人の活動内容やボランティア募集情報、助成金の情報などを、インターネット、広報紙、情報誌（年4回発行）を通じて情報提供し、市民活動の推進を図っている。

「相談」事業（ボランティア・NPO活動推進課）

活動を始めたい人、団体運営上の相談、NPOの法人格取得に関することなど、さまざまな相談に応じている。

「資金的支援」事業（ボランティア・NPO活動推進課）

市民の自主的な活動を支援するため、納税者が支援したい1団体を選び、個人市民税額の1%相当額を支援する市民（納税者）が選ぶ市民活動団体支援金事業を2005年度から実施する。

地域通貨サービス（地域情報推進課）

住民相互のボランティア活動やコミュニティ活動を活性化するため、政府の「地域再生推進のためのプログラム」にも位置づけられた、住民基本台帳カードを用いた電子的な地域通貨のサービスを行う。

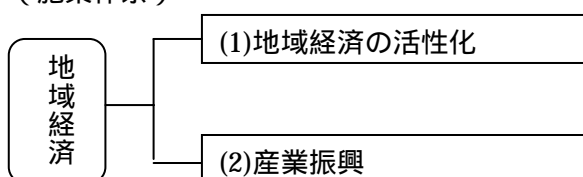
2. 地域経済

中心市街地の活性化をはじめ、商業環境の整備や経営基盤の強化に向けた支援策を充実するなど、商業を振興する。また、地域の持つ伝統と特性を活かすとともに、市民の憩いの場、触れ合いの場として魅力と賑わいのある商店街を形成するため、景観形成、歩行者空間の確保、駐車場対策など商業環境を整備する。

環境にやさしい農業を推進するため、農薬散布を少なくする減農薬による栽培、梨剪定枝の処理に際し、資源循環型の処理方策によるシステム化を進めるとともに、市民が土とふれあう農業を推進するなど、地域に根ざした農業を振興する。また、大都市近郊の立地特性を活かした収益性の高い農業生産環境の整備を図るため、新しい生産技術、農法の導入や特産品の生産を支援する。

漁業を取り巻く環境整備を促進することにより、市民との交流の推進や漁業経営の安定化を図り、水産業を振興する。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市商工振興ビジョン（商工振興課）

(事業の内容)

(1) 地域経済の活性化

空き店舗対策事業（商工振興課）

商店街衰退の象徴ともなっている「空き店舗問題」を解決するため、商店街が空き店舗を借り上げて商店街活性化を目的に行う事業に対して、家賃補助を行う。

(2) 産業振興

経営支援事業（商工振興課）

中小企業経営者等を対象に財務諸表の見方等の財務セミナーを開催し、また企業家を志す者を対象に経営塾セミナーを開催する。

異業種交流事業（商工振興課）

業種の垣根を越えて、経営・技術・情報・人材等の経営資源を交流し経営力の強化

と新事業の展開を図る異業種交流会を支援する。

市川産業まつり（商工振興課）

産業まつりを開催し、市川の名産品、特産品、工業製品、美術工芸品などを紹介する。

魚食文化フォーラム実行委員会（農水産課）

生産者・消費者・小売業者・行政からなる魚食文化フォーラム実行委員会を組織し、市内鮮魚店での生海苔販売、各小学校での海苔漉き体験学習、魚のさばき方教室等のイベント等を開催し市民の参加を得ながら、市内水産業の振興と水産物の消費拡大を図る。

減農薬栽培推進事業（農水産課）

環境にやさしい農業の推進事業として、梨栽培及びトマト等の施設園芸栽培における農薬散布回数を削減し、環境負荷や生産者の肉体的負担を軽減するとともに、消費者が求める安心・安全な農産物を生産するための事業の支援をする。

トレーサビリティの推進（農水産課）

食品の生産履歴の推進を行う。

- 3 労働環境

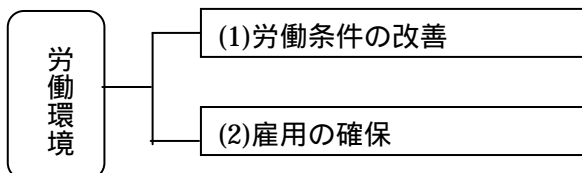
1. 労働環境

勤労者が安心して働き、暮らすことができるよう、雇用の促進と福祉の向上など労働環境の充実を図る。

関係機関と連携し、雇用の場の確保をするため、職業相談、雇用情報の提供などを充実する。特に、高齢者や障害者、女性等の雇用機会の充実を図る。また、時代のニーズに沿った職業技術の習得を支援し、雇用の促進する。

中小企業に従事する勤労者の福祉向上を図る。また、仕事と家庭の両立ができるよう育児休業や介護休暇などの取りやすい職場環境づくりを進める。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市商工業振興ビジョン（商工振興課）
- ・市川市男女共同参画基本計画（男女共同参画課）

(事業の内容)

(1)労働条件の改善

労働相談事業（商工振興課）

勤労者や経営者が抱える賃金、労働条件、解雇、労働災害等労働問題の相談を毎週水曜日夜間、社会保険労務士を相談員として実施している。

中小企業退職金共済制度補助金交付事業（商工振興課）

中小企業退職金共済制度及び商工会議所が行う特定退職金共済制度の加入者に、掛金の一部を補助することにより、従業員の退職後の生活安定を図る。

男女共同参画センター主催講座（男女共同参画課）

就業機会の男女平等に向けた支援のため、男女共同参画センターで各種主催講座を開催する。

(2)雇用の確保

雇用促進奨励金交付事業（商工振興課）

市内在住の高年齢者、障害者、母子家庭の母等を雇用した事業主に奨励金を交付し、雇用機会の拡大を図る。

障害者職場実習奨励金交付事業（商工振興課）

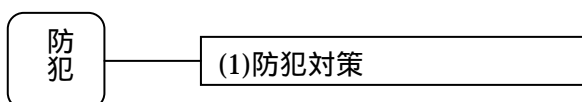
市内在住の障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付し、雇用機会の拡大を図る。

- 4 安全確保

1 . 防犯

全ての市民が犯罪から守られるよう、市民、警察、防犯関係団体との連携・協力による防犯活動を充実するとともに、地域防犯活動への支援を強化する。また、死角がなく見通しのよい都市空間への改善や防犯灯、街路灯の設置など、防犯に配慮した都市整備を進め、犯罪のないまちづくりを進める。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・ 防犯まちづくり指針 (防犯対策課)

(事業の内容)

(1)防犯対策

防犯パトロール推進事業 (防犯対策課)

既存の共用車 2 台を模擬パトロールカー (青色回転灯、広報設備装着、白黒塗装のパトカー仕様) に改造し、警察官 0 B と共に市内巡回パトロールを行うことにより、犯罪の抑止を図るとともに住民に安心感を与え、かつ防犯意識の向上にも寄与する。

防犯協会補助事業 (防犯対策課)

市民の自主防犯意識の高揚と各種防犯活動を推進する防犯協会の活動を支援することにより、自主防犯活動の推進、防犯思想の普及・徹底、青少年の非行防止および健全育成、並びに防犯活動の充実を図る。

防犯対策事業 (防犯対策課)

急激な犯罪発生件数の増加に伴う治安の悪化が、市民に生活や財産を脅かしているため、市・市民・関係団体が連携を図り、自主防犯活動への支援やボランティアパトロール、防犯パトロールカーの貸出など各種の防犯対策事業を推進することにより、犯罪を防止し安全で安心して暮らせる地域社会をつくる。

また、治安に対する市民の不安感の増大や価格の低廉化により、防犯カメラの急激な普及が予測されるため、市内 3 ヶ所に設置し、設置の効果や運用の問題点を検証し、今後のまちづくり施策に活用する。

街の安全パトロール事業（防犯対策課）

市、公共機関や企業・市民が一体となって防犯やライフラインの点検をはじめとした総合的な相互点検パトロールを行う。

防犯灯整備促進事業（地域振興課）

犯罪のない安全な街づくりの一環として、防犯灯の整備を促進する。また、多発する犯罪を未然に防止するために、より明るい防犯灯への切り替えを推進し照度アップを図る。

いちかわ安心e・ネット「地域安心安全情報共有システム」(地域情報推進課)

インターネットや携帯電話等を活用して、住民が地域の犯罪に係わる情報や、危険を知らせるための情報等の地域の安心安全情報を共有できる「地域安心安全情報共有システム」を利用したサービスを提供する。

2. 防災

あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、市川市地域防災計画に基づき、震災対策を中心に予防、応急、復興の観点からの対策を進める。

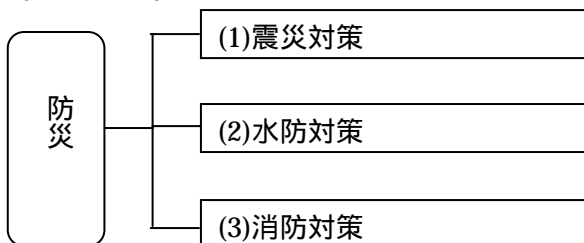
予防対策として、建物の不燃化や耐震化の促進、避難地となる防災公園の整備や避難路の確保など、災害に強い都市基盤の整備を進め、都市の防災化を図る。

水害に対しては総合的な治水対策として、河川の拡幅や調節池等の計画的な整備、河川改修に合わせて雨水排水施設の整備を進めるとともに、流域が本来有している保水・遊水機能の維持・回復のための山林や農地等の保全、雨水貯留浸透施設の整備を図る。また、危険崖地を整備するため、急傾斜地崩壊対策を促進する。

消防については、火災予防対策の推進や消防施設・消防車両の整備、特に、密集市街地の防火管理体制の強化、消防施設の整備や高層ビル火災等の多様化する災害に対応できる消防車両の整備を進めるなど消防力の充実強化を進めるとともに、地域の防災力の強化を図る。さらに、救命率の向上のため、救急救助体制の充実強化を進める。

また、市民への防災知識の普及、市民・事業者・職員の防災力強化、自治会、ボランティア活動への支援等の協力体制を整備する。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市地域防災計画（災害対策課）
- ・市川市水防計画（災害対策課）
- ・市川市救急業務高度化計画（救急課）

(事業の内容)

(1) 震災対策

防災倉庫整備事業（災害対策課）

非常用食糧や防災資機材を備蓄するための防災倉庫を、信篤・二俣地区に設置する。

防災資機材整備事業（災害対策課）

災害時の負傷者等への早急な対応を強化するため、応急医療体制の整備や食糧、水、生活関連品目等備蓄品の整備等を行う。

公共施設耐震改修事業（設計監理課）

公民館、保育園等、公共施設を利用する市民の安全性の確保と、庁舎、消防施設等、地震発生後の復興拠点となる公共建築物の耐震化を進める。

耐震診断助成事業（建築指導課）

1981年5月以前に建築された建築物で、市民が所有し、かつ、居住する住宅及びマンションの耐震診断を行なった時には、その費用の一部を助成する。

耐震補強事業（小学校・中学校）（教育施設課）

学校施設は、地域の防災拠点（避難場所）となる。また、児童生徒の安全を確保する必要から、耐震診断の結果、耐震補強の必要となった校舎等の耐震補強工事を行う。

（仮称）広尾防災公園整備事業（水と緑の計画課）

平常時は憩いやレクリエーションの場として、また災害時は一時避難場所や被災の前線における救護拠点や輸送の中継拠点としての防災機能を有する都市公園（地区公園）を整備する。

幹線道路の整備事業（道路建設課、外かん道路対策課）

外環道路や都市計画道路3・4・18号等の事業化に当たっては、都市における災害時の延焼遮断帯や避難路、住民の一時的な避難場所、復旧時の緊急物資の輸送路としての役割も重視する。

防災メールシステムの運用（災害対策課・地域情報推進課）

災害等が発生した場合の情報伝達手段として、携帯電話やパソコンのメールを活用することにより、より正確に必要な情報が伝えられるとともに、どこにいても情報を受けることができることから、高速に大量のメールが送信できる防災メールシステムを運用する。

(2)水防対策

幹線排水路整備事業（河川・下水道整備課）

治水事業の一環として幹線排水路を整備するもので、市川市雨水排水基本計画に基づき、時間雨量50mmの降雨を安全に排水するため、各河川の整備の進捗にあわせ、特に浸水被害の著しい排水区の整備を図る。

急傾斜地崩壊対策事業（宅地課）

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定した急傾斜地を整備し、急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護する。

(3)消防対策

消防団活動推進事業（施設装備課）

地域に密着した消防団が、防火・防犯パトロール等を通じ地域安全活動を展開し、市民生活の安全を幅広く守るための消防団活動を推進する。

婦人消防クラブ充実強化事業（予防課）

会員数の増加を図りながら、活動支援を通じ、地域の女性防災リーダーを育成し婦人消防クラブを充実強化する。

応急手当普及啓発活動（救急課）

毎月1回市民（市内在住及び在勤、在学）の方を対象に普通救命講習会を開催し、心肺停止傷病者の救命率向上に役立てている。

総合防災訓練（災害対策課）

毎年9月1日に実施される8都県市合同訓練に呼応して、市が全市民・防災関係機関等を対象に総合防災訓練を行う。

自主防災組織育成事業（災害対策課）

自分たちの街は自分たちで守ろうをモットーに、自治会の自主防災組織の育成を図る。

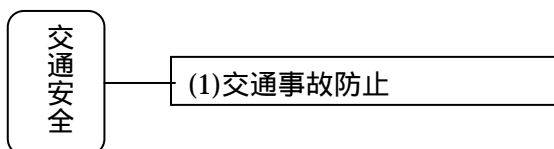
防災協定の推進（災害対策課）

医師会、建設業協力会など市内関係団体との協力協定、また、県及び県内の市町村や他県都市と相互防災応援協定の充実を図る。

3. 交通安全

家庭、学校、職場、地域などあらゆる場を通じて交通安全意識の啓発に努めるとともに、高齢者や障害者、子どもなど交通弱者の安全確保に重点を置いた市民と協働の交通安全運動を充実し、交通事故防止や交通マナーに関する意識の向上を図る。併せて、ガードレールやカーブミラー、道路照明灯など交通安全施設の整備の充実を図る。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

・第7次市川市交通安全計画（交通計画課）

(事業の内容)

(1)交通事故防止

自動車管理事業（管財課）

公用車の管理・運行を行っており、その中で、管理者向け・職員向けの安全運転講習会を実施している。

安全運転管理者協議会（管財課）

法令により安全運転管理者を選任し、また安全運転管理者協議会に加入して、当該管理者の資質の向上を図りながら、職員の交通事故防止に努めている。

交通安全啓発運動事業（交通計画課）

交通安全思想・交通道德の普及徹底を図るため、各種交通安全施策を関係機関・団体とともに推進し、市内の交通事故を防止する。

交通安全のための道路整備（道路建設課）

歩道・自転車歩行者道整備、既存道路の隅切り、バスベいの確保、交差点改良等を推進している。

交通安全施設整備（道路安全課）

信号機、道路標識、道路標示、道路照明灯、防護柵等の整備を関係機関とともに促進している。

豊かな心を育むまちをつくる（文化）

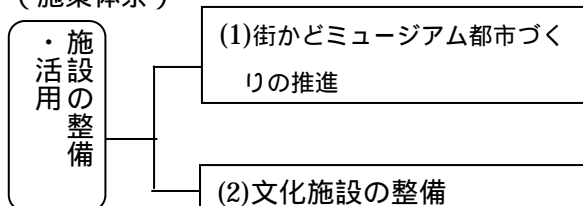
- 1 文化・芸術

1. 施設の整備・活用

日常生活の中で楽しく、心豊かに、学べる都市を目標に、優れた芸術文化作品に身近に触れる機会を拡充するため、寄贈いただいた民家などを活用して、市民文化の拠点となる文化活動施設を整備し活用する。また、市川ゆかりの文化人を広く顕彰し、その作品に触れていただくため、記念館や美術館などを整備する。併せて、曾谷貝塚などの史跡や博物館などの施設の積極的な活用とネットワーク化を図る。

歴史的・文化的資産の豊富な本市の特性を踏まえ、点在する資産や施設を結び、歴史と文化のネットワークを形成し、市民が文化の薫りの中で学びかつ、楽しむことができる「街かどミュージアム都市づくり」を推進する。

（施策体系）



（関連する各種基本計画）

- ・市川市文化振興ビジョン（文化振興課）
- ・市川市生涯学習推進計画（生涯学習振興課）

（事業の内容）

(1)街かどミュージアム都市づくりの推進

文化資産活用事業（まちかどミュージアム推進課・文化振興課）

街かどミュージアム登録制度の推進、街回遊マップの作成、街回遊展の開催、地域の文化の街かど、まちづくり計画の策定「街かどミュージアム都市づくり」を計画的に展開していく。

また、文化資産等に関する情報を携帯電話でも見るようにする。

(2)文化施設の整備

文化資産活用施設整備事業（まちかどミュージアム推進課）

（仮称）東山魁夷記念館、芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー、水木洋子邸、

中山文化村など、街かどミュージアムの核となる施設整備を推進していく。

史跡保存整備事業（生涯学習振興課）

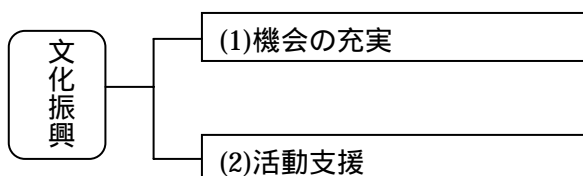
首谷貝塚、下総国分寺跡、下総国分尼寺跡の公有化を図るとともに、市内に所在する国指定・県指定・市指定史跡の整備・活用を推進していく。

2. 文化振興

市民の自主的な文化活動が生まれ、活発な活動が展開されるよう、文化団体や活動グループなどを支援するとともに、活動や発表の場を確保すると同時に、誰もが気軽に優れた文化芸術に触れることができる環境を整備する。

また、地域に根付いた文化を掘り起こし、保存、継承するための人材の育成を図るとともに、それらを発表する機会の充実を図る。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市文化振興ビジョン（文化振興課）
- ・市川市生涯学習推進計画（生涯学習振興課）

(事業の内容)

(1) 機会の充実

文化祭運営事業（文化振興課）

市内各文化団体の発表の場を設け、市民参加による文化交流を図るとともに、団体の育成と芸術文化活動の活性化を図るために、各団体と共催で事業を実施する。

市川市民文化振興事業（文化振興課）

市民の芸術文化に対する意識高揚を図るため、市川を詠んだ俳句、短歌、川柳を全国から募集する手児奈文学賞や、新人シナリオライター育成を目的とした「水木洋子シナリオ賞」を実施する。また、ギャラリー等を活用し、優れた文化芸術に触れる企画展示事業の充実を図る。

(2) 活動支援

文化振興活動支援（文化振興課）

文化団体の自主的活動を市で後援事業として広く市民に周知する等、側面からの支援を図る。

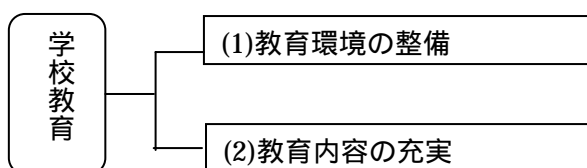
- 2 教育

1. 学校教育

こどもたち一人ひとりの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を育み、命の尊さを理解する教育を目指し、ボランティア活動、体験学習などを通じ、自ら学び、自ら考え、他人を思いやり、健康で安全な生活を送る能力や態度を培う。特に、生涯を通じ健康的な生活習慣を自ら選ぶ力をつけるため、心身の発達段階に応じた健康状態を理解し、年代ごとの健康問題やその予防に関する知識を身につけ、学校給食を通じて安全な食生活を学ぶ健康学習の充実に努める。また、児童の精神的な悩みに対応する相談体制、体験活動などの充実を図る。さらに、子どもたちの活動欲求に応えるため、専門的な指導力を備えた指導者を各小・中学校に派遣する。

また、教育環境整備のため、老朽化した校舎の改修、耐震性の向上、学校緑化推進など教育環境整備を進める。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市教育計画（企画調整課）

(事業の内容)

(1)教育環境の整備

第七中学校校舎整備事業（教育施設課）

第七中学校 A 棟及び給食室の建替えに伴い、これと合築で行徳地区に不足している施設や市民要望が高い施設を P F I 方式で整備する。(2004 年 9 月 1 日から学校部分使用開始)

この施設は、既存校舎と同程度の高さであり、敷地をセットバックして歩道を拡幅する。また、屋上緑化、太陽光パネル設置、雨水再利用等により近隣や自然環境に配慮する。

耐震補強事業（小学校・中学校）(教育施設課)

学校施設は、地域の防災拠点（避難場所）となる。また、児童生徒の安全を確保す

る必要から、耐震診断の結果、耐震補強の必要となった校舎等の耐震補強工事を行う。

営繕事業（小学校・中学校・幼稚園）（教育施設課）

小学校・中学校・幼稚園の建物は、建設後 25 年以上経過したものが、全体の半数以上占めており、老朽化が進んでいる。そのため、児童や生徒及び園児の安全確保を優先とした環境整備のための施設整備を行う。

学校安全全体計画（学校教育部）

学校・家庭・地域が一体となり、安全と安心を確保する。

食器具等改善事業（保健体育課）

学校給食における食環境を充実させるための食器具・備品を整備する。

(2)教育内容の充実

ライフカウンセラー設置事業（指導課）

小・中学校の児童・生徒を精神的に安定させ、適切な対応を行うために全校にライフカウンセラーを設置する。小学校（ゆとろぎ相談員）39 校（39 名）・中学校（心理療法士）16 校（16 名）。

離島体験留学事業（指導課）

不登校等の学校に行きづらいと感じている児童・生徒や、新たな体験を積んで更に個性を伸ばしたいと考える児童・生徒が、豊かな自然の恵みの中で、体験活動や島民との触れ合いをとおして、集団への適応能力を養い自信を深める等、生きる力を高めることを目指す。

ほっとホッと訪問相談事業（指導課）

不登校等の学校に行くことに課題を持つ児童・生徒及びその保護者に対して、経験豊かな退職教員を雇用して訪問相談などを行い、心の安定を図り、支援を行う。

健康診断等事業（保健体育課）

児童・生徒等の疾病予防と早期発見と早期治療を行うため、各種健診事業をはじめ、心臓検診事業・脊柱側弯症検査事業・結核検診等の事業を行い、健康保持対策に努めている。

小児生活習慣病予防検診事業（保健体育課）

こどもをめぐる健康問題が提起され、この中でも肥満・高血圧・高脂血症などの増加が問題となっている。これらの生活習慣病は、その症状の発症が幼児期に始まることから、早期対応が必要であり生活習慣病予防検診を実施する。

日本スポーツ振興センター共済事業（保健体育課）

学校安全の普及・充実を図るとともに、義務教育諸学校の管理化における事故・負傷等に対し、必要な医療給付を行い、学校教育の円滑な推進に努めている。

部活動等地域指導者協力事業（保健体育課）

部活動及び部活動に準じるクラブの振興や、子どもたちの活動欲求に応えるため、

専門的な指導力を備えた指導者を必要とする小中学校に対し、地域指導者の協力を仰ぐ。

学校給食運営事業（保健体育課）

安全で良質な食材の安定的供給による学校給食の充実と地域の食材の活用及び食文化の伝承を行う。そして、地域や保護者への啓発活動を行う（学校給食展の開催）。

食に関する指導事業（保健体育課）

学校給食を通して、児童・生徒への食に関する指導を充実する。

ヘルシースクール推進事業（保健体育課）

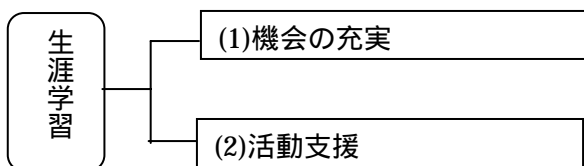
子供たちが、健康について自分で考え行動することを目標に、健康に関する取り組みを各幼稚園・小・中・養護学校で行い、「健康都市いちかわ」の具現化及び包括的な健康教育の推進を図るため 2005 年度から取り組む。

2. 生涯学習

市民が生涯を通じていつでもどこでもだれでも、必要に応じて自由に学べるよう、相談体制を整備し、市民ニーズに合わせて公民館などの各種講座内容を充実するとともに、市内の高等教育機関の協力を得た市民講座を開催するなど、学習機会の拡充を図る。

また、地域において子どもの健全な成長を支援するため、家庭、地域、学校が連携を図り、地域交流を推進するとともに、地域の文化や歴史を伝え、図書館や博物館などの施設を活用した学習の機会を充実させる。また、学校の余裕教室を地域で有効に活用していくため、利用目的に応じた施設・設備の整備を進めるとともに、地域のニーズに応じて、校庭や体育館、プール、特別教室などの市民開放を進め、地域に開かれた学校づくりを推進する。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市生涯学習推進計画（生涯学習振興課）

(事業の内容)

(1)機会の充実

生涯学習推進計画策定事業（生涯学習振興課）

生涯学習を総合的・体系的に整備し、市民の学習活動を推進する。

生涯学習相談体制の確立（生涯学習振興課）

生涯学習に関わる相談に対応するレファレンス相談及びカウンセリング相談体制を確立する。

コミュニティクラブ（地域教育課）

市内 16 ブロック（中学校区）に組織されたボランティアによる実行委員会が、地域で活動する諸団体の協力を得ながら、中学校区及び小学校区で繰り広げられる様々な遊び（活動）を通し、子どもたちの健全育成・コミュニティづくり・生涯学習社会の創造を目指す。

(2)活動支援

学校施設（プールは除く）開放事業（地域教育課）

学校施設の開放により、スポーツ及び文化活動の振興を図り、地域住民の生涯学習意識高揚を図ることを目的とする。

コミュニティサポート委員会（地域教育課）

市内全小中学校区に、地域諸団体、地域有識者、学校関係者で組織されたコミュニティサポート委員会において、子どもたちを中心に、情報交換・連絡調整等相互に連携し合う場であり、「子どもたちの健全育成」「子どもたちを支えるコミュニティづくり」「生涯学習社会の創造」を目指す。

市民アカデミー講座の開設（生涯学習振興課）

市内にある昭和学院短期大学・千葉商科大学・和洋女子大学の協力を得て、各大学の持つ専門的かつ高度な機能や施設と、恵まれた環境の中で市民向け講座を開講し、学習機会の拡充に努める。

公民館講座（公民館センター）

地域住民の身近な施設として学習機会の場の提供と学習情報の拡充を図るため、世代、性別に偏らない学習講座の編成、実施に努める。

メディアを利用した生涯学習事業（地域情報推進課）

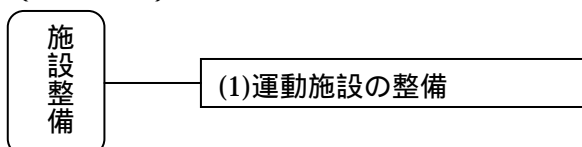
TV会議システムの活用や、デジタル情報の提供により、市民一人ひとりの自主的な学習活動の支援、促進を図っていく。

- 3 スポーツ

1. 施設整備

スポーツは、市民一人ひとりの心身の健全な発達に影響を与えるものであり、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものである。日常的なスポーツ活動を広めるために、既存の施設の有効活用とともに、市全体の将来的なスポーツ施設の整備計画による、スポーツ施設拠点整備を推進する。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・市川市スポーツ振興基本計画（スポーツ振興課）

(事業の内容)

(1)運動施設の整備

体育施設の建設（スポーツ振興課）

スポーツ施設の少ない市の東北部に総合体育施設の整備を進めていく。

体育施設の改修（スポーツ振興課）

既存施設の老朽化に伴い、施設の改修を行うとともに、バリアフリー化を進めていく。

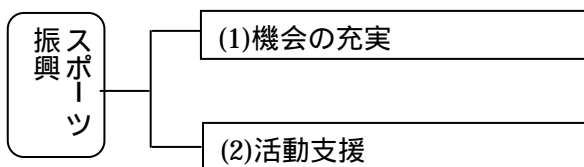
2. スポーツ振興

いつでも、気軽に、実践できるスポーツやレクリエーション活動の振興を図る。

スポーツは、自ら行うことのほかに、スポーツ観戦やスポーツボランティアがある。スポーツ観戦は、スポーツの振興の面だけでなく、生活の質的向上やゆとりある生活の観点からも効果があり、また、スポーツのボランティアは、スポーツの振興に積極的にかかわりながら、自己開発、自己実現を図ることができる。

このようなスポーツへの多様なかわりについてもその意義を踏まえ、促進を図る。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

- ・ 市川市生涯学習推進計画 (生涯学習振興課)
- ・ 市川市スポーツ振興基本計画 (スポーツ振興課)

(事業の内容)

(1) 機会の充実

市民スポーツ振興事業 (スポーツ振興課)

親子体操教室、エアロビクス教室など 12 種目の教室を開設し市民の健康づくりに寄与する。

サタデースポーツ教室事業 (スポーツ振興課)

完全学校週 5 日制による生徒・児童のスポーツ活動を充実させ、健全な心身の発達を促進するため、サタデースポーツ教室を開設する。

広報・ホームページによる情報提供の充実 (スポーツ振興課)

スポーツ振興課のHPを充実し、情報の提供を行う。

(2) 活動支援

全国高等学校総合体育大会開催支援 (スポーツ振興課)

平成 17 年度全国高等学校総合体育大会市川市実行委員会運営。

総合型地域スポーツクラブの育成 (スポーツ振興課)

スポーツを通じて「高齢者の生きがいづくり」「地域コミュニティの形成」「青少年

の健全な育成」等を目的に、地域の住民が中心となって運営していく、総合型地域スポーツクラブの立ち上げ・育成を支援していく。

スポーツ指導者養成講習会（スポーツ振興課）

市内でスポーツ指導者を対象に、時事に対応できる内容の講習会を開催する。

市民のスポーツ団体の支援(スポーツ振興課)

市川市体育協会とその加盟団体への補助 - 市民体育大会、県民体育大会の開催、出場。市川市体育指導委員連絡協議会の活動支援。その他これに類する市民スポーツ団体の支援を行う。

- 4 アメニティ

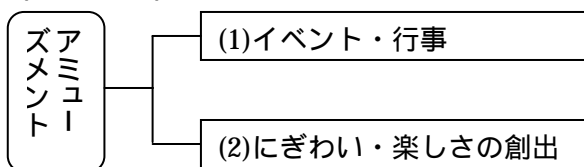
1. アミューズメント

市民が地域での生活を楽しみ、心豊かに過ごせるよう、市民の主体的な文化活動や地域づくり活動を通じて、市民相互が交流し、新しいまちの文化を創造する環境を整備するとともに、このような活動をリードする地域の人材の育成を支援する。また、地域に根付き、地域で育まれてきたまつりなどのイベントを支援し、まちの活性化を図る。

市川独自の新たな文化の創造の源となる、地域、都市間及び国際的な文化交流を促進するため、交流機会の創出や関連活動団体の支援を行う。

点在する文化的資産や歴史的な街並みを楽しみながら訪ね歩くことができるよう、施設整備とネットワーク化を進め人々が身近に文化を感じることができるような仕掛けづくりを推進する。

(施策体系)



(関連する各種基本計画)

・市川市文化振興ビジョン(文化振興課)

(事業の内容)

(1) イベント・行事

市川の文化人展(文化振興課)

市川市にゆかりのある芸術家や文化人の業績を広く市民に紹介するため、「市川の文化人展」を開催している。

水木洋子文化基金事業(文化振興課)

故水木洋子氏から寄贈された寄附金を原資として、日本映画の黄金期を支え、女性シナリオライターの草分けとして活躍したその業績を顕彰する事業を行うことにより、文化振興を図る。

市川市国際交流協会支援事業(国際交流課)

市川市国際交流協会では、在住外国人との交流を通じて、相互理解を深めることを

目的とし、講演会やバスハイクなど様々な異文化交流のイベントを開催している。

(2)にぎわい、楽しさの創出

地域文化振興事業（文化振興課）

地域文化を掘り起こし、歴史や文化を活かしたイベントとして街回遊展を行い、文化意識の高揚と地域の活性化を図る。

市民まつり（文化振興課）

市川市民の交流と触れ合いを図る場として市川市民まつりを開催し、ふるさと意識の高揚と心の触れ合う文化の息づくまちづくりを推進する。

市民納涼花火大会（商工振興課）

市民に憩いの場を提供し、市民の融和とふるさと意識の高揚を図ることを目的に花火大会を実施する。

資料編

1. 市川市での健康都市への取り組み

市川市は2004年11月3日に「WHO憲章の精神を尊重した『健康都市いちかわ』宣言」を行い、世界で取り組まれている「健康都市プログラム」に参加し、その下で市民の健康を中心とした施策を総合的に取り組む健康都市を目指すことを公にした。

本市が2001年4月に策定した「新総合計画」のなかでは、「健康」という言葉をあえて前面に出していないが、それが目指すものは、市民福祉の向上である。このため、新総合計画にも市民の健康に関する行動の促進やそれを高める施策の推進など、健康という概念が根底を流れている。そのような施策の方向や基本構想の目指す目標が、WHO健康都市の取り組みと同じ考え方を示すことから、この健康都市プログラムに参加し、市民の健康を政策決定過程の中心にする都市をめざし、市民が楽しみながら健康づくりができるような施設整備や施策を健康都市ガイドライン(WPROガイドライン)に沿って展開していくこととした。

健康都市に向けての経緯

- ・2003年1月、1月1日の市の広報で、市長は健康都市を目指し、市民の健康づくりを市政の重点の一つにすることを公にした。
- ・2003年2月、市議会定例会の施政方針でWHO「健康都市」を目指すことを示した。
- ・2003年2月、健康都市について研究を開始し、WHO健康都市研究協力センターに指定されている東京医科歯科大学でWHO健康都市の概要を聞くとともに、ヨーロッパの健康都市についての資料を収集した。
- ・2003年4月、健康都市を推進するに際し、健康都市担当(兼務)を設置し、職員による健康都市検討会を発足した。
- ・2003年7月、部長、次長その他関係部署の職員を対象に、「WHO健康都市プログラムについて」と題する講演を東京医科歯科大学大学院の高野教授を講師として開催した。
- ・2003年7月、14日付けで、企画部内に健康都市推進担当を設置し、組織として正式に発足した。
- ・2003年8月、関係課職員による健康都市検討会定例会議を開催した。健康都市施策体系等について検討した。
- ・2003年8月、英語力のある職員を中心にヘルシーシティ研究会を組織し、健康都市の資料を収集した。
- ・2003年9月、「健康都市ニュース」第1号を発行(2005.12までに10号発行)。

- ・ 2003 年 9 月、 「体と心」の健康を中心とした「まち」・「社会」・「文化」の基本目標が庁議で了承された。
- ・ 2003 年 10 月、 市民ニーズの把握のため、健康に関する市民電子アンケートを実施。
- ・ 2003 年 10 月、 WHO西太平洋地域事務所の健康都市データベースに登録申請した。
- ・ 2003 年 10 月、 フィリピン・マニラ市で開始されたWHO西太平洋地域健康都市会議（マニラ会議）にオブザーバーとして参加。
会議最終日に「第1回ヘルシーシティに向けた協調体制構築に関する会議」が開催され、設立メンバーの一員として会議に参加した。
- ・ 2003 年 10 月、 健康都市ホームページを開設。
- ・ 2003 年 12 月、 健康都市ホームページに英語を掲載。
- ・ 2003 年 12 月、 WHO西太平洋地域における健康都市連合設立会員参加申込。
- ・ 2003 年 12 月、 市川市健康都市推進協議会を設置（保健、医療、福祉、文化等に関する市民団体等の代表 15 名）。
- ・ 2003 年 12 月、 市川市健康都市庁内推進会議を設置（市長、助役以下 10 名体制）。
- ・ 2004 年 1 月、 健康都市施策体系にかかる各種基本計画及び事務事業について全庁的に調査。
- ・ 2004 年 3 月、 市川市健康都市シンボルマークを作成。
- ・ 2004 年 4 月、 企画部に健康都市推進課を設置。
- ・ 2004 年 6 月、 健康都市連合の設立メンバーとして正式に認証された。
- ・ 2004 年 6 月、 市川市健康都市庁内推進会議設置要綱の改正（市長、助役以下 15 名体制に強化）。
- ・ 2004 年 6 月、 市川市健康都市庁内推進会議に次長職等による担当者部会を設置した。
- ・ 2004 年 6 月、 健康都市シンボルマークを公共施設、庁用車、ネームプレート、広報、各課発行の冊子に掲示。
- ・ 2004 年 6 月、 課長その他の関係職員を対象に「市川市が目指す健康都市とは」と題した講演会を開催。（講師：東京医科歯科大学大学院の中村助教授）
- ・ 2004 年 8 月、 健康都市宣言文を広報及びホームページに掲載し市民意見を聴取した。
- ・ 2004 年 10 月、 健康都市プログラムにかかる重点推進プランの全庁調査を行った。
- ・ 2004 年 10 月、 マレーシアのクチン市で開催された健康都市連合第1回総会に出席。
 - ・ WHO2004 アワード「食生活改善と都市計画に基づく身体的アクティビティー」の部門でフィリピンのマリキナ市との共同提案がWHO西太平洋地域事務所より表彰された。
 - ・ シンポジウムで市民マナー条例等についてプレゼンテーションを行った。
- ・ 2004 年 11 月、 市制施行 70 周年記念式典の中で、健康都市宣言を行った。
（WHO憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言）

- ・2004年11月、健康都市宣言記念行事として「健康都市ウィーク」を開催し記念植樹、記念シンポジウム、記念ウォーキング大会、児童生徒の絵画展等を実施した。
- ・2004年12月、庁用封筒のデザインを健康都市宣言文及びシンボルマークに変更した。
- ・2005年3月、健康都市宣言記念プレートを市内4箇所に設置(本庁、行徳支所、大柏出張所、大洲防災公園)。

2. 健康都市に関する資料

(1) WHOヘルシーシティの例

ヨーロッパ地域事務所

都市等	都市概要	主な事業
A ベルファスト (北アイルランド)	<p>人口 約30万人。イギリス領北部アイルランドの首都。1970年代以降、紛争・テロ活動が頻発していたが現在では沈静化しており、基幹産業である造船業や観光などの充実に力を注いでいる。</p> <p>1988年から、WHO ヨーロッパヘルシーシティネットワークに加わり、第フェーズおよび第フェーズにおいて、プロジェクト指定都市に選定されている。</p> <p>2003年10月に、健康都市国際会議が開催された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者にも楽しめる遊び 他の英国地域と比較して、北アイルランドは障害を持つ子どもの割合が高いことから、障害を持つ子どもに遊びの場を提供する取り組みを行う。 ・ 安全帰宅キャンペーン 市の夜間犯罪件数増加が問題となり、各部門が連携して、まちの警備強化に努め、若者に危機管理意識を芽生えさせる。
B グラスゴー (イギリス)	<p>人口約69万人。スコットランド最大の都市。産業革命によるかつての重工業のまちから20世紀になってから、文化都市への転換を模索中。1988年からヘルシーシティの活動を始め、第から第フェーズまで、継続して選定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困、事故、暴力、タバコ、アルコール、薬物から人々、特に移民などのマイノリティーグループを守る様々なプロジェクトが、行われている。
C イエテボリ (スウェーデン)	<p>人口約45万人。スウェーデン第二の都市。1623年以降、港町として発展し、移民系住民が約4分の1を占める。70年代半ばの調査で、スウェーデンで最も健康状態の悪い都市とされる。このような背景をもとに、80年代に、健康に関するアクションプランを実行し、1988年にWHO ヨーロッパヘルシーシティの第フェーズに指定されて以来、第フェーズ(1998~2002)まで一貫してヨーロッパヘルシーシティに選定されている。1998年には、ヘルシーシティプロジ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用の促進競争 ～ チャレンジ イエテボリ ・ 環境保護に関する活動 ～ 空気モニター、食品添加物表示、禁煙化の推進、飲料水の保護など ・ ファミリーセンターなど、子どもと親が集える空間の提供など

都 市 等	都 市 概 要	主 な 事 業
	<p>エクトを具体的に推進するための指標となるパブリックヘルスプランが決定され、現在に至るまで様々な取り組みを行っている。</p>	
<p>D ドレスデン (ドイツ)</p>	<p>人口約 50 万人。ドイツの中でも歴史と文化・音楽のまちとして有名。2006 年には、市政 8 0 0 周年を迎える。1989 年の東西ドイツ統一後、労働、環境、住宅などの社会の経済基盤を改革する必要性に迫られ、また、科学技術の研究において伝統のあったドレスデンは、マイクロ電子工学の分野でヨーロッパにおける中心的存在となった。1991 年からヨーロッパおよびドイツのヘルシーシティネットワークのメンバーとなり、WHO ヘルシーシティには、第 フェーズ(1993 ~ 1998) および第 フェーズ(1998 ~ 2002)にかけて指定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康推進スクールプロジェクト ・生徒の喫煙防止推進、学校での予防接種推進 ・市の健康プランの促進など。
<p>E ボローニャ (イタリア)</p>	<p>人口約 4 0 万人。イタリア北部の経済の中心地。20 世紀初頭より発展し、EU の圏外からの移民が増加している。工業が市の経済発展を支えており、イタリアの中でも裕福なまちの一つである。ヘルシーシティプロジェクトの前身は、1991 年から始まった、あらゆる階層、生活様式の人々のために立ち上げた、Self Health Protection Project 自己健康管理事業 である。このプロジェクトの実績が評価され、1994 年に第 フェーズ、その後第三フェーズまで続けて、WHO ヨーロッパヘルシーシティに指定された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール、エイズ、健康食品、室内汚染、老人の痴呆、タバコ、女性のがん予防などに関するプロジェクト移民に対するケアなど。

都市等	都市概要	主な事業
F ロッテルダム (オランダ)	人口約60万人。オランダ第二の都市でヨーロッパ最大の港湾都市でもある。貿易都市として経済発展する一方、移民、大気汚染、臭気、交通騒音などの社会問題が深刻となり、様々な対策を行っている。 経済発展と環境改善が主要課題。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞把握マップの作成などにより、都市の騒音、渋滞を把握し、周辺住民の健康を守る。 ・健康と環境に関する影響評価

西太平洋地域事務所

都市等	都市概要	主な事業
A. クチン (マレーシア)	人口約50万人。サラワク州の首都で、クチンはマレー語で「猫」を意味する。WHO ヘルシーシティには1994年から参加。2000年には「安心・安全・緑・きれいなまち クチン」をテーマに様々な活動を行った。 2004年10月に第1回健康都市連合総会が開催された。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルシーシティ週間（毎年8月クチンフェスティバル開催） ～展示、講演などを通し、健康都市の概念を周知。 ・プロジェクト参加部門間の相互交流をはかる。 ・サラワク川の浄化活動など
B イラワラ (オーストラリア)	1947年、イラワラ他3つの自治体が合併して、ウーロンゴン市となった。川崎市と姉妹都市。シドニーから1時間半という地理的条件のもと、重工業中心の産業構造から、情報産業への変換を試みており、通信技術開発の中核を担う都市としての認識が高まっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラックファーストプログラム ～仕事で不在の両親が多いためこどもに朝食を食べさせる場所を提供する。 ・安心安全なまちづくり ・タバコの害からこどもを守るプロジェクトなど

(2) 健康都市連合会員一覧

正会員（22都市）

2005.2.10 現在

番号	国名(日本名)	都市(組織)名
1	日本	尾張旭市
2		平良市
3		袋井市
4		市川市
5	カンボジア	プノンペン市
6	中国	葵青香港特別行政区
7		西貢香港特別行政区
8		マカオ特別行政区
9		蘇州
10		張家港市
11	マレーシア	クチン市
12	モンゴル	ウランバートル市
13	フィリピン	マリキナ市
14		サンフェルナンド ラ ユニオン市
15		バレンシア市
16		タガイタイ市
17	韓国	チャンウォン市
18		ソウル市
19		ウォンジュ市
20		プサン市
21	ベトナム	フエ市
22	オーストラリア	タウンズビル市

準会員（6団体）

番号	国名(日本名)	団体名
1	日本	東京医科歯科大学大学院
2	中国	香港中文大学
3	マレーシア	マレーシア 健康都市ネットワーク
4	オーストラリア	ヘルシーシティーズ イラワラ
5		ヘルシーシティーズ ノアルンガ
6		南オーストラリア フリンダース大学

(3) 健康都市連合憲章

Charter of the Alliance for Healthy Cities

ヘルシーシティー連合憲章

2003年10月17日 マニラ

2004年10月13日 クチン

前文

私たちヘルシーシティー連合のメンバーは；
市民の生活の質（Quality of life）を向上させ、不平等を是正することを決意する。

健康とは、単に疾病や障害がないだけでなく、肉体的・心的・社会的・精神的に良好な状態のことであること、さらに健康が住民の基本的権利であることを認識する。また、互いの組織が協力しあい、できるだけ高いレベルの健康を達成するために多部門による行動が必要であることを確認する。

都市化（Urbanization）は全世界的な現象であり、都市住民の生活の質と健康の向上のためには、組織横断的な行動が必要であると認識する。

都市がかかげている社会的、政治的、経済的、環境、そして健康についての目標を達成するために、地方政府は急速に拡大する都市域を適切に経営し、説明責任、透明性、予見性をそなえ、そして法令に従って運営しなければならないことを認識する。

ヘルシーシティアプローチ（Healthy Cities approach）を通して、個人やグループが自身の生活の質を向上できるようにすることを決意する。

都市間でヘルシーシティーのアプローチとその考え方について情報や経験を積極的に共有する。

健康を重視する都市政策（Healthy public policy）を立案し、健康を支える環境を整え、コミュニティの活動を強化し、個人の能力開発を促し、より高い健康水準を達成するための新たな方向性を開拓することに責任をもって取り組む。[1]

私たちはここに健康都市連合ビジョン (the vision of the Alliance for Healthy Cities) を宣言する。

すべての市民が協調して平和に暮らす都市・コミュニティの構築を目指す。

持続可能な成長と多様性の尊重を実現し、できるだけ高い生活の質と健康を人々が平等に達成できるよう、市民生活のあらゆる場面において健康を増進し保護する事に責任をもって取り組んでいく。

ここに私たちの連合の理念と行動を具体化し活動の指針となるべきものとして、健康都市連合憲章を公布する。

第1条 一般条項 (General Provisions)

第 1.1 項 連合に係る組織名を「健康都市連合 (Alliance for Healthy Cities)」とする。
(以下「連合 (Alliance)」という。)

第 1.2 項 連合はその理念、目標および目的を共有する都市から構成され、その運営がおこなわれる国においては非政府・非営利団体として登録される。

第 1.3 項 本憲章は、以下の条項で定義される全ての正会員および準会員に適用される。

第 1.4 項 本憲章の条項は、会員及び準会員が所在する国が設置・締結する法・国際条約にかわるものではない。

第2条 用語の定義

第 2.1 項 健康都市 (Healthy Cities)

健康都市とは、継続して都市の物的・社会的環境の改善を行い、人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で自身の最高の状態を達成するために、都市にある様々な資源を幅広く活用し、さらに発展させていく都市である。[2]

第 2.2 項 健康促進 (Health Promotion)

健康促進とは人々が自身の健康をコントロールし、自ら健康な状態を達成できるよう促すことである。[3]

第 2.3 項 ヘルシーセティング (Healthy Settings)

ヘルシーセティングとは、社会生活の中で人がまとまって活動する空間が、総体とし

て健康促進を支える物的・社会的環境条件を備えていることを指す。[4]

第 2.4 項 生活の質 (Quality of life)

生活の質とは、各々の文化的背景・価値観の中における自己の境遇についての理解と定義され、個々人の目標・期待・判断基準・関心事に深く関係するものである。

生活の質は、個々人の肉体的な健康、精神的状態、自立の程度、社会的な関係、個人の信念、環境の特色との関係など、広い諸概念を含んだものである。

第 2.5 項 都市 (City)

都市とは、都市政府 (city governments)、都市連合政府 (governing units of cities)、地方自治体 (municipalities) 及びそれと同等の組織 (equivalent organizations) を指す。

第 3 条 連合の目標と目的

第 3.1 項 目標 (Goal)

健康都市の目標は、ヘルシーシティアプローチを通じ、持続的な方法により都市居住者の健康を守り促進し、生活の質を向上させることである。

第 3.2 項 目的 (Objectives)

第 3.2.A 項 健康都市の取り組みを強化し、生活の質を向上させるための斬新なプランとプログラムの開発を促し、特定の環境下での健康に関する課題に取り組んでいく。

第 3.2.B 項 メンバー間で生活の質の向上や健康に関する共通した問題に関する知識や経験を共有する。

第 3.2.C 項 先進的で特徴ある健康都市の取り組みを表彰する。

第 3.2.D 項 西太平洋地域とその他の地域にある都市・組織間の連携を図り、健康都市のとりくみが行われるよう、利用可能なすべての資源を配置して活用する。

第 3.2.E 項 健康都市のあらたな知識・技術を、学術的・学際的な連携により開発していくと同時に健康都市の計画・実行・評価手法を向上させるための技術的手段をまとめていく。

第 4 条 組織の構成およびその管理

第 4.1 項 総会 (General Assembly)

総会は、連合の主たる意思決定機構であり、正会員 (Full members) および準会員 (Associate members) からなる。総会は 2 年ごとに総会により決定された開催地に集まり、理事会 (Steering Committee) により提案された向こう 2 年間の政策・プログラム・予算および活動内容について承認を行う。

第 4.2 項 理事会 (Steering Committee)

理事会は総会により選出され、連合における政策立案の役割を担う。理事都市は 10 とし、正会員と準会員からなり、任期は 1 期 4 年、最長 2 期務めることが可能で、任期終了後 2 年は再任されない。理事会は、正会員 5 都市と準会員 5 団体 (NGO、国際機関、学術団体、民間・ビジネス団体、国の機関) からなるものとする。継続性を担保するため、初代の理事会は、2 グループに分け、1 つを任期 2 年、1 つを任期 4 年とする。続く 2 年間の任期においては、任期 2 年のグループに代わり、4 年の任期をもつグループが選出される。その後は 2 年ごとに新たな 5 理事都市が 4 年の任期をもって選出される。理事会のメンバーが任期途中でその役割を担えなくなった場合には、議長都市との協議の上、理事会がその後任を指名する事ができる。

第 4.3 項 事務局 (Secretariat)

事務局は管理部門を担う組織とし、総会の承認を受け理事会に指名された特定の機関として機能する。事務局は連合の目標・目的達成を支援するために調整・コミュニケーション・データ管理・助成・資金管理等の業務を行う。また事務局は、法的業務について連合を代表して行うことができる。事務局は管理業務と財務管理に対する説明責任があり、2 年ごとに総会に対して財務報告書を提出しなければならない。理事会の推薦と総会の承認により、事務局を他の組織・協会・その他適切と思われる団体等に交替することができ、所在する国において適切な団体として登録する。

第 4.4 項 活動部会 (Working Committee)

活動部会は連合の正会員および準会員からなり、理事会に推薦され総会の承認を受けた特定のプロジェクト・活動を行うために組織される。部会の条件は必要に応じて作成される。

第 4.5 項 表彰委員会 (Committee on Awards)

表彰委員会は、理事会の推薦と総会の承認により 2 年ごとに組織される。表彰委員会は多様性をもつように部門・グループ・地域から選出された 8 人のメンバーから構成され、健康都市の際立った取り組みに対する評価を行う。

第 4.6 項 総会の開催・議長都市 (Convenor and Chair City of the General Assembly)

総会の開催・議長都市は、任期 2 年で、総会により選出される。開催都市は次回の総会開催時のホスト都市となり、総会における議長都市となる。

第 4.7 項 支部 (Chapters)

連合の支部は、理事会に推薦され総会の承認を受けて国ごとに組織され、活動する国で登録される。

第 5 条 会員規定 (Membership)

第 5.1 項 都市は下記の手続きを行うこととで、連合のメンバーとなる。

a) 会費 (Membership fee) およびその他の支払われるべき費用 (Annual dues) の支払い

b) インフォメーションシートの作成

c) 下記の書類の提出

1) ヘルシーシティの理念に則った書面による政策声明の作成

2) 将来のビジョンと目標

3) 都市のプロフィールデータ

4) 優先的健康課題の分析

これらに加え、下記の書類の提出が望ましい。

- ・組織横断的な取り組みを行う仕組み
- ・コミュニティの参加を促す仕組み
- ・問題解決のためのローカルアクションプラン
- ・施策のモニタリング・評価のための指標
- ・情報の発信と共有を促すシステム

第 5.2 項 申し込み手続き

申し込み手続きは 2 年ごとに事務局により策定され総会にて周知される。すべての正会員および準会員は、理事会により提案され、総会によって承認された調整率によって調整された年間基本会費を払わなければならない。調整率の分類は、都市の歳入額または理事会により提案された他の指標を基本とする。

第 5.3 項 準会員の身分

ヘルシーシティに興味を持つすべての個人・非都市団体が準会員となれる。準会員は議決に関する投票権を除き、正会員と同じ役割を持つ。個人・非都市団体に関するその他の規定については、理事会によって決定され総会の承認を受けるものとする。

第 5.4 項 会費の支払いが滞った場合、議決に関する投票する権利を含む連合の活動に関する参加が制限される。

第 6 条 財政管理 (Financial Management)

第 6.1 項 資金 (Sources of funds)

連合の資金は以下の 4 つに分類される。

- a) 会費 (Membership fee)
- b) 資金調達及び収入確保のための活動
- c) 他の機関・組織との取り決めによる助成金および財政的支援
- d) 寄付、後援および貢献事業

第 6.2 項 連合の資金は、本憲章に規定する目標・目的を達成するためのトレーニング、セミナー、ワークショップ、コンサルタント、プロジェクトの運営・実行に使われる。

第 6.3 項 事務局は、活動を行う国の会計・監査の規則を遵守し、連合の管理業務および資金管理を行う。

第 7 条 表彰・奨励 (Awards, Recognition, and Incentives for Healthy cities)

第 7.1 項 表彰

正会員および準会員のヘルシーシティに関する際立った取り組みについて、2 年おきに表彰を行う。

第 7.2 項 表彰分野

二年ごとに連合の目標・目的に関連した対象分野を決定する。表彰分野および表彰基準は、理事会によって提案され総会の承認を受けるものとする。

第 7.3 項 プロジェクトの特別奨励

プロジェクトの特別奨励は、メンバー都市の取り組みを持続・発展させるために行われることとする。

第 8 条 実行規定および最終条項 (Implementation and Final Provisions)

第 8.1 項 2 年期間の業務およびファイナンシャルプラン (Biennium Work and Financial Plan)

2 年期間の業務およびファイナンシャルプランは、理事会によって決定され総会の承認

を受けた取り決めに従う。

第 8.2 項 憲章の修正

憲章の改正は、出席者数が求められる定足数に達した総会の賛成多数によって行われる。

第 8.3 項 連合の解散

連合の解散は、出席者数が求められる定足数に達した総会の賛成多数により有効となる。

第 8.4 項 憲章の効力の発生時期

本憲章は連合の設立メンバーの署名をもって効力を発揮する。

[1] WHO (世界保健機関) 初憲章 (1986 年カダ)

[2] WHO (世界保健機関) ヘルプ デーション用語解説 (1998 年 シェハ)

[3] WHO (世界保健機関) ヘルプ デーション用語解説 (1998 年 シェハ)

[4] WHO (世界保健機関) ヘルプ デーション用語解説 (1998 年 シェハ)

CHARTER OF THE ALLIANCE FOR HEALTHY CITIES

OCTOBER 17, 2003, MANILA

OCTOBER 13, 2004, KUCHING

Preamble

We, the members of the Alliance for Healthy Cities:

Committed to improving the quality of life of our citizens and reducing inequalities;

Reaffirming that health which is a state of complete physical, mental, social and spiritual well being and not merely the absence of disease, is a fundamental right and that the attainment of the highest possible level of health requires action by many sectors;

Recognizing that urbanization is a worldwide phenomenon and that improving the quality of life and determinants of health in cities require actions by many sectors;

Realizing that local governments must manage rapidly growing urban areas and govern with accountability, transparency, predictability and the rule of law in order to meet social, political, economic, environmental and health goals;

Determined to enable individuals and groups to improve their quality of life through the Healthy Cities approach;

Desiring to share the Healthy Cities approach among other cities and local governments;

Committed to building healthy public policy, creating supportive environments, strengthening community action, developing personal skills and reorienting health services;^{1[1]}

In solidarity, state the vision of the Alliance for Healthy Cities as:

Building cities and communities of peace
Where all citizens live in harmony.
Committed to sustainable development, respectful of diversity;
Reaching for the highest possible quality of life and equitable
distribution of health.
By promoting and protecting health in all settings.

Do hereby promulgate the Charter of the Alliance for Healthy Cities as the guiding document that embodies the principles and practices for our organization.

Article 1. General Provisions

Section 1.1. The name of the organization will be "Alliance for Healthy Cities" and will be referred to subsequently as the "Alliance".

Section 1.2. The Alliance will be primarily composed of cities that are committed to its vision, goals and objectives and shall be registered as a non-governmental and non-profit entity in the countries of its operations.

Section 1.3. The charter will apply to all members and associates of the Alliance as defined in succeeding articles.

Section 1.4. The provisions of this charter should not supersede other legal instruments or international agreements entered upon by countries from which the members and associates originate.

Article 2. Definition of Terms

Section 2.1. Healthy Cities - are cities that are continually creating and improving those physical and social environments and expanding those community resources which enable people to mutually support each other in performing all functions of life and in developing their maximum potential.^{2[2]}

Section 2.2. Health Promotion - is the process of enabling people to increase control over; and improve their health.^{3[3]}

Section 2.3. Healthy Settings - are social and physical contexts that serve as supportive environments for enabling people to increase control over; and improve their health.^{4[4]}

Section 2.4. Quality of Life - is defined as individuals' perceptions of their position in life in the context of the culture and value system where they live, and in relation to their goals, expectations, standards and concerns. It is a broad ranging concept, incorporating in a complex way a person's physical health, psychological state, level of independence, social relationships, personal beliefs and relationship to salient features of the environment.

Section 2.5. City - is defined as city governments, governing units of cities, municipalities and equivalent organizations.

Article 3. Goal and Objectives of the Alliance

Section 3.1. Goal- to promote and protect health and improve the quality of life of urban populations in a sustainable manner through the Healthy Cities approach.

Section 3.2. Objectives:

Section 3.2.A. To strengthen Healthy Cities initiatives and encourage the development of innovative plans and programmes to improve the quality of life and address the health challenges of specific settings and communities.

Section 3.2.B. To share experiences in improving the quality of life and addressing common health problems among members.

Section 3.2.C. To recognize and promote outstanding practices and innovations within Healthy Cities;

Section 3.2.D. To mobilize and optimize the use of all available resources to promote and support the adoption of the Healthy Cities approach among cities and other communities in the Western Pacific Region and other regions;

Section 3.2.E. To develop new knowledge and technology in collaboration with the academe, universities and centres of learning and to package technical resources for the improvement of planning, implementation and evaluation of Healthy Cities.

Article 4. Organizational Structure and Administration

Section 4.1. General Assembly - will serve as the main governing body of the Alliance and will be composed of all full members and associate members. The General Assembly will convene once every two years at such venue as the General Assembly shall determine, and will approve proposed policies, programmes, budgets and activities for the succeeding biennium upon the recommendation of the Steering Committee.

Section 4.2. Steering Committee - will serve as the policy-making arm of the Alliance and will be elected by the General Assembly. It shall be composed of 10 full members and associate members of the Alliance who will serve a four-year term for a maximum of two terms after which a two-year period must elapse before serving in the Steering Committee again. Five full members will be cities and five associate members will represent each of the following sectors: NGO, international agencies, academe, private sector/business and national government agencies. To ensure continuity, the first Steering Committee will be composed of two groups with five members each. The first group will serve for two years. The second group will serve for four years. In the succeeding biennium, the first group will be replaced by 5 members elected to serve a four-year term. Thereafter, at the beginning of each biennium, 5 new members of the Steering Committee will be elected to serve for four years. In the event where a member of the Steering Committee is unable to complete the term, replacement can be appointed by the Steering Committee in consultation with the Chair City.

Section 4.3. Secretariat - will serve as the administrative arm of the Alliance and will operate under a specific institution as designated by the Steering Committee upon the approval of the General Assembly. Its functions will include coordination, communication, data banking, facilitation, fund administration and other tasks that will support the goals and objectives of the Alliance. The Secretariat may act on

behalf of the Alliance in all legal transactions of the organization. The Secretariat will have accountability for all administrative and financial matters and will prepare a financial report to the General Assembly at the end of each biennium. The Secretariat, upon recommendation of the Steering Committee and approval by the General Assembly may be rotated to other organizations or institutions and will be registered with an appropriate certifying body in the country of location.

Section 4.4. Working Committees - composed of full members and associate members of the Alliance, will be organized to implement specific projects and activities as recommended by the Steering Committee and upon approval of the General Assembly. Terms of reference of the working committees will be developed as necessary.

Section 4.5 Committee on Awards- will be constituted at each biennium upon the recommendation of the Steering Committee and the approval of the General Assembly. The committee on awards will be tasked to evaluate outstanding practices of Healthy Cities and will be composed of 8 members of diverse representation of different sectors, organized groups and geographic areas.

Section 4.6 Convenor and Chair City of the General Assembly - will be elected by the General Assembly for a term of two years. The Convenor City will serve as the Chair City of the General Assembly and will host the next meeting of the General Assembly.

Section 4.7. Chapters - of the Alliance may be organized at country level and registered in the country of operations upon recommendation of the Steering Committee and approval of the General Assembly.

Article 5. Membership

Section 5.1. Cities may become bonafide members of the Alliance by compliance with the following: a) payment of the membership fee and annual dues; b) completion of an information sheet; and c) submission of documentation of the following:

- 1) written policy statement in support of Healthy Cities
- 2) future vision and goal
- 3) profile of the city (baseline data)
- 4) analysis of priority health problems

Submission of the documentation of the following is also recommended:

- intersectoral coordination mechanism in place
- mechanism for community participation
- local action plan to resolve the problems
- a set of indicators for monitoring and evaluation
- a system of information dissemination and sharing

Section 5.2. Application Procedures - will be developed and disseminated by the Secretariat on a biennium basis and will be announced at the General Assembly. An annual base fee will be required for all full members and associate members following a sliding scale as proposed by the Steering Committee and approved by the General Assembly. Categories for the sliding scale may be based on city revenues or other criteria as recommended by the Steering Committee.

Section 5.3. Associate Member Status - will be open to all interested individuals or non-city entities such as non-government organizations, national government agencies, private organizations or academic institutions. Associate members may avail of all benefits of bonafide members except voting privileges. Other rules governing participation of interested individuals and non-city entities will be determined by the Steering Committee and approved by the General Assembly.

Section 5.4. Non-compliance with membership fee payment may restrict full participation of members in Alliance activities, including the privilege to vote.

Article 6. Financial Management

Section 6.1. Sources of funds - of the Alliance will be classified into four categories:

1) Membership fees; 2) Fund-raising and income-generating activities; 3) Grants and financial assistance packages that may be negotiated with other institutions or organizations; and 4) Donations, sponsorships and contributions.

Section 6.2. Alliance funds will be used for the operations and implementation of activities such as training, seminars, workshops and consultancies and projects to achieve goals and objectives as stated in this Charter.

Section 6.3. Secretariat is responsible for administrative procedures and

management of approved funds of the Alliance in accordance with accounting and auditing rules and regulations of the country of operation.

Article 7. Awards, Recognition and Incentives for Healthy Cities

Section 7.1. Recognition of Outstanding Practices - will be done on a biennium basis and can be given to bonafide members and/or associate members of the Alliance.

Section 7.2. Areas for Recognition - will be determined on a biennium basis on subject matter relevant to the goal and objectives of the Alliance. The areas and criteria for recognition will be recommended by the Steering Committee and will be approved by the General Assembly.

Section 7.3. Special project support incentives - may be provided for outstanding practices in order to sustain or expand innovative approaches within member cities.

Article 8. Implementation and Final Provisions

Section 8.1. Biennium Work and Financial Plan will be developed by the Steering Committee and approved by the General Assembly.

Section 8.2. Amendments to the Charter - may be made by a majority vote of the General Assembly where the required quorum is present.

Section 8.3. Dissolution of the Alliance - may take effect upon a majority vote of the General Assembly where the required quorum is present.

Section 8.4. Date of Effectivity - will coincide with the signing of the Charter by the founding members of the Alliance.

¹ World Health Organization, Ottawa Charter, (Canada, 1986)

² World Health Organization, Health Promotion Glossary, (Geneva, 1998)

³ World Health Organization, Health Promotion Glossary, (Geneva, 1998)

⁴ World Health Organization, Health Promotion Glossary, (Geneva, 1998)

(4)WHO西太平洋地域事務所への提出書類(Healthy City Ichikawa Annual Report 2003)

2003年レポート

はじめに(市長声明)

市川市のプロフィール

市川市の健康側面

市川市の健康都市プログラム

- 1)健康都市を目指す理由
- 2)健康都市市川のヴィジョン
- 3)計画の策定プロセス
- 4)組織的体制
- 5)市川市の優先課題と健康都市の仮フレーム
- 6)既存の計画の健康にかかる部分の検証
 - ・市の長期計画における健康増進施策の分類
 - ・既存の市計画への健康的な視点の組み込み

はじめに

このレポートの目的は、本市が健康都市をめざした取り組みをすすめるための全体像を描くものである。

2003年1月に、市長がWHOのガイドラインの考え方に沿った健康都市に取り組むことを明らかにした。これを契機として、健康増進の観点から、市の重要施策の再評価と組織の確立などを含む基盤作りを進めた。

2003年7月に、健康都市担当を発足させ、健康都市への取り組みを組織的に行っている。

当レポートは、市の健康都市にかかる計画策定の過程について纏めたものである。

市川市のプロフィール

市川市は千葉県の北西部に位置する。市の西を流れている江戸川が千葉県と東京都とを分けている。市の南部は東京湾に面している。

地形的には、北部から南部にかけてゆるやかに傾斜している。北部の台地の海拔は20m程度で、その他の地域はおおむね平坦である。市域は東西に8.2km、南北に13.3kmと長く、総面積は56.39k㎡である。

東京の都心から20km足らずの位置にある市川市は、東京の近郊都市として発展し、人口は461,603人である。市内には東京と千葉県内を結ぶ多数の鉄道が走っている。

市の北部は主に住宅、文教地区であるが、梨栽培などの農業も盛んで、緑も豊かである。南部は近代的な高層の住宅が増えているが、その傍の埋立地は京葉工業地帯の重要な一角を形成している。

それに加えて、市川市には多くの歴史や文化の遺産があるが、これは温暖な気候、景色

のよさ、理想的な立地条件が多くの人々を魅了したためであるが、そうした人の中には永井荷風や北原白秋など近代文学者も含まれる。

市川市の健康側面

2002年10月現在、市川市の人口は461,603人で、人口密度は1km²あたり8,186人である。市の人口は1963年から1978年までは1年あたり約10,000人程度が増加していたが、80年代からは増加率は鈍化し、最近は横ばいである。年齢構成を見ると、25から29歳が最も多く、ついで30から35歳、35歳～39歳である。次のピークは50歳代で20歳以下は比較的少なくなっている。

東京圏の住宅都市として、市民の健康状態と取り巻く環境を改善するための施策に重点を置いてきた。その例として、1994年には、クリーン・グリーン都市宣言をしているが、環境を守り、また、助け合いのコミュニティを増進することで、住み良さを実現することであり、クリーンは清潔な都市を創造することを指し、グリーンは福祉のイメージと自然環境にめぐまれた都市を目指した。

更に2002年には、市庁舎でISO14001の認証取得をした、また、さらに、ごみの12分別収集も開始した。

市川市の健康都市プログラム

1) 健康都市をめざす理由

長引く不況と国家財政の逼迫のもと、市は、個人の健康の多くの部分は都市のまちづくりに関係するということに気付き、健康にアプローチするにはこれまでの手法では限界があったが、WHOの健康都市のプログラムが「地域全体の連携で健康を守る」というコンセプトが、市川市のビジョンである「ともに築く自然と優しさがあふれる文化の街いちかわ」を作るということに適合することから、これを採り入れることとした。

加えて、市長はWHO健康都市ネットワークに参加することで、世界の健康都市と情報交換ができるメリットも強調すると同時に、市民の健康増進を推進する市川市の取組みを世界に発信することの重要性についても強調している。

とりあえず、2003年1月にWHO健康都市プログラムを目指し、10月にWHO健康都市データベースに登録した。

2) 健康都市市川市のビジョン

健康都市市川のビジョンは、市の総合計画を健康の視点で組み替えたものである。

基本理念：ともに築く 自然とやさし
さがあふれる 文化のまち いちかわ

目的：心豊かで健やかな市民が住む健
康都市を目指して

目標：市民が安心して健やかに、自分
自身の能力を生かしながら生き生きと暮
らせるまちを目指し、市民・行政・企業
それぞれが主役として健康活動に取り組
む

3) 計画の策定プロセス

現在、市の全体計画に合わせ、健康都
市プログラムの目的と目標とを定める作
業を進めている。プログラムの構成は2

段階に分けられている。第一段階は現存する市の諸計画から健康増進にかかる部分を分類し、編集する。第二段階では、地域の住民と連携を図った中で市の計画を補完し、新たな計画をたてる。

市民生活のいろいろな場面での、健康や環境の問題を体系化しながら、市民にあったユニークで特徴的な健康都市プログラムを発展させ実行することを検討している。

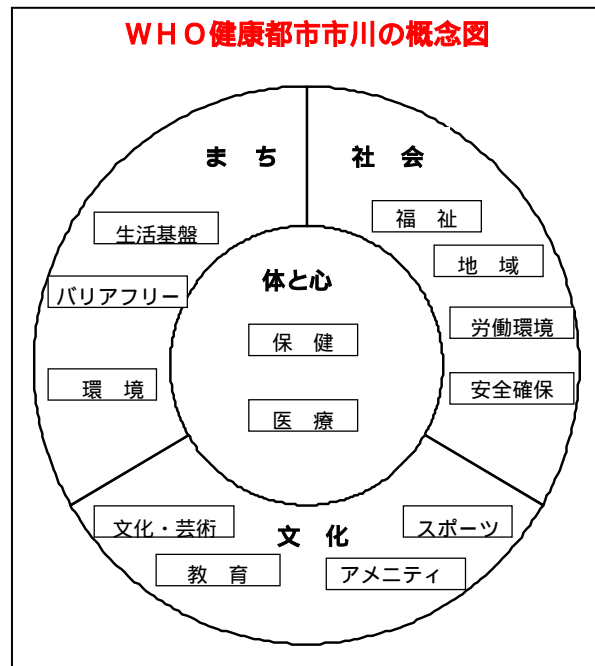
4) 組織的体制

健康都市の取組みを効率的かつ効果的に進めるため、組織的な体制を整備するところであり、市の組織内で部門間の連携を図るための組織、地域の参加を促すための組織の2つの組織を立ち上げた。

その一つは、2003年10月に設置した健康都市市内推進会議で、10人のメンバーからなる。その構成メンバーは、市長、助役2名、総務部長、企画部長、財政部長、建設局長、保健福祉局長、消防局長、教育次長である。当会議は健康都市市川をめざすビジョンの実現に向けての、市内の協力関係調整が大きな目的である。

もう一つは、市川市健康都市推進協議会で、地域のそれぞれの分野で活躍している15人のメンバーからなる。メンバーは、医師会、民生児童委員、食生活改善推進員、養護教諭、保健所、環境活動、体育協会、体育指導委員、芸術文化協会、地域のNPO、保健推進協議会、歯科医師会、薬剤師会、商工会議所、専門家である。

市川市健康都市推進協議会は全ての市民が健康で平和な生活が送れる健康都市を実現する目的を達成するために組織し、その任務は、1)健康都市市川の予備的なプランを描くこととその進行管理の方法を描くこと、2)健康都市市川の推進、3)その他健康都市プ



プログラムの実現に向けた事項。4)メンバーは専門家や多様な団体からの代表、その他市長が必要と認めた者で、任期は2年、市長の委嘱による委員会の定数は15人。

この委員会は2003年12月24日に発足した。

5) 市川市の健康都市の仮フレーム

市川市の基本計画を健康の視点で捉え、人の健康づくりと人を取り巻く環境づくりの2つの分野を4つのカテゴリーに分けた。

それぞれのカテゴリーに沿って、目標が定められた。

以下はカテゴリーに沿って分けた目標である。

分野	施策の柱	基本分野	目 標
人の健康づくり	体と心	保健	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病予防 ・ 感染症対策 ・ たばこ・アルコール・薬物 ・ 食生活 ・ 健康増進 ・ 休養・心の健康
		医療	
人を取り巻く環境づくり	まち	生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園 ・ 下水道 ・ 交通 ・ 住宅
		バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通のバリアフリー ・ 施設のバリアフリー
		環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境の保全 ・ 自然環境の保全創造 ・ 景観
	社会	福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉制度の充実 ・ 福祉施設の整備
		地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動 ・ 地域活動 ・ 地域経済
		労働環境	

分野	施策の柱	基本分野	目 標
		安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯 ・ 防災 ・ 交通安全
	文化	文化・芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の整備 ・ 文化振興
		教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育 ・ 生涯学習
		スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備 ・ スポーツ振興
		アメニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ アミューズメント

6) 既存計画の健康にかかる部分の検証

今後、健康都市プログラムに向けた新しい計画を立ち上げるつもりであるが、既に健康増進の計画が市の総合計画に位置づけられているため、健康都市を推進するための現存する施策との適合を図る必要がある。

市の長期計画における健康施策の分類

下記の表は市川市の2001年から2005年にかけての5ヵ年計画から選んだ15の健康増進の施策を纏めたものである。

	プロジェクト	説 明
1	地域ケアシステム推進事業	地域住民や関係機関との連携により支え合いや助け合い活動などの充実した地域社会づくりを目指す。
2	子どもの居場所づくり事業	子どもたちが放課後に集まり、遊んだり宿題をするような場所を開設する。
3	救急医療整備事業	主に大学病院において、時間外の救急診療体制を整備する
4	急病診療所等移転事業	防災公園に急病診療所を移転し、災害時の救援救助機能を持たせる。
5	交通バリアフリー推進事業	交通バリアフリー法に基づき、駅におけるバリアフリーの考え方を纏める。
6	人にやさしい道づくり重点地区整備事業	駅周辺などの優先地区で電柱の除去、街路灯の設置などにより、安全に歩ける道づくりを進める
7	市川駅南口地区第一種市街地再開発事業	防災機能の強化、効果的な土地利用、公共施設の改善などのためプロジェクトを推進する。

	プロジェクト	説明
8	文化活動施設整備事業	寄贈された個人の住宅を改良し、市の文化・芸術の活動拠点とする。
9	行徳ふれあい周回路の整備事業	行徳近郊緑地の遊歩道整備に合わせ休憩所等を整備する。
10	水辺プラザ整備事業	大柏川調整池を自然環境創造型の水辺として整備する。
11	江戸川活用総合計画事業	水辺空間の有効利用を図るため、サイクリングロード、千本桜の整備、緊急船着場等の周辺整備を進める。
12	行徳近郊緑地整備事業	市街地の貴重な水辺である近郊緑地を自然とのふれあい、学習の場として整備する。
13	分別収集促進事業	廃棄物の分別を進め資源循環社会の確立を目指す。
14	余熱利用施設建設事業	クリンセンターの余熱を利用し、健康の増進と地域の活性化を図るためにPFI法により健康増進施設の建設を行う。
15	資源化センター建設事業	収集した資源物を一元的・効率的に処理する施設を整備する。

既存の市の計画への健康的な視点の組み込み

本市は幅広い計画、施策に健康の視点を取り入れてきたが、再度、それぞれの計画を点検し、それぞれの目的、目標、中心的な健康都市と関連した政策に従って要約した。

進行中の計画の再点検は2つの意義がある、即ち、施策のダブリを防ぐばかりでなく、健康に関係することについて現行の施策で欠けていることを明らかにすることである。

下記の表は市の計画から抜粋したものである。計画の名称と健康増進の要素に限ったが、それぞれの計画が健康都市の視点で見直し、分析した。

	計画名	計画期間 (年度)	目的	健康都市との関連
1	男女共同参画基本計画	H14.9～ 37(2025)	女性の社会参画を推進することで男女の自立と相互協力する社会の実現を目指す。	・女性の生涯健康支援
2	保健医療計画	H10～ 17(2005)	保健医療需要の変化に対応した効果的、効率的な保健医療対策のために、本市の実情に即した具体的施策を定め計画的にその推進を図る。	・健康づくりや疾病の予防、検診、治療からリハビリテーションにいたるまでの包括的な保健医療体制の充実
3	地域福祉計画	H15～ 19(2007)	誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ると共に自らも参画し安心して暮らすことのできるまちをつくる。	・地域の福祉活動の推進とその支援体制の構築

	計 画 名	計画期間 (年度)	目 的	健康都市との関連
4	障害者施策長期計画	H10～ 19(2007)	個性豊かに自分の力を発揮し、社会の中で役割を持ち共に生きる。	・障害者の自立支援に対するすべての事業が該当する。 4つの重点施策を推進 1.総合相談窓口の設置 2.障害者就労支援センター 3.地域生活支援センター 4.ﾊﾞﾘｱﾌﾞﾙ-福祉マップの作成
5	老人保健福祉計画	H15～ 19(2007)	健康と長寿を喜び、健やかで安心した生涯を過ごすことができる社会の実現を目指す。	・生涯にわたる健康づくりの推進 ・生きがいづくりの充実
6	介護保険事業計画(第2期)	H15～ 19(2007)	介護が必要な高齢者が地域で暮らし続けられるような仕組みづくり。	・高齢者の生活の質の向上にかかわる施策
7	エンゼルプラン	H11～ 21(2009)	子どもが育ち、子どもを育てるための支援施策	・子どもの育成にかかる事業
8	市川市教育計画	H13.1～ (H15.7改訂)	進んで学習に取り組み、学びの成果を生かす自立心と社会性にあふれた人間を育成する。	・生涯を通じた健康な心と体づくりの推進
9	文化振興ビジョン	H15～ 37(2025)	芸術文化の振興、新たな文化の創造を通じて個性豊かな地域づくり。	・市民一人ひとりが市川に暮らすことに誇りと愛着を感じる市の実現のためのリーディングプログラム。
10	環境基本計画	H12～ 22(2010)	「自然が息づく文化都市市川を未来に引きついでいくため」の環境に関わる施策や事業の推進	・環境の保全及び創造に関する事業すべて
11	みどりの基本計画	H16～ 37(2025)	緑地の保全及び緑化を推進する措置を総合的かつ計画的に実施する。	・都市公園整備 ・緑地の確保
12	都市マスタープラン	H16～ 37(2025)	「都市の健康とは」という観点で、環境・文化・経済・景観等に配慮しながら、安全で安心して暮らせる都市空間づくりを進めるための基本的な方針	・安全な空間形成(防災・防犯) ・快適な空間形成(景観) ・安心できる環境形成(ユニバーサルデザイン)
13	一般廃棄物処理基本計画	H14～ 23(2011)	廃棄物の発生を抑制持続可能な資源循環型社会のまちを目指す	・清潔なまちづくり ・循環型社会の構築

	計 画 名	計画期間 (年度)	目 的	健康都市との関連
14	交通バリアフリー-基本構想	H15.10～ 21(2010)	人にやさしいまちづくりを目指し市域全体のバリアフリー化を目標にまちづくりを推進	・公共交通施設を中心としたバリアフリー化 ・人にやさしい道づくり事業
15	商工業振興ビジョン	H13～ 23(2011)	商工業の現状と新たな商工業のあり方を示した産業振興策の指針	・地域密着型コミュニティー商店街の形成 ・環境と調和し市民生活と産業が共存するまちづくり
16	総合交通計画	H16～	将来にわたる市川市の交通機関の整備計画	・環境負荷の軽減、利便性、交通手段の選択肢を広げて市民生活支援、官民協働の視点で構築
17	地域防災計画	H12～	市民の安全・防災の対策の方針	・地震災害や風水害に対して、市・防災関係機関・市民・事業所が協力することにより、市の地域並びに市民の生命・身体及び財産を守る
18	防災まちづくり計画	H16～	地震災害による人的・環境的・経済的な打撃を最小限に留めるために、都市の構造的な安全性を高めるための計画 ・短期的、長期的な対応策 ・被災後の復興まちづくり計画	・災害に強い都市基盤の整備 ・市民の生命（安全性）を確保 ・安心な生活空間の形成
19	江戸川活用総合計画	H12～	江戸川の有効な活用を推進する。	・サイクリングロード、桜並木、水辺のイベントなど江戸川を憩いの場として整備する。
20	市川市公共下水道基本計画	S63～	公共用水域の水質保全及び生活環境の向上	・計画的な市街地の下水道整備
21	生活排水対策推進計画	H14～ 24(2012)	みんなの力でふるさとの川・真間川に清流を取り戻すために生活排水対策を進める。	・河川に流れ込む生活排水の汚れを減らし、河川水質の改善を図る
22	スポーツ振興基本計画	H16～ 26(2014)	幅広い市民を対象とした、生涯学習として気軽に実践できるスポーツ活動の振興	・生涯学習としてのスポーツの推進
23	景観基本計画	H16～	都市の個性（自然・文化都市）を活かしながら優れた景観のま	・地域に愛着と誇りを持ち、住み続けられるまちづくりを推進

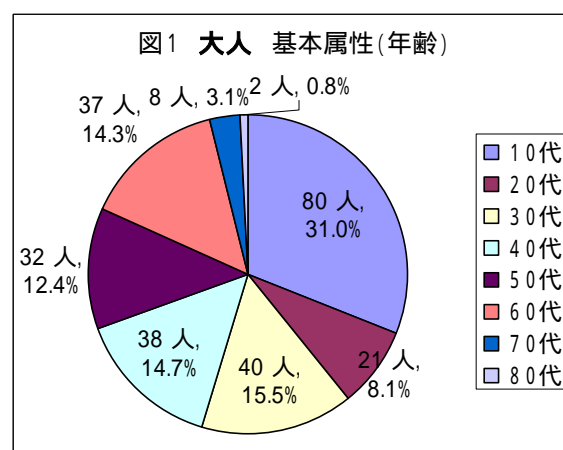
	計 画 名	計画期間 (年度)	目 的	健康都市との関連
			ちづくりを市民との協働で進めるための理念と基本的な方針	・心地良い生活環境、活気ある経済環境の創出により、快適で生き生きとしたまちづくりを推進
24	市川市交通安全計画（第7次）	H13～ 17(2005)	交通安全に関する施策の総合的な推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者等への安全教育や、交通環境に関する安全対策を行う ・市民、交通関係機関・団体等との連携のもとにこれらの施策を推進する。

(5) 健康に関する市民アンケートの概要

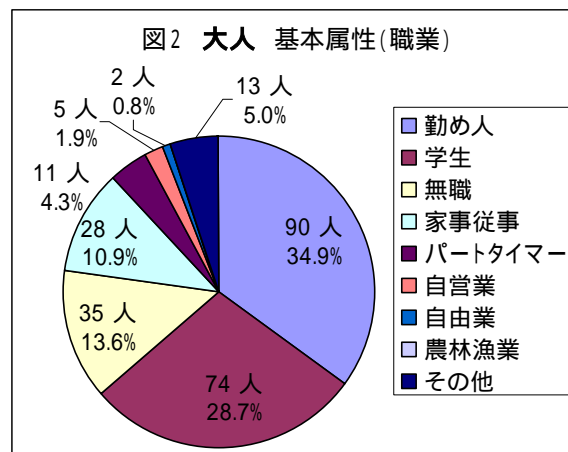
平成 15 年 10 月～11 月の 2 ヶ月間、健康に関する市民アンケートを実施した。市 Web 上の電子アンケートであったが、大人（16 歳以上）258 人、子ども（16 歳未満）337 人、合計 595 人から回答があった。この結果については、東京医科歯科大学に分析を依頼したが、集計結果の概要について下記のとおり報告する。

回答者の基本属性

【大人】男性 148 人（57.4%）、女性 110 人（42.6%）の合計 258 人から回答があり、居住については、市内在住者 215 人（83.3%）、市内在勤者 13 人（5.0%）、市内在学者 30 人（11.6%）であった。年齢階級別には、10 歳代が最も多く 80 人（31.0%）、30 歳代～60 歳代は、それぞれ 40 人ぐらいであり、20 歳代が 21 人（8.1%）と少なくなっている（図 1 参照）。また、職業別の割合は、勤め人が最も多く 90 人（34.9%）、次に学生が 74 人（28.7%）であった。（図 2 参照）。



【子ども】男子 210 人（62.3%）、女子 127 人（37.7%）の合計 337 人から回答があり、学年別に見ると、小学 5 年生が 311 人（92.3%）と圧倒的に多く、その他の学年は 1 人から 12 人であった。これは、市内 4 小学校の 5 年生に、アンケートへの協力を依頼したためであると考えられる。



アンケート結果概要（アンケートの設問及び選択肢は、大人用と子ども用で若干異なる。）

健康と聞いて何を思い浮かべますか。

健康と聞いて思い浮かべるものは、大人、子どもとも「元気」が最も多く、大人 168 人（65.1%）、子ども 303 人（89.9%）であった。次いで「運動」となっており、大人 134 人（51.9%）、子ども 236 人（70.0%）となっている。（図 3・図 4 参照）。

自分が健康だと感じていますか。

自分が健康だと回答した人は、大人 204 人（80.0%）、子ども 283 人（88.7%）とどちらも高くなっている。

自分が健康ではないと考える理由は何ですか。

自分が健康だと感じていないと回答した人にその理由を尋ねた。大人の場合、最も多かったのは「病気」で16人(31.4%)。次いで「生活環境」12人(23.5%)、「身体条件」10人(19.6%)であった(図5参照)。子どもの場合は、最も多かったのは「勉強のなやみ」で7人(20.6%)。次いで「周りの環境(空気・水)がよくない」6人(17.6%)という結果であった(図6参照)。「そのほか」の内容は、「好き嫌が多い」、「アレルギー」、「ぜんそく」、「朝食をとらない」などが挙げられている。

健康に関する市の情報は十分だと感じていますか。

これは、大人に対してのみの設問ですが、健康に関する市の情報提供は、十分と感じていた人は61人(24.2%)であり、191人(75.8%)の人が不十分と感じている。

充実してほしいと思う施設は何ですか。

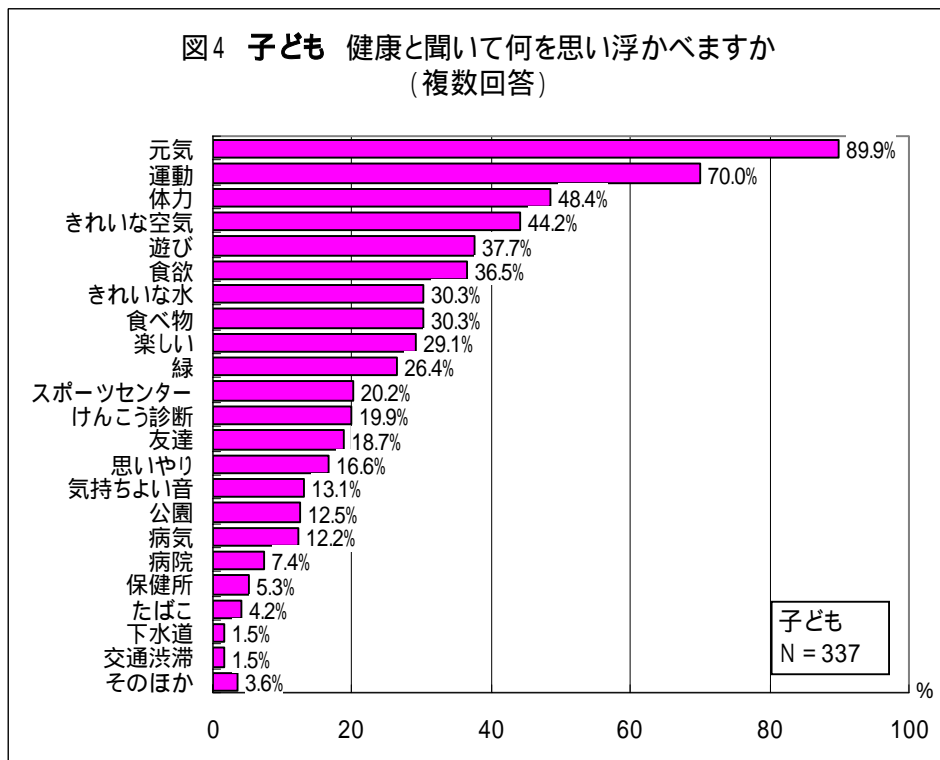
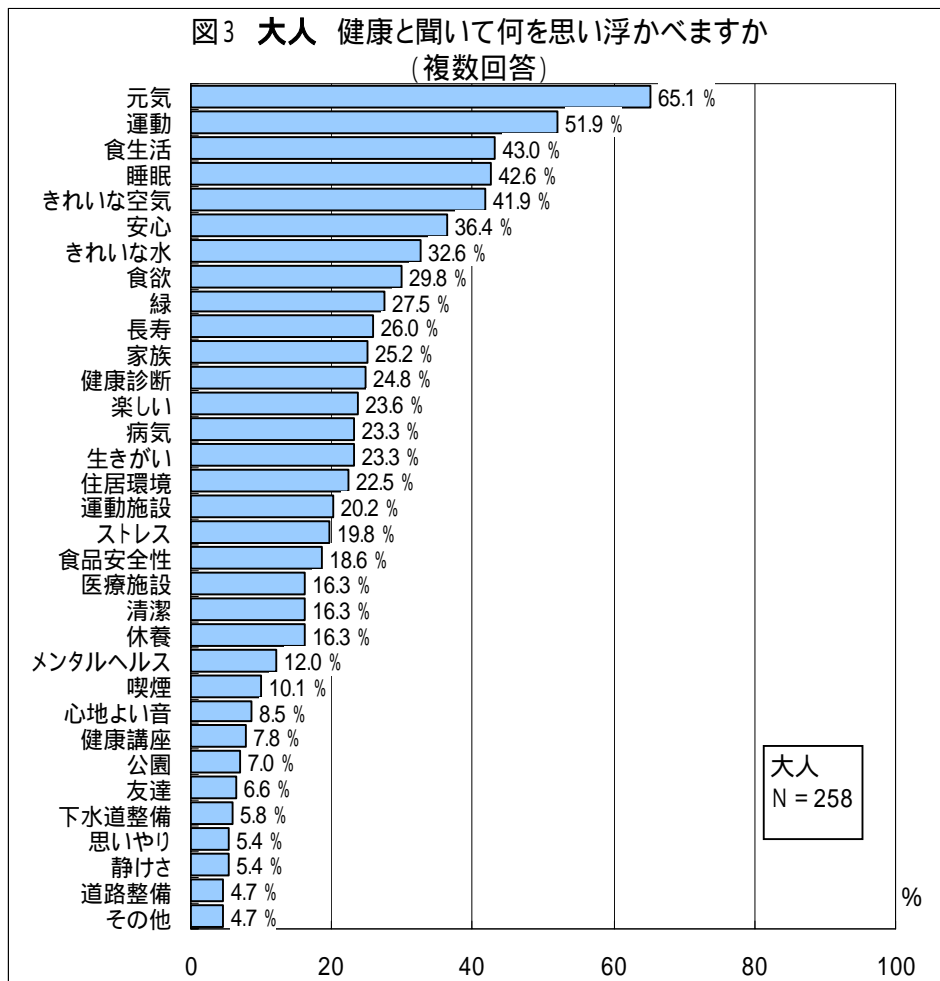
充実してほしい施設については、大人は「公園」が最も多く145人(56.2%)。次いで「遊歩道」102人(39.5%)、「総合スポーツ施設」101人(39.1%)が挙げられている(図7参照)。

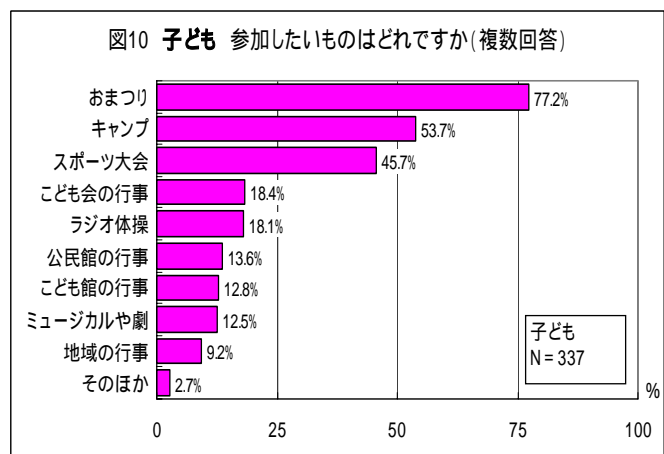
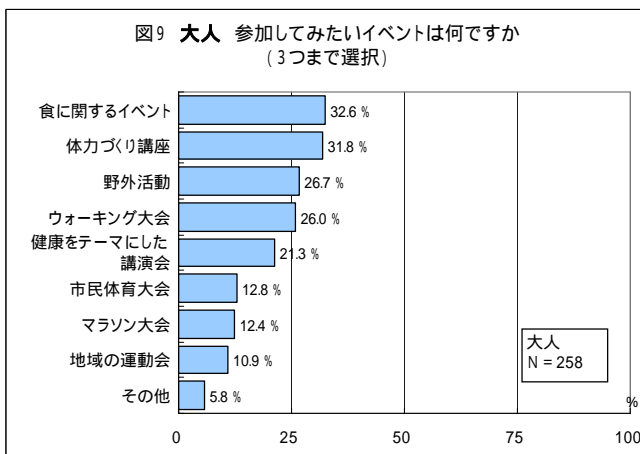
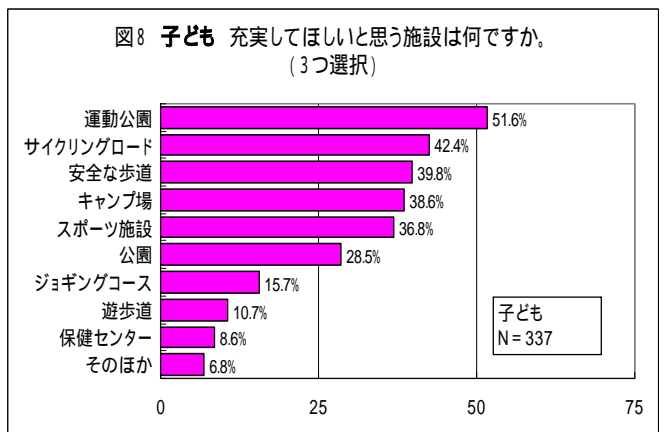
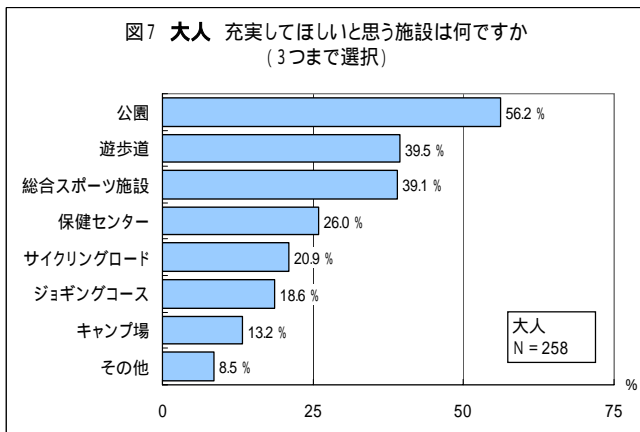
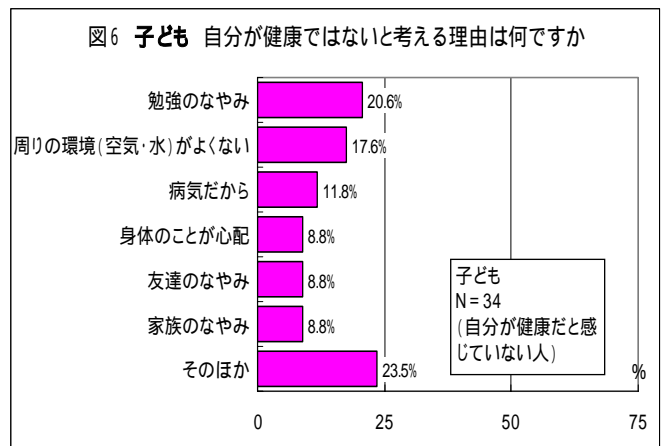
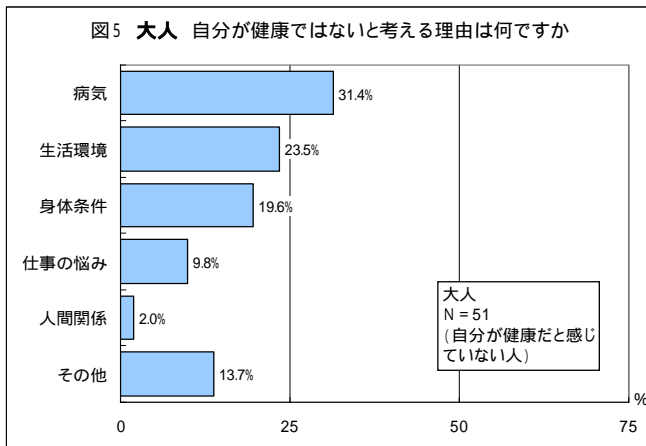
子どもは、「運動公園」174人(51.6%)が多く、次いで「サイクリングロード」143人(42.4%)、「安全な歩道」134人(39.8%)となっている(図8参照)。

参加してみたいイベントは何ですか。

大人は、「食に関するイベント」が84人(32.6%)で最も多く、次いで「体力づくり講座」82人(31.8%)、「野外活動」69人(26.7%)、「ウォーキング大会」67人(26.0%)となっている。

子どもは、最も多いのは「おまつり」で260人(77.2%)。次いで「キャンプ」181人(53.7%)、「スポーツ大会」154人(45.7%)となっている。





3. 市川市健康都市推進協議会

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 すべての市民が安心して健やかに生活することができる健康都市（市民の健康の増進をまちづくりの中心に据え、かつ、その目的を達成するため、市民、事業者及び市が相互に協力する都市をいう。以下同じ。）を目指して、市民、事業者及び市の連携を図るため、市川市健康都市推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 健康都市に関する事業について協議すること。
- (2) 市民、事業者、民間団体等が市民等の健康の増進を図るために自主的に行う活動について必要な情報の交換を行うこと。
- (3) 健康都市に関する施策の推進を図ること。
- (4) その他健康都市に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員15人以内をもって構成する。

- (1) 保健、医療、福祉、文化等に関する団体の推薦を受けた者
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 座長及び副座長)

第4条 協議会に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、協議会の会務を統理し、協議会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等の要求)

第6条 協議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(事務)

第7条 協議会の事務は、企画部健康都市推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が市長の同意を得て定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成16年 6月25日から施行する。

(2)委員名簿

(敬称略、50音順)

氏 名	職 名 等
青 山 真 二	NPOいちかわライフネットワーククラブ副理事長
芦 田 康 行	市川市薬剤師会理事
稲 毛 佳世子	市川市芸術文化団体協議会理事
岩 田 真 二	市川市医師会理事
扇 原 賢 二	市川市体育指導委員連絡協議会会長
乙 益 弘 子	市川健康福祉センター(市川保健所)副センター長(2004年4月から)
児 玉 賀洋子	市川保健所次長(2004年3月まで)
加 藤 想 士	市川市歯科医師会監事
清 水 輝 和	市川市体育協会理事長
竹 内 美知子	市川市食生活改善推進協議会会長
西 村 紀美代	市川市立宮田小学校養護教諭
林 泰 宏	市川商工会議所青年部平成15年度会長
平 田 仁 子	NPO気候ネットワーク運営委員
湊 久美子	和洋女子大学家政学部健康栄養学科助教授
山 中 裕 子	市川市保健推進協議会会長
渡 辺 眞 男	市川市民生委員児童委員協議会
アトハザ - 中 村 桂 子	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科助教授

座長 副座長

4. 市川市健康都市庁内推進会議・担当者部会

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 すべての市民が安心して健やかに生活することができる健康都市（市民の健康の増進をまちづくりの中心に据え、かつ、その目的を達成するため、市民、事業者及び市が相互に協力する都市をいう。以下同じ。）を目指して、市民等の健康に資する施策（以下「施策」という。）を推進するため、市川市健康都市庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 施策の推進及び調整に関すること。
- (2) 施策の評価に関すること。
- (3) その他施策に関連すること。

(組織)

第3条 推進会議は、市川市庁議等設置規程（昭和61年訓令第8号）第2条第2項に規定する者をもって組織する。

(座長及び副座長)

第4条 推進会議に座長を置き、市長をもって充てる。

2 推進会議に副座長を置き、企画部の事務を所管する助役をもって充てる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じ座長が招集し、議長となる。

(部会)

第6条 推進会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会にリーダーを置き、座長が指名する。

3 部会に属すべき者は、リーダーが指名する。

4 リーダーは、部会を招集し、議長となる。

(事務)

第7条 推進会議の事務は、企画部健康都市推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成16年 6月29日から施行する。

(2) 庁内推進会議組織名簿

(敬称略)

氏 名	職 名 等
千葉 光 行	市川市長
浅野 正 隆	市川市助役
永田 健	市川市助役
栗林 一 義	市川市収入役
池田 幸 雄	市川市固定資産評価員
西垣 惇 吉	市川市教育委員会教育長
山越 均	市川市保健福祉局長
倉岡 徹	市川市建設局長
伊与久 美 子	市川市総務部長
本島 彰	市川市企画部長
永池 一 秀	市川市財政部長
中台 久之	市川市管財部長
井堀 幹 夫	市川市情報システム部長
金子 正	市川市行徳支所長
板橋 清	市川市消防局長

(3) 担当者部会名簿

(敬称略)

氏 名	職 名 等
杉山 公 一	市川市企画部次長
日下 保 裕	市川市情報システム部参事
大瀧 晴 夫	市川市文化部まちかどミュージアム推進課長
大谷 英 世	市川市市民生活部次長
松本 マキ子	市川市保健福祉局保健福祉政策室長
春日 幹 雄	市川市保健福祉局福祉部次長
高橋 憲 秀	市川市保健福祉局こども部次長
鈴木 豊	市川市保健福祉局保健部次長
加藤 正	市川市環境清掃部次長
土田 均	市川市経済部農水産課長
鋒崎 修 二	市川市建設局都市政策室長
原 健 二	市川市建設局都市計画部次長

氏 名	職 名 等
田 中 薫	市川市建設局街づくり部次長
鷓 沢 誠	市川市建設局道路交通部次長
田 口 修	市川市建設局水と緑の部次長
荒 井 行 雄	市川市教育委員会教育総務部次長

5 . プログラム策定の経過

年	月	主 な 内 容
2003 年	4 月	健康都市を本格化するに際し、健康都市担当（兼務）を設置
	7 月	企画部内に健康都市推進担当組織を設置
	7 月	健康都市検討会定例会議を開催し健康都市施策体系等について検討
	9 月	健康都市の施策の展開方法を検討・研究するため、東京医科歯科大学に受託研究申請を依頼
	9 月	「体と心」の健康を中心とした「まち」・「社会」・「文化」の基本目標が庁議で了承
	10 月	市民ニーズの把握のため、健康に関する市民電子アンケートを実施
	12 月	市川市健康都市推進協議会を設置
	12 月	市川市健康都市庁内推進会議を設置
2004 年	1 月	健康都市施策体系にかかる各種基本計画及び事業調査を依頼
	2 月	市川市健康都市推進協議会で健康都市の施策体系（案）を検討
	4 月	企画部に健康都市推進課を設置
	6 月	市川市健康都市庁内推進会議担当者部会を設置し、健康都市プログラムの構成（案）及び施策体系（案）を報告
	6 月	健康都市プログラムの重点推進プラン（案）を調査
	7 月	市川市健康都市庁内推進会議担当者部会に重点推進プラン（案）を報告
	7 月	市川市健康都市推進協議会に健康都市プログラムの構成（案）を報告
	7 月	市川市健康都市庁内推進会議に健康都市プログラムの構成（案）及び施策体系（案）を報告

年	月	主 な 内 容
	8月	庁議に健康都市プログラム（案）を参考資料として提示
	9月	市川市健康都市庁内推進会議担当者部会に健康都市プログラム（案）を報告し、健康都市施策の展開について確認を依頼
	9月	市川市健康都市推進協議会に健康都市プログラム（案）及び重点推進プラン（案）を報告
	12月	市川市健康都市庁内推進会議担当者部会に重点推進プラン（案）の見直しに係る調査・確認について依頼
	12月	市川市健康都市推進協議会に重点推進プラン（案）の見直しに係る調査を依頼
2005年	1月	市川市健康都市推進協議会に健康都市プログラム（案）及び推進プラン（案）を報告
	1月	市川市健康都市庁内推進会議担当者部会に健康都市プログラム（案）及び推進プラン（案）を報告し確認について依頼
	2月	市川市健康都市庁内推進会議に健康都市プログラム（案）を報告し基本的に了承
	2月	市川市健康都市庁内推進会議担当者部会に健康都市プログラム（案）の最終確認を依頼
	2月	市川市健康都市推進協議会に健康都市プログラム（案）の最終確認を依頼
	3月	市川市健康都市プログラムを策定

6 . 用語解説

アミューズメント(amusement)

心の豊かさ、精神的な充実感を得るために、何かをしたり見たり聞いたりなどして楽しむことである。

地域の文化的資産や歴史的環境などを身近に感じることを通して、生活を楽しみ、心豊かに過ごすことができる。

アメニティ(amenity)

居住環境の快適性。歴史的環境や自然景観などにも配慮し、生活を楽しみ、心豊かに過ごすことができるような、総合的な住み心地の良さ。

アルマ・アタ宣言

1978年、旧ソ連のアルマ・アタで開かれたWHOプライマリー・ヘルス・ケアに関する国際会議で採択された宣言である。アルマ・アタ宣言では、健康を勝ち取るのは人類共通の権利であり、政府は、国民が健康を勝ち取るために協力する義務があるとしている。全体的に、発展途上国における感染症対策や公衆衛生に焦点が当てられている。

ウェルネス運動

アメリカの公衆衛生医ハルバートダン博士は健康で輝くように生き生きとした状態をウェルネスと呼び、家庭、地域、学校、職場という社会的環境や自然環境、自分が人生のどんな価値、目標、生きがいをもって生きようとしているかが自分の健康を形成する重要な役割を担っているとした。

1970年代、アメリカでは、ウェルネス運

動が各地で広がり、「自分の身体は自分で守る」という意識が高まり、「ウェルネス度が50%増すと、医療費は80%減少し、寿命は10%延びる」と言われるようになった。

オタワ宣言

1986年、カナダのオタワで開かれたWHOヘルスプロモーション国際会議で採択された憲章である。この憲章のなかで、ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康を管理し、改善できるようにするプロセスであると定義された。

オタワ憲章では、すでに衛生環境が整っている先進国に向けて、個人、家族、地域と政治が一体となって、より幸せな人生を築くためのより積極的な手段としての「ヘルスプロモーション」に重点を置いている。

景観

景観とは、様々な種類の建物、木々や川などに加え、視覚以外でとらえた音や匂いなど、様々な要素からなる空間を、私たちが目にし、感じることでとらえることのできる、まちや地域の表情を意味する。

このように、景観とは、地域の歴史や人々が共有する価値観や文化の表れであり、単に視覚的に美しいというだけでなく、精神的な満足感や快適性、安全性なども含めた総合的なものである。

健康

1946年にWHOがそれまでの身体中心の健康観に対し、社会的側面を加えた包括的、人間的概念としての「健康」概念、いわゆる

るWHO憲章を提唱した。WHOでは「健康」の定義を、「単なる疾病にかかっていないということだけでなく、充実した日常を送り自己実現を達成するための最適な状態」と定義した。

その後、医療技術の急速な進歩や慢性疾患の増加、人々の生活に対する価値観の変化等により、病気をもちながらも生活している人々が、いかに生活の質を高め自己実現していくかが大きな課題となってきた。

健康アイランド

ヤヌカ島宣言では、健康な島とは、子どもが心身が健康的に生まれ、自然環境を用いて学習と娯楽が楽しめ、島民が尊厳を持って働き暮らせ、環境に優しい暮らしを誇りに思えるような島としている。この宣言は、1995年に太平洋の14の島嶼国の厚生大臣によって認証され、以来健康の島構想の基として地域を問わず世界的に参考にされている。

健康決定要因

健康に影響を与える要因は数多く、互いに関連している。健康的な行動やライフスタイルといった個人的行為だけでなく、収入や、社会的地位、教育、雇用、労働条件、適切なヘルスサービスの利用、物理的環境といった要因も含んでいる。これらのことが合わさって、様々な生活状況を生み出し、健康に強い影響を与える。健康状態を決定するこれらのライフスタイルや生活状況の改変を得ることが、健康上の成果と考えられている。

健康寿命

ある人の余命の中で、心身ともに健康でいられる期間を表した数。寿命の中での期間をさす場合もある。近年、実質的な寿命を測る指標として用いられるようになった。

健康で明るく元気に生活し、稔り豊かで満足できる生涯、つまり痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間のことを健康寿命という。

目標をもち自分らしさを大切にしながら自分の人生を作り上げていくことが広い意味での健康づくりである。

健康水準

集団の健康状態をはかるものさしを健康指標といい、これではかられた健康の程度を健康指標という健康水準をみることで、その集団が抱えている健康課題が明らかとなる。

健康状態を示す包括的指標である「平均寿命」について見ると、日本は、1984年から今日まで、世界一の健康水準を示している（2001年厚生労働省発表では、女性は84.93歳、男性78.07歳である）。

日本人の寿命が戦後急速に伸びた背景には、「感染症」などの急性期疾患が激減したことがあげられる。一方、がんや循環器病などの「生活習慣病」が増加し、疾病構造は大きく変化してきた。

健康増進法

国民の健康増進のための施策を定めた法律。厚生労働省が推進する運動「健康日本21」を法制化したもの。第25条では、多くの人が集まる施設の管理者に対して、受動喫煙（間接喫煙）の防止措置を求めている。また栄養改善法を廃止し、これを引き

継いでいる。2003年5月施行。

健康都市プログラム

WHOは、都市に生活する住民の身体的、精神的、社会的健康水準を高めるためには、健康を支える都市の諸条件を整える必要があるという認識のもとに、従来までならば保健医療部門とは無縁であったかもしれない活動領域の人々にも健康の問題に深く関わってもらい、都市住民の健康を確保するための仕組みを構築しようとしている。

この仕組みの構築が、健康都市プログラムである。

「健康都市プロジェクト発展のための地域ガイドライン」(WPROガイドライン)

西太平洋地域内の健康都市活動の発展を支援することを目的として、域内の体験を反映したWPROガイドラインが2000年3月に作成された。

WPROガイドラインは、第1章では健康の基本概念や定義、西太平洋地域での経緯、取り組みの展開手法が示されている。第2章では、西太平洋地域での実践事例が分析され、多様性の尊重などが強調されている。第3章では、健康都市プロジェクトの一般的な展開手法が段階的に示され、第4章は行動計画の策定の手引き、第5章はモニタリングと評価に関して述べられている。さらに、地域内取り組み状況、都市健康プロフィールの項目、健康都市プロジェクトのネットワーク発展のためのフレームワーク、参考文献と関係機関の連絡先が掲載されている。

健康日本21

健康寿命の延伸や生活習慣病の予防など

を目的に、厚生労働省が2000年に開始した、健康づくり運動。栄養・運動・休養・タバコ・アルコール・歯の健康・糖尿病・循環器病・癌(がん)の9分野70項目について、2010年までの目標値を掲げている。

健康文化と快適なくらしのまち創造プラン

「健康文化と快適なくらしのまち創造プラン」事業は、1993年に開始された厚生省(現：厚生労働省)の補助金事業であり、市町村がそれぞれの地域の特色を活かしたプランを作り、こどもの環境づくり、高齢者が安心して暮らせる社会づくり、障害者にやさしいまちづくり、健康文化の理念に基づく環境の整備等、社会・生活環境等の整備を図るために必要な政策を実施するものであり、事業の概要としては、計画策定とそれに基づく事業の実施という2つがある。1997年までに合計126都市がモデル都市として指定された。

健康文化都市協議会

健康文化都市協議会とは、厚生省(現：厚生労働省)の「健康文化と快適なくらしのまち創造プラン」を実施したモデル市町村(健康文化都市)間のネットワークを構成し、相互に連携を図ることを通じて、各々の地域特性を発揮した個性あふれる健康文化都市構想の促進および実現することを目的に、1994年度に設置された任意団体である。

2000年4月1日現在では、健康文化都市に指定された126市町村のうち46市町村が加盟しており、「学術会議」、「先進事例集の発行」等を行うことにより、国内外への健康文化都市の普及啓発を図っている。

国民健康づくり運動

国の健康づくり対策として、1978年からの第一次国民健康づくり対策および1988年からの第二次健康づくり対策があり、老人健康診査体制の確立、施設整備・人材の育成指導や活動指針の策定等の基盤整備を推進してきた。これらの成果を踏まえ、21世紀の健康寿命の延伸のため、新たに第三次国民健康づくり対策として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が定められた。

生活習慣病

これまでは「成人病」と呼ばれていたもので、加齢よりも食生活・運動・喫煙などが原因となって起こることが明らかとなり、「生活習慣病」と呼ばれるようになった。1996年12月の厚生労働省の公衆衛生審議会意見具申では「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾病群」と定義されている。誤った生活習慣によって引き起こされる高脂血症、高血圧症、糖尿病などが有名で、その他にも痛風（高尿酸血症）、肥満、動脈硬化、脳梗塞、心筋梗塞、膵炎、呼吸器疾患、胃・十二指腸潰瘍、肝機能障害、骨粗鬆症、癌、歯周病なども生活習慣病にあげられる。

セティングアプローチ

セティング（場）は、単に物理的な場所として捉えるだけではなく、人々の日々の営みの場、様々な環境条件の現実的発現の場として総合的に捉える。学校、職場、病院、市場などがそれにあたり、そこでの環境は人々の健康に大きく影響する。特定の

セティングにおいて、その場所に適正な複合的取り組みを行うことで、健康を支援する環境づくりがうまくいく。健康都市プロジェクトでは、主要なセティングでの取り組みを統合することにより、相乗効果をだすことができる。

西太平洋地域で実施されている取り組みには、学校プロジェクト、市場プロジェクト、職場プロジェクト、病院プロジェクトなどがある。

WHO健康都市研究協力センター

WHO協力センターは、WHOとの協力事業を行う研究機関として認定を受ける「WHO指定研究協力センター（WHO-CC）」であり、日本が所属するWHO西太平洋地域事務所の推薦により指定を受ける。

WHOが推進する研究分野に準じた研究活動を行うことが指定の条件であり、それぞれの研究機関は独自の研究課題を定めている。

東京医科歯科大学は、1997年、「WHO健康都市研究協力センター」に指定された。

WHO憲章（Magna Carta of the WHO）

1946年に発表されたWHO憲章では、「健康とは、単に疾患がない、虚弱でないということではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態」とであると定義された。このWHO憲章では、健康は人の権利であり、社会全体で取り組んでいく必要性が謳われた。

都市化

産業化の進展、高速交通網の発達、情報化などに伴う人口の都市への集中、都市的

生活様式の形成とその農村部への浸透過程をいう。

プライマリー・ヘルス・ケア (primary health care)

プライマリー・ヘルス・ケアを直訳すると、患者が疾病の発生した時点から最初に接する「初期診療」あるいは「一次医療」のことであるが、これは一面にすぎない。

プライマリー・ヘルス・ケアとは、地域社会や国家がまかなうことのできる費用で、個人や家庭に受け入れられ、誰でも利用できる、病気の治療や予防・健康の維持促進のための保健サービスであり、ヘルス・ケア・サービスの支柱となるものである。

WHOは1975年、この活動の世界的普及を呼びかけたが、そこでは「人びとの健康状態を改善させるに必要な、すべての要素を地域レベルで統合する手段をいい、それは国家保健システムに組み込まれていて、予防、健康増進、治療、社会復帰、地域活動すべてを含む」といっている。つまり、医療というものを、病気を治す治療医学だけに限定しないで、もっとトータルにとらえようという考え方である。

ヘルシー・ピープル

1979年、ラロンド報告の基本概念に基づいて、アメリカ厚生省のマクギニス技官は、ヘルシー・ピープルという新たな国民的健康政策を打ち出した。この新政策の特徴は疫学や健康への危険因子を重視し、特に個人の生活習慣の改善による健康の実現に重点を置いたものである。ヘルシー・ピープルでは、科学的に立証された数値目標を人生の年代別で設定し、国民運動としてその目

標を達成する手法をとっている。

現在、アメリカでは、「Healthy People 2010」が実施されている。

ヘルス・プロモーション

ヘルス・プロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールし、改善することを増大させようとするプロセスのことである。この中での健康観は、健康を目的ではなく資源として考え、その資源を最大限活用して生きていくことの意義を示唆している。ヘルス・プロモーションでは、健康を人々が充実した人生を送るため（QOLの向上）の大切な資源であると捉え、最終のゴールは住民一人ひとりの幸せな人生にあるとし、主役は住民であること、あらゆる生活の場がヘルス・プロモーションの場であること、あらゆる場面に住民が参加することを重視している。

ヘルス・プロモーションは1986年にWHOが提唱したオタワ憲章の根幹をなす新しい健康戦略で、この戦略を打ち出した背景には、先進諸国では疾病構造が感染症から生活習慣病へ変わったことや、従来の行政主導型の手法では問題の解決が困難なことがあるといわれている。

ライフスタイル

生活習慣。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択、社会とのかかわり方まで含んだ、広い意味での生き方。単なる生活様式を超えてその人のアイデンティティーを示す際に用いられる。

ラロンド報告

1974年に、カナダのラロンド保健大臣が

発表した報告書であり、公衆衛生活動をそれまでの疾病予防から健康増進へ重点を移し、宿主と病因という病気の決定要因を、単一特定病因論から長期にわたる多数の要因に基づく原因論に再構築するものである。この報告を出発点に、いわゆる新公衆衛生

運動が欧米に広がっていった。

リスクファクター

ある疾患の原因あるいは指標となる因子。脳卒中に対する高血圧、冠動脈硬化に対する高血圧、糖尿病、肥満など。危険因子。

Health for all (すべての人に健康を)

社会的・経済的にみて豊かな生活を送れるような健康のレベルに、世界のすべての人々が到達できること。

このことは、WHOとその加盟国の健康戦略の重要な焦点として約20年もの間提唱されてきた。それは、各国の社会的・経済的状況や、住民の健康状況や死亡状況、ヘルスシステムの開発状態によって異なって解釈されているが、健康上の公平の概念に基礎をおいた理想的なゴールを規定している。「すべての人に健康を」戦略は、21世紀にも通用するように、最近開発し直されてきている。新しい政策が開発され、1998年の世界健康集会で採択された。

QOLとは、「生活の質」、「人生の質」、「生命の質」とも訳されているが、主観的、客観的に、また身体面、精神面、社会面からも人間のよりよい状態を意味する。WHOでは、QOLの定義を「個人が生活する文化や価値観の中で、目標や期待、基準および関心に関わる自分自身の人生の状況についての認識」としている。

UNDP

UNDPとは国連開発計画(United Nations Development Program)の略で、拡大技術援助計画(EPTA)、国連特別基金(UNSF)を統合して、1966年発足した。発展途上国への技術援助が目的である。

Intersectoral Collaboration (多分野間の協力)

異なった部門間で結成され、健康成果や中間的健康成果を達成するために行われる活動を協力して進めていく連携のことで、保健衛生分野の機関が単独で施行するよりも効果的・効率的・持続的に行うために形成されるものである。

また、異なる社会組織形態での協力、例えば、公共機関と市民団体と民間組織などとの協力であるとも、徐々に理解されてきている。

QOL (Quality of Life)

WHO (世界保健機関)

国際連合の専門機関で、1946年にニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章により設立された。「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的とする。本部はスイスのジュネーブに置かれ、アフリカ、アメリカ、地中海、ヨーロッパ、東南アジア、西太平洋の6つの事務局を持ち、189カ国が加盟している。日本は西太平洋地域(事務局：マニラ)に属している。